

**北名古屋市**

**(第6期) 介護保険事業計画・高齢者福祉計画**

**【素案】**



**北名古屋市**



# 目 次

<b>I 総論</b> .....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
1-1 計画の背景と目的.....	1
1-2 計画策定の視点.....	5
(1) 北名古屋市の「地域包括ケア」の発展・充実を図る.....	5
(2) 認知症施策の推進.....	5
(3) 高齢者自身や高齢者を支援する市民による自主的な地域活動の促進.....	5
1-3 計画の根拠・位置づけ.....	7
1-4 計画の期間.....	7
1-5 計画策定の体制.....	7
1-6 日常生活圏域の設定.....	8
2 高齢者人口、要支援・要介護認定者数、介護保険給付の状況.....	9
2-1 65歳以上人口、高齢化率等の推移.....	9
2-2 ひとり暮らし高齢者数の推移.....	11
2-3 要支援・要介護認定者数の推移.....	12
2-4 介護保険給付の状況.....	14
(1) 総給付費.....	14
(2) 予防給付・介護給付別.....	15
(3) サービス区分別給付費.....	18
2-5 地域支援事業（介護予防事業等）の状況.....	19
3 アンケート調査の結果.....	26
3-1 65歳以上一般高齢者調査の結果概要.....	26
3-2 ケアマネジャー調査の結果概要.....	33
4 計画対象者数の予測.....	38
4-1 計画対象者数等の予測.....	38
4-2 要介護等認定者数の推計.....	40
4-3 サービス利用者数の推計.....	41

5	基本的方向	43
5-1	基本理念	43
5-2	計画課題	44
5-3	基本施策体系	48
<b>II</b>	<b>基本施策</b>	<b>49</b>
1	総合的で多様なサービスの利用を調整・提供できる介護予防体制づくり	49
1-1	健康づくりの推進	49
1-2	包括的支援の推進	51
1-3	介護予防の推進	55
2	地域包括ケアシステムの充実	58
2-1	介護給付・予防給付の推進	58
2-2	自立生活支援の推進	71
3	自立した暮らしを継続する支援の充実	76
3-1	地域福祉の推進	76
3-2	高齢者の社会参加の推進	78
3-3	暮らしやすい地域づくり	80
4	介護保険制度等における利用者本位の徹底	84
4-1	介護保険事業の適正な運営	84
4-2	推進体制の整備	88
5	介護保険事業の費用見込	89
5-1	給付費の見込額（平成26年11月時点の暫定値）	89
5-2	地域支援事業の費用見込額（平成26年11月時点の暫定値）	91
5-3	第1号被保険者の保険料	91

# I 総論

## 1 計画策定の趣旨

### 1-1 計画の背景と目的

本市は、平成 24 年 3 月に「北名古屋市（第 5 期）介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定し、『生涯生き生きプラン・北名古屋～明るく活力ある 2015 年の創造～』を基本理念として、生涯生き生き心身ともに健康で、生きがいや楽しみがある生活を送り、介護が必要となっても尊厳を持ち続けられるまちづくりを進めています。

介護保険事業と高齢者福祉施策は、平成 26 年度までを 1 つの区切りとして、介護予防の定着と「地域包括ケアシステム」の構築を目指した施策に取り組んできました。

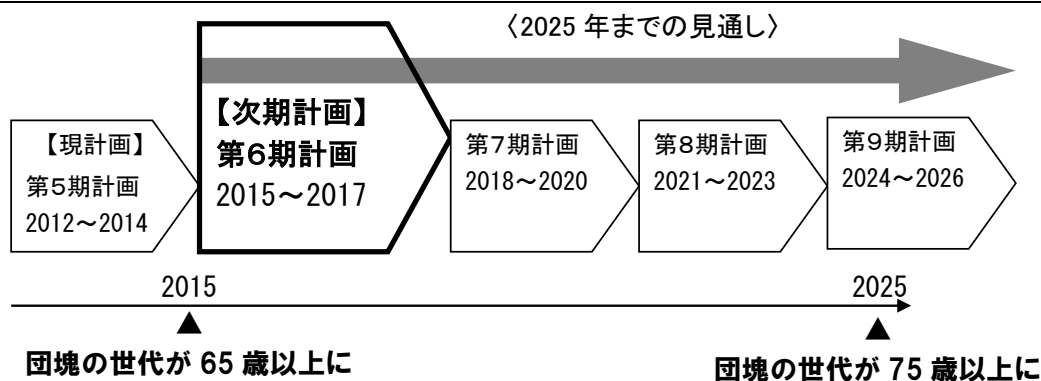
今回の第 6 期計画は、団塊の世代が 75 歳以上になり、高齢化が一段と進む 2025 年（平成 37 年）に向けて、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組をもう一步進めるための計画と位置づけられています。

また、「地域包括ケアシステム」の構築と介護保険制度の持続可能性の確保のため、充実と重点化・効率化を一体的に行う、介護保険制度の大きな改正が予定されており、事業者等を連携しながら、この改正への円滑な対応を図る必要があります。

さらに、これまでの経年的な変化の把握とともに、高齢者等の状況・意向の実態把握を行い、総合的な高齢者保健福祉施策のさらなる推進を図るものです。

現行計画（5 期計画）の基本理念と目標を踏まえつつ、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、県の計画や方針、昨今の高齢者を取り巻く情勢を計画策定に反映していきます。

## 2025 年を見据えた第 6 期介護保険事業計画の位置づけ



資料：厚生労働省「地域包括ケアシステムの構築に向けて」

## 地域包括ケアシステムについて



資料：「地域包括ケア研究会報告書」（平成25年3月）

### 地域包括ケアシステムの5つの構成要素

①介護、②医療、③予防という専門的なサービスと、その前提としての④住まいと⑤生活支援・福祉サービスが相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えている。

#### 【住まいと住まい方】

生活の基盤として必要な住まいが整備され、本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保されていることが地域包括ケアシステムの前提。高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住環境が必要。

#### 【生活支援・福祉サービス】

心身の能力の低下、経済的理由、家族関係の変化などでも尊厳ある生活が継続できるよう生活支援を行う。

生活支援には、食事の準備など、サービス化できる支援から、近隣住民の声かけや見守りなどのインフォーマルな支援まで幅広く、担い手も多様。生活困窮者などには、福祉サービスとしての提供も。

#### 【介護・医療・予防】

個々人の抱える課題に合わせて「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」が専門職によって提供される（有機的に連携し、一体的に提供）。ケアマネジメントに基づき、必要に応じて生活支援と一体的に提供。

#### 【本人・家族の選択と心構え】

単身・高齢者のみ世帯が主流になる中で、在宅生活を選択することの意味を、本人家族が理解し、そのための心構えを持つことが重要。

資料：厚生労働省「地域包括ケアシステム」

# 平成 27 年度介護保険制度改正のポイント

## 1 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し【充実】

- ①在宅医療・介護の連携推進  
…地域支援事業に新たに関連事業（連携のための研修等）を位置づけ
- ②認知症施策の推進  
…次ページ参照
- ③地域ケア会議の充実  
…地域ケア会議を法律上に位置づけ
- ④生活支援・介護予防の充実  
…担い手としての高齢者の参加等

## 2 介護サービスの効率化・重点化【重点化・効率化】

- ①介護予防給付（訪問・通所介護）の地域支援事業への移行  
…住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にサービスを提供（介護予防・日常生活支援総合事業）
- ②特別養護老人ホームの中重度者への重点化  
…新規入所者は原則要介護3以上

## 3 保険料の負担の増大の抑制【充実】

- ①低所得者の1号保険料の軽減強化  
…国が別枠で公費投入

## 4 所得や資産のある人の利用者負担の見直し【重点化・効率化】

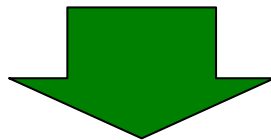
- ①一定以上所得者の利用者負担の見直し  
…1割負担から2割負担へ（合計所得金額160万円以上）※検討中
- ②補足給付の見直し（資産等の勘案）  
…居住費、食費の給付に関する見直し

## 5 2025年を見据えた介護保険事業計画の策定

## 6 サービス付き高齢者住宅への住所地特例の適用

## 7 居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲（平成30年4月施行）

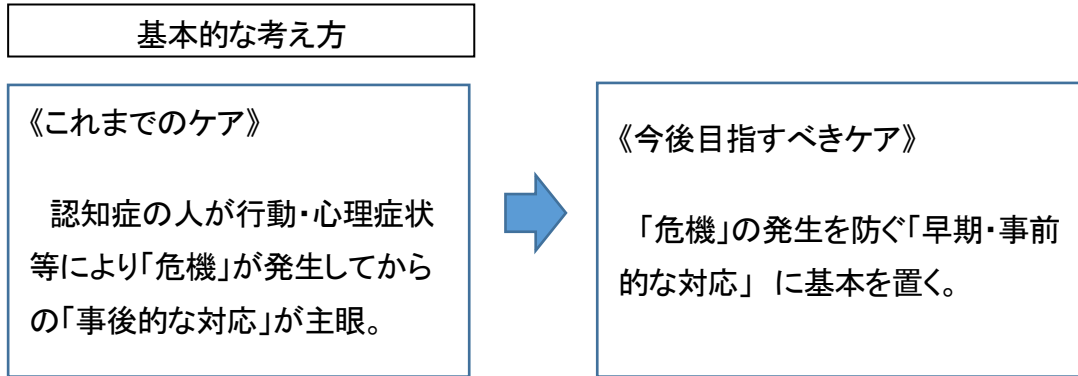
## 8 小規模型通所介護の地域密着型サービスへの移行（平成28年4月までの間で施行）



市として、これら改正への円滑な対応  
を図っていく必要があります。

## 認知症施策の推進

「認知症施策推進5か年計画」（平成24年9月厚生労働省公表）の概要



事項	5か年計画での目標
○標準的な認知症ケアパスの作成・普及 ※ 「認知症ケアパス」(状態に応じた適切なサービス提供の流れ)	平成27年度以降の介護保険事業計画に反映
○「認知症初期集中支援チーム」の設置 ※ 認知症の早期から家庭訪問を行い、認知症の人のアセスメントや、家族の支援などを行うチーム	平成26年度まで全国でモデル事業を実施 平成27年度以降の制度化を検討
○早期診断等を担う医療機関の数	平成24年度～29年度で約500か所整備
○かかりつけ医認知症対応力向上研修の受講者数	平成29年度末 50,000人
○認知症サポート医養成研修の受講者数	平成29年度末 4,000人
○「地域ケア会議」の普及・定着	平成27年度以降 すべての市町村で実施
○認知症地域支援推進員の人数	平成29年度末 700人
○認知症サポーターの人数	平成29年度末 600万人



## 1-2 計画策定の視点

### (1) 北名古屋市の「地域包括ケア」の発展・充実を図る

国は、市町村の第6期介護保険事業計画の策定に関して、第5期計画で開始した「地域包括ケア（地域における住まい・介護・医療・福祉の一体的提供）」実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化していくものと位置づけています。

また、今回の計画には2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載することとなっており、中長期的な視点に立ち、高齢者が住み慣れた自宅や地域で、安心して暮らし続けるための総合的なまちづくりとして、「介護サービス」、「多彩な見守りサービス」、「住まい」、「在宅療養支援」が備わった地域包括ケアの発展・充実を図ります。

### (2) 認知症施策の推進

認知症施策に関しては、国のプロジェクトチームが平成24年6月に「今後の認知症施策の方向性について」をとりまとめ、これを受けて平成24年9月に「認知症施策推進5か年計画」（厚生労働省）を公表し、「認知症の人は、精神科病院や施設を利用せざるを得ない」という考え方を改め、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指すという方向性が示されました。

また、新たな視点に立脚した施策の導入を積極的に進め、標準的な認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）を構築することを基本目標としています。

本市においても、これまで取り組んできた認知症の方や家族を支援する取組の実績を踏まえつつ、認知症施策のさらなる推進を図ります。

### (3) 高齢者自身や高齢者を支援する市民による自主的な地域活動の促進

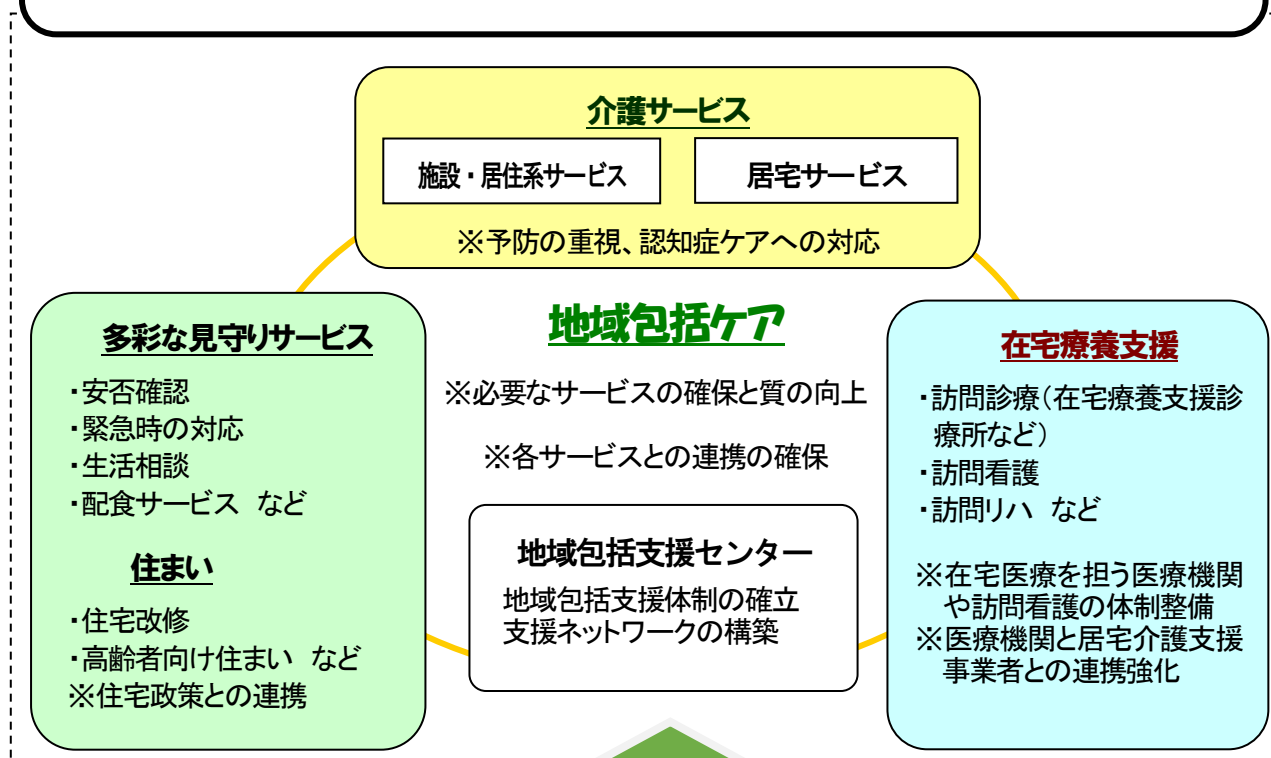
本市では、老人クラブの活動のほか、認知症サポーターの会「おたがいさまねっと」、回想法スクール卒業生の会「いきいき隊」による地域活動をはじめ、健康づくり分野におけるウォーキングの活動など、高齢者自身や高齢者を支援する市民による自主的な地域活動が盛んです。

今後も市民による自主的な地域活動は、上記の「地域包括ケア」の発展・充実、認知症施策の推進において重要な役割を果たすものとして、市として活動のきっかけづくりやサポートの充実を図ります。

## 本市の地域包括ケア、認知症施策の推進

### 住み慣れた自宅や地域で、安心して暮らし続けるための総合的なまちづくり

医療や介護を必要とする状態となっても、住み慣れた自宅や地域で療養したい、介護を受けたいと希望する高齢者の意向が最大限尊重できる体制の構築



#### 多彩な見守りサービス

- ・安否確認
- ・緊急時の対応
- ・生活相談
- ・配食サービス など

#### 住まい

- ・住宅改修
- ・高齢者向け住まい など
- ※住宅政策との連携

#### 介護サービス

施設・居住系サービス

居宅サービス

※予防の重視、認知症ケアへの対応

#### 地域包括ケア

※必要なサービスの確保と質の向上

※各サービスとの連携の確保

#### 地域包括支援センター

地域包括支援体制の確立  
支援ネットワークの構築

#### 在宅療養支援

- ・訪問診療(在宅療養支援診療所など)
- ・訪問看護
- ・訪問リハ など

※在宅医療を担う医療機関  
や訪問看護の体制整備  
※医療機関と居宅介護支援  
事業者との連携強化

### 高齢者自身や高齢者を支援する市民による自主的な地域活動

- ・老人クラブの活動
- ・認知症サポーターの会「おたがいさまねっと」
- ・自主活動グループ「おたがいさまねっと まあるい」
- ・回想法スクール卒業生の会「いきいき隊」
- ・健康づくり分野におけるウォーキングの活動
- ・人生笑楽セミナー修了者による自主活動グループ「笑楽クラブ」
- ・北名古屋ラジオ体操会による活動

など

### 1-3 計画の根拠・位置づけ

北名古屋市（第6期）介護保険事業計画・高齢者福祉計画は、介護保険法第117条に基づき市町村が定める「市町村介護保険事業計画」、老人福祉法第20条の8に基づき市町村が定める「市町村老人福祉計画」に当たり、本市は、この2つの計画を一体として策定しています。

また、市の行財政運営の最上位計画「北名古屋市総合計画」におけるまちづくりの理念を踏まえた、高齢者保健福祉分野の個別計画に当たります。

### 1-4 計画の期間

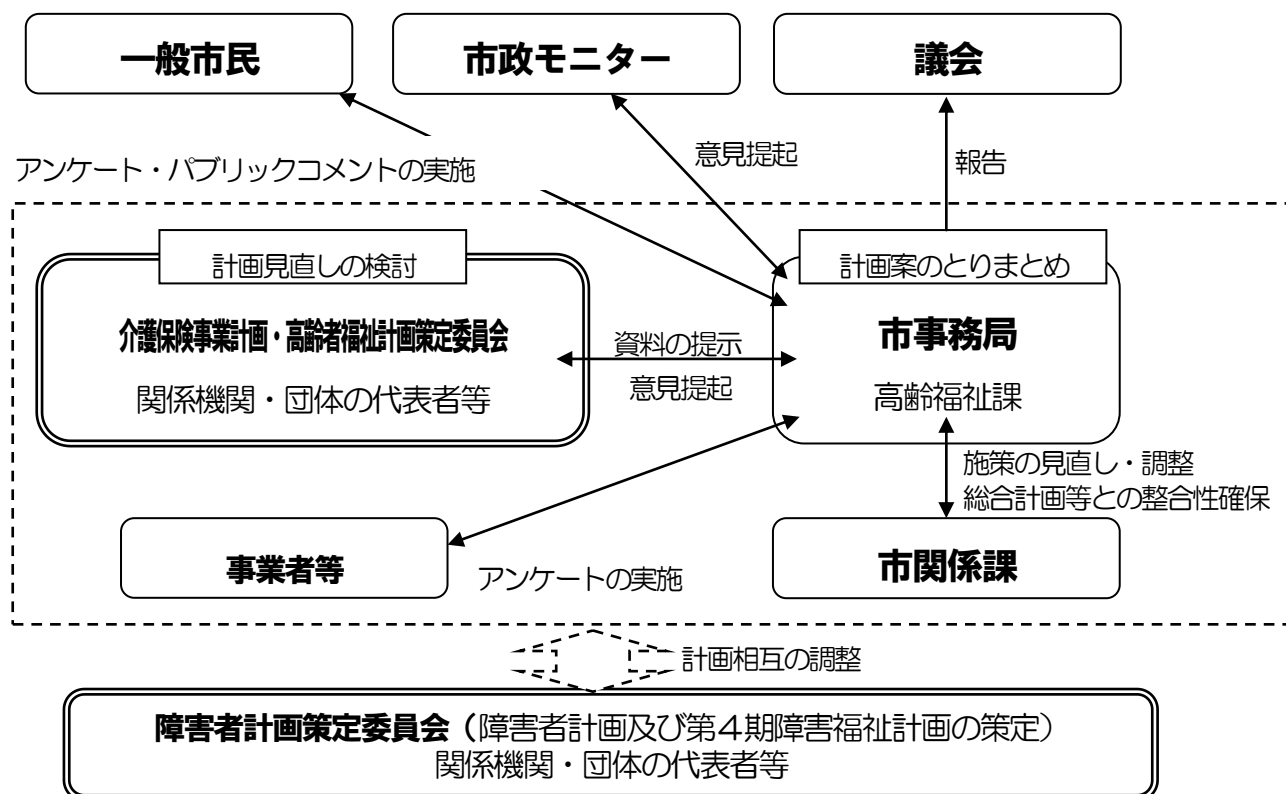
本計画の期間は、平成27(2015)年度から平成29(2017)年度の3か年です。

### 1-5 計画策定の体制

本計画は、一般高齢者、介護支援専門員（ケアマネジャー）、市政モニターを対象としたアンケート調査を実施し、市民等の実態・評価・意向を把握・反映しました。

また、保健・医療・福祉・介護の関係機関、団体の代表者、学識経験者等で構成する「介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会」において、計画内容について検討するなど、住民参画のもとで策定を行いました。

図表 1 計画策定の体制



## 1-6 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、介護保険法第117条第2項に「当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」と規定されています。

本市の日常生活圏域については、現行の第5期計画では東地区、西地区の2圏域を設定していましたが、本市は東西約6km、南北約4km、面積は18.37km<sup>2</sup>と比較的小規模で、平均標高5メートルの平坦な地域であることといった地理的条件を踏まえつつ、市全体を1つの日常生活圏域として設定します。

## 2 高齢者人口、要支援・要介護認定者数、介護保険給付の状況

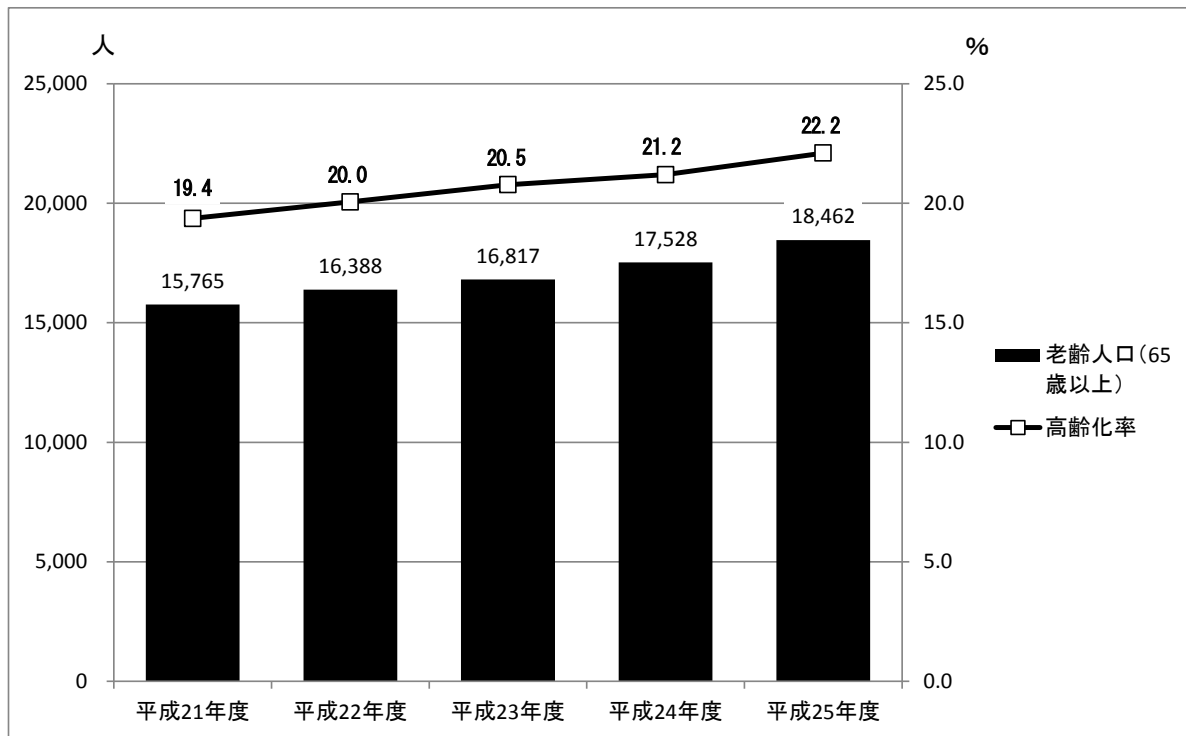
### 2-1 65歳以上人口、高齢化率等の推移

平成25年10月1日現在、総人口は83,163人で、平成21年10月1日時点の81,411人に対して1,752人増加しています。

そのうち、65歳以上人口は18,462人で、平成21年10月1日時点の15,765人に対して2,697人の増加となっており、高齢化率は22.2%と、県平均や全国平均を下回るものの、一貫して上昇傾向にあります。

また、65歳以上人口に占める75歳以上の割合は、平成25年10月1日現在で38.6%となっており、高齢者の中でも年齢の高い層が増加していることが分かります。

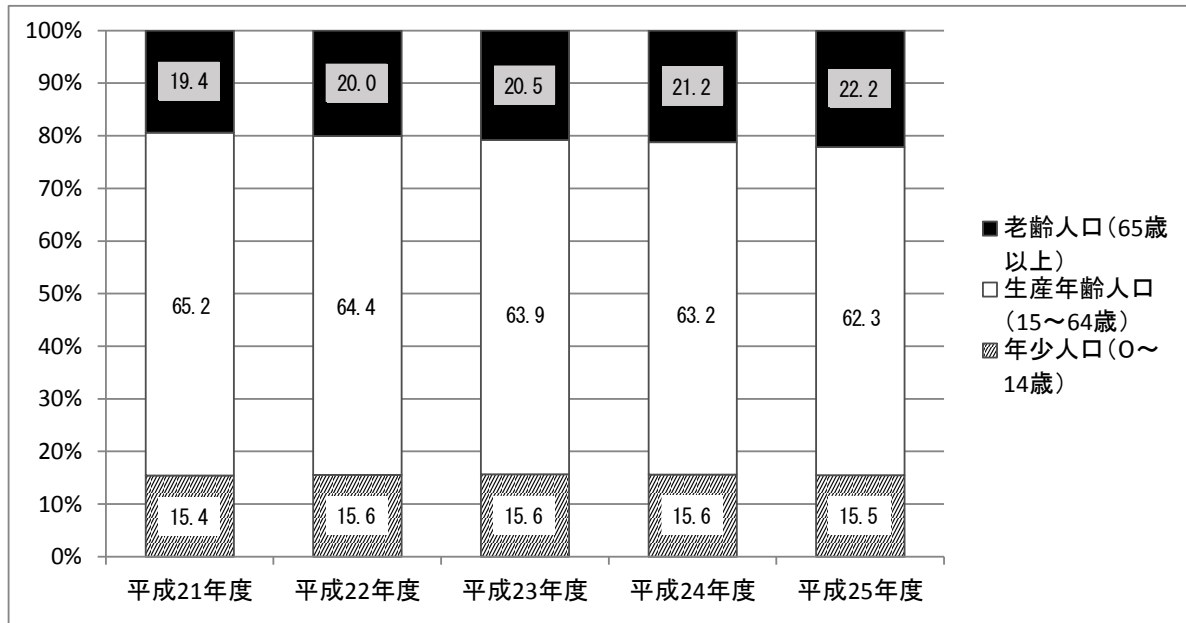
図表2 65歳以上人口、高齢化率の推移



区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年少人口(0~14歳)	12,557	12,722	12,771	12,915	12,894
生産年齢人口(15~64歳)	53,089	52,590	52,424	52,252	51,807
老齢人口(65歳以上)	15,765	16,388	16,817	17,528	18,462
総人口	81,411	81,700	82,012	82,695	83,163

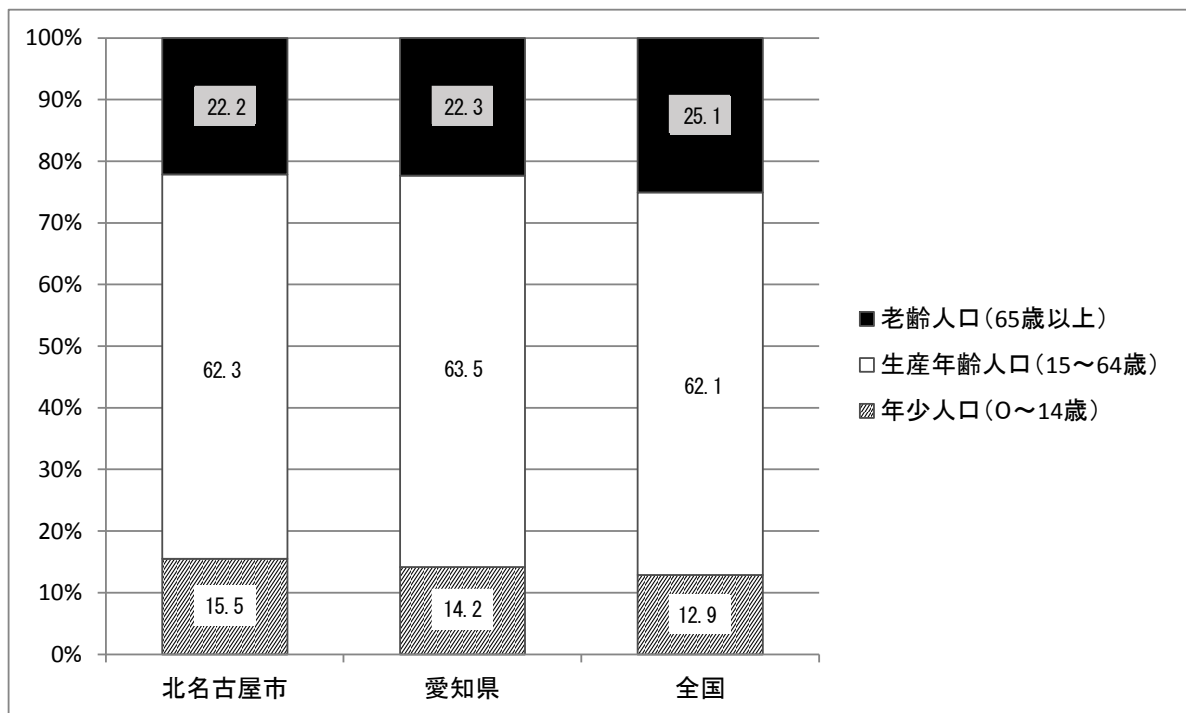
【各年度10月1日現在 住民基本台帳人口】(単位:人)

図表 3 年齢3区分別構成比の推移



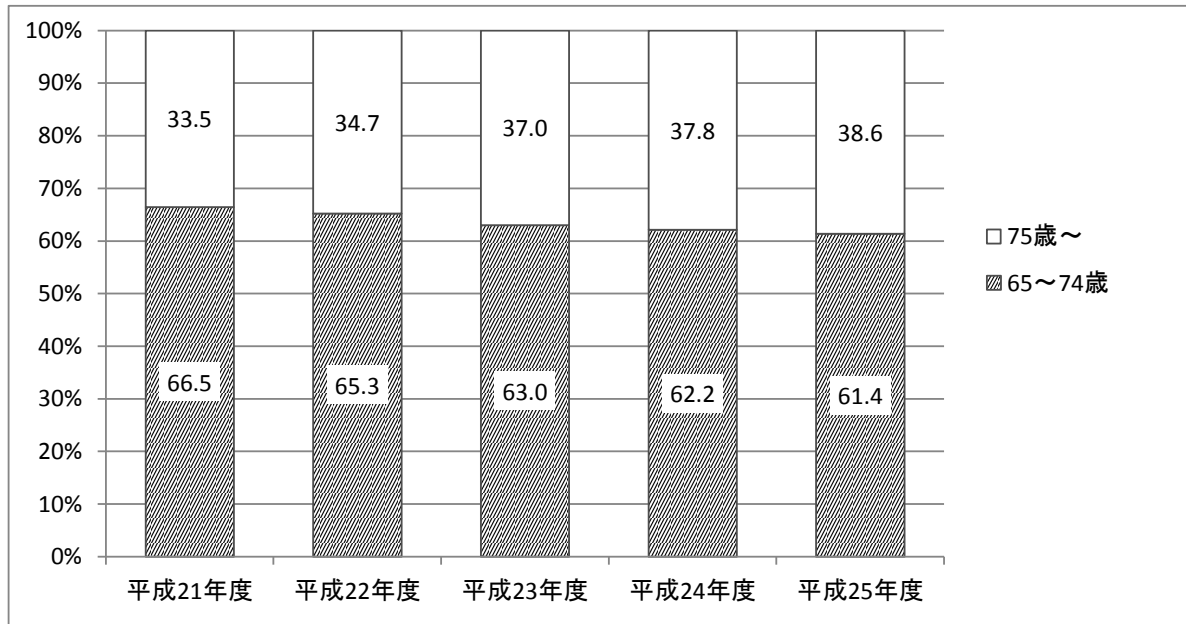
【各年度 10 月 1 日現在 住民基本台帳人口】

図表 4 年齢別3区分別構成比の比較 (平成 25 年度比較)



【10 月 1 日現在 住民基本台帳人口】

図表 5 65歳以上人口2区分の構成比の推移

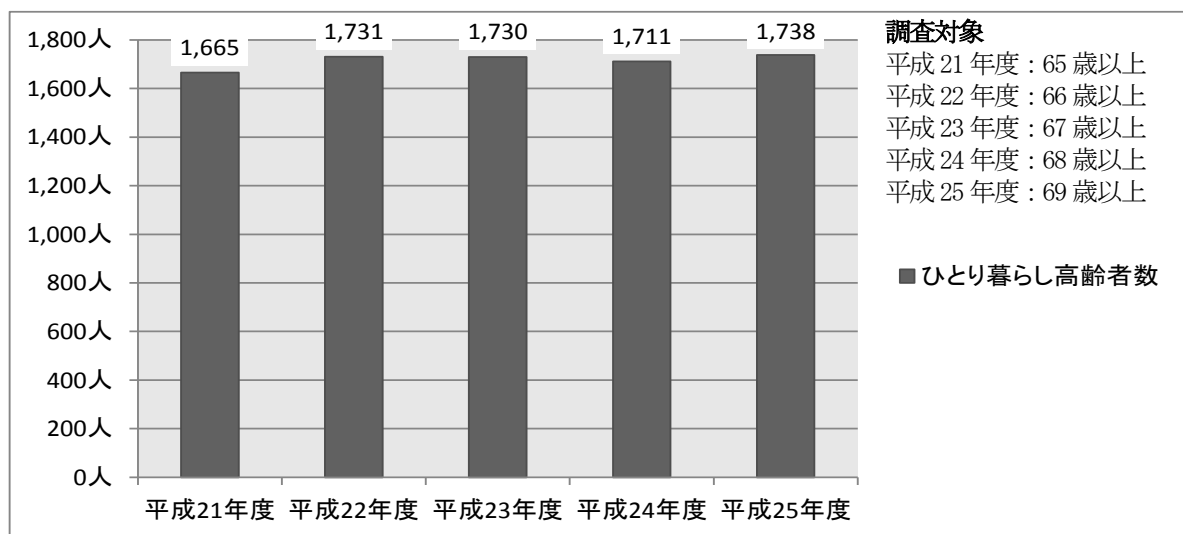


【各年度10月1日現在 住民基本台帳人口】

## 2-2 ひとり暮らし高齢者数の推移

在宅高齢者状況調査により、ひとり暮らし高齢者数の集計を行っておりますが、在宅高齢者状況調査の対象年齢を平成22年度より毎年1歳ずつ引き上げており、ひとり暮らし高齢者数の推移は把握できていません。しかしながら対象年齢の引き上げにも関わらず調査結果は微増傾向を示しており、ひとり暮らし高齢者の増加が著しいことが伺えます。

図表 6 ひとり暮らし高齢者数の推移



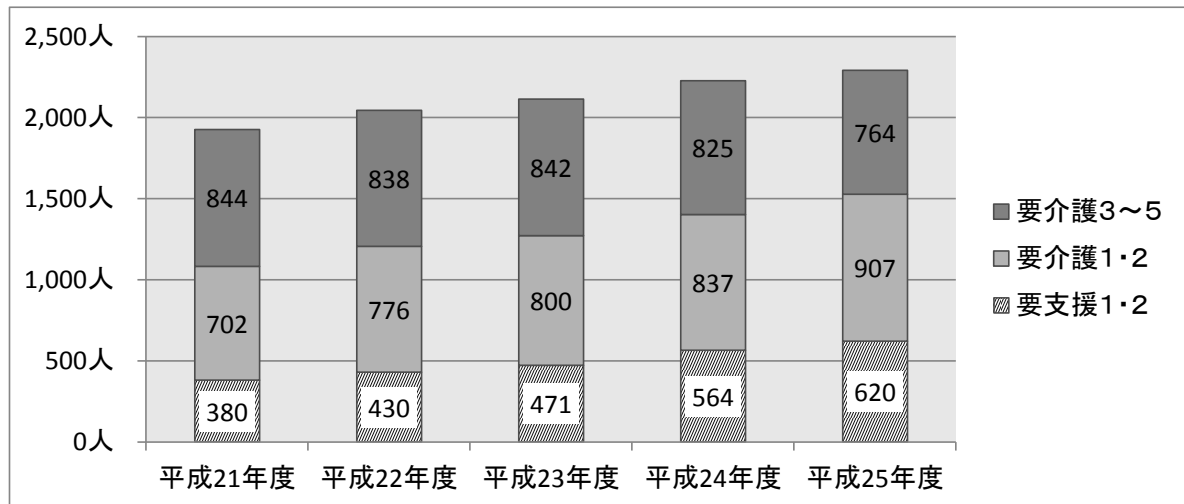
【高齢福祉課資料】

## 2-3 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、平成25年度末で2,291人となっており、年々増加する傾向である一方、認定率（65歳以上人口に占める要支援・要介護認定者の割合）は12.1%と横ばい傾向となっています。なお、本市の認定率は、愛知県や全国平均を大きく下回る水準となっています。

要介護度別分布状況は、平成25年度末で要支援1～2が27.1%、要介護1～2が39.6%、要介護3～5は33.3%となっており、要介護3以上が減少する一方、要支援1～要介護2は増加しており、第5期計画の計画値との比較でも、要介護3以上は実績が計画値を下回る一方、特に要支援1は実績が計画値を大幅に上回っています。

図表7 要支援・要介護認定者の推移



区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
要支援1	132	170	184	267	302
要支援2	248	260	287	297	318
要介護1	294	385	432	434	483
要介護2	408	391	368	403	424
要介護3	293	271	274	282	262
要介護4	296	291	312	292	262
要介護5	255	276	256	251	240
合計	1,926	2,044	2,113	2,226	2,291

【各年度末 高齢福祉課資料】(単位: 人)

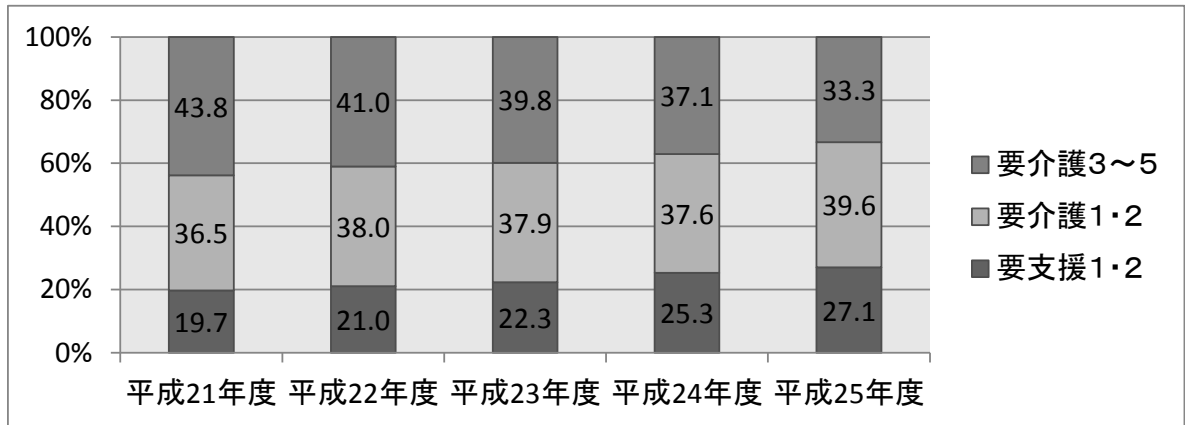
図表8 要支援・要介護認定率（第1号被保険者数に占める認定者数の割合）の比較

区分	平成25年度末
北名古屋市	12.1%
愛知県	15.8%
全国	18.2%

【介護保険事業状況報告 平成25年3月末(厚生労働省)】

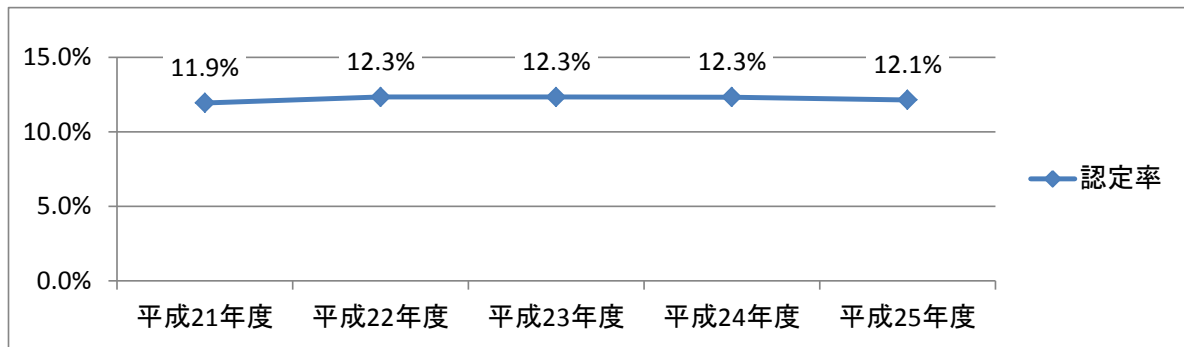


図表 9 要介護度別分布状況の推移



【各年度末 高齢福祉課資料】

図表 10 要支援・要介護認定率の推移



【各年度末 高齢福祉課資料】

図表 11 要支援・要介護認定者数の推計結果の比較

区分	計画値		実績		計画値と実績の比較	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
要支援1	188	197	267	302	142.0%	153.3%
要支援2	280	295	297	318	106.1%	107.8%
要介護1	414	435	434	483	104.8%	111.0%
要介護2	384	404	403	424	104.9%	105.0%
要介護3	280	294	282	262	100.7%	89.1%
要介護4	332	347	292	262	88.0%	75.5%
要介護5	292	306	251	240	86.0%	78.4%
合計	2,170	2,278	2,226	2,291	102.6%	100.6%

【各年度末 高齢福祉課資料】(単位：人)

## 2-4 介護保険給付の状況

### (1) 総給付費

本市の介護保険事業の総給付費※1は、平成21年度の29億6千万円弱から平成25年度には35億2千万円弱と、過去5年で5億6千万円弱の増加（増加率18.8%）と、年々増加傾向となっています。

また、総給付費は、平成25年度で対計画比99.9%と、ほぼ計画どおりに進捗しています。

表 総給付費の推移（単位：千円）

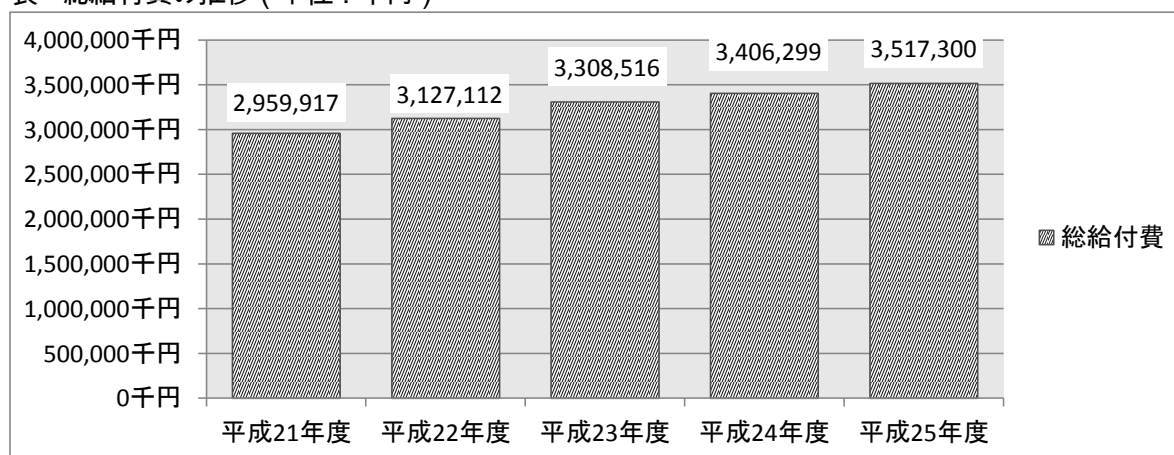


表 総給付費の推移及び第5期計画に対する進捗率（単位：千円）

区分	給付実績						21→25 年度 増減率	第5期計画 平成26年度 (見込み)	第5期計画 に対する 進捗率
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度				
予防給付費・ 介護給付費	2,807,796	2,955,878	3,137,066	3,223,087	3,324,513	18.4%	3,521,984	94.4%	
高額介護サ ービス費※2	42,029	59,448	57,015	59,234	65,528	55.9%	52,697	124.3%	
特定入所者 介護サービ ス費	106,524	108,605	110,806	120,583	124,234	16.6%	113,098	109.8%	
審査支払手 数料	3,568	3,181	3,630	3,394	3,025	-15.2%	3,626	83.4%	
<b>総給付費</b>	<b>2,959,917</b>	<b>3,127,112</b>	<b>3,308,516</b>	<b>3,406,299</b>	<b>3,517,300</b>	<b>18.8%</b>	<b>3,522,274</b>	<b>99.9%</b>	

資料：国民健康保険連合会 介護保険給付実績データ

※1 本資料の総給付費は、地域支援事業費を含まない。

※2 高額介護サービス費は、高額医療合算介護サービス費等給付額を含む

## (2) 予防給付・介護給付別

### ① 予防給付費

予防給付費は、平成21年度の1億2千6百万円弱から平成25年度には2億円弱と、過去5年で7千5百万円弱の増加（増加率62.1%）となっており、サービス種別では「介護予防訪問看護」、「介護予防居宅療養管理指導」の増加率が高く、「介護予防居宅療養管理指導」、「介護予防特定施設入居者生活介護」は、第5期計画の見込みを大幅に上回っています。

表 予防給付費の推移及び第5期計画に対する進捗率（単位：千円）

区分	給付実績						第5期計画	第5期計画 に対する 進捗率
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	21→ 25年度 増減率	平成25年度 (見込み)	
介護予防訪問介護	17,374	19,031	22,306	25,692	29,484	69.7%	25,114	117.4%
介護予防訪問入浴 介護	0	0	0	320	759	—	0	—
介護予防訪問看護	523	1,415	4,494	5,448	4,751	808.6%	5,977	79.5%
介護予防訪問リハ ビリテーション	1,523	1,170	1,579	1,689	1,975	29.7%	1,724	—
介護予防通所介護	54,149	57,257	67,278	70,026	73,050	34.9%	75,515	96.7%
介護予防通所リハ ビリテーション	12,466	14,503	16,617	21,376	27,435	120.1%	19,000	144.4%
介護予防福祉用具 貸与	4,696	5,670	8,956	11,434	11,897	153.4%	8,519	139.6%
介護予防短期入所 生活介護	1,063	904	1,511	2,028	1,036	-2.5%	768	134.9%
介護予防短期入所 療養介護	0	0	0	0	0	—	0	—
介護予防居宅療養 管理指導	321	319	248	885	1,658	416.1%	43	3856.6%
介護予防特定施設 入居者生活介護	6,888	5,780	2,477	4,447	9,797	42.2%	1,552	631.2%
特定介護予防福祉 用具販売	995	981	1,644	1,405	1,592	60.0%	2,384	66.8%
介護予防認知症対 応型共同生活介護	0	0	0	0	0	—	0	—
介護予防認知症対 応型通所介護	0	0	0	0	0	—	0	—
介護予防小規模多 機能型居宅介護	2,162	2,253	960	757	3,733	72.7%	1,379	270.7%
介護予防住宅改修	6,480	6,728	8,406	6,585	7,959	22.8%	10,834	73.5%
介護予防支援	11,952	13,593	16,114	18,839	20,402	70.7%	17,941	113.7%
予防給付 計	120,591	129,604	152,590	170,930	195,528	62.1%	170,750	114.5%

資料：国民健康保険連合会 介護保険給付実績データ

## ② 介護給付費

介護給付費は、平成21年度の26億9千万円弱から平成25年度には31億3千万円弱と、過去5年で4億4千万円強の増加（増加率16.4%）となっており、サービス種別では「居宅療養管理指導」、「訪問看護」の増加率が高く、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」などは、第5期計画の見込みを上回っています。

表 介護給付費の推移及び第5期計画に対する進捗率（単位：千円）

区分	給付実績						第5期計画	第5期計画 に対する 進捗率
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	21→25 年度 増減率	平成25年度 (見込み)	
訪問介護	145,618	162,586	157,160	182,751	217,243	49.2%	155,838	139.4%
訪問入浴介護	23,503	25,735	31,859	34,912	34,686	47.6%	28,117	123.4%
訪問看護	25,909	33,162	38,479	48,510	61,094	135.8%	41,158	148.4%
訪問リハビリテーション	7,822	8,943	8,967	7,444	5,783	-26.1%	9,466	61.1%
通所介護	377,795	443,496	461,714	480,310	483,273	27.9%	490,231	98.6%
通所リハビリテーション	234,167	229,074	224,641	219,063	236,159	0.9%	255,202	92.5%
福祉用具貸与	74,831	85,648	88,219	88,617	94,053	25.7%	86,574	108.6%
短期入所生活介護	179,378	188,013	213,296	179,259	188,130	4.9%	223,971	84.0%
短期入所療養介護	427	161	145	0	202	-52.7%	11,057	1.8%
居宅療養管理指導	10,149	12,432	16,166	19,192	24,321	139.6%	14,232	170.9%
特定施設入居者生活介護	106,044	109,974	124,250	139,351	144,052	35.8%	238,551	60.4%
介護老人福祉施設	599,118	588,400	599,301	655,262	637,475	6.4%	731,158	87.2%
介護老人保健施設	541,446	551,032	559,559	512,616	490,527	-9.4%	556,176	88.2%
介護療養型医療施設	58,453	61,978	82,442	56,571	44,036	-24.7%	84,619	52.0%
認知症対応型共同生活介護	127,619	123,604	161,485	187,120	212,189	66.3%	186,039	114.1%
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	-	6,486	0.0%
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	-	1,440	0.0%
小規模多機能型居宅介護	33,364	43,786	40,361	42,021	50,849	52.4%	25,807	197.0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	444	4,274	-	1,440	296.8%
複合型サービス	0	0	0	0	0	-	0	-

続き

区分	給付実績						第5期計画	第5期計画 に対する 進捗率
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	21→25 年度 増減率	平成25年度 (見込み)	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	-	0	-
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	5,802	25,470	25,319	-	18,718	135.3%
特定福祉用具販売	3,937	5,032	4,436	5,421	4,918	24.9%	5,548	88.7%
住宅改修	13,231	14,651	13,935	14,086	11,863	-10.3%	17,855	66.4%
居宅介護支援	124,395	138,567	152,257	153,738	158,539	27.4%	161,551	98.1%
介護給付計	2,687,205	2,826,274	2,984,475	3,052,158	3,128,985	16.4%	3,351,234	93.4%

資料：国民健康保険連合会 介護保険給付実績データ

### (3) サービス区別給付費

総給付費をサービス区別で見ると、居宅サービスと地域密着型サービスは増加傾向で、特に地域密着型サービスは過去5年で81.7%の増加率を示しています。

また、第5期計画の見込みに対する進捗率は、地域密着型サービスで122.8%と、平成25年度の見込みを上回る進捗となっています。

図 サービス区別給付費の推移 (単位：千円)

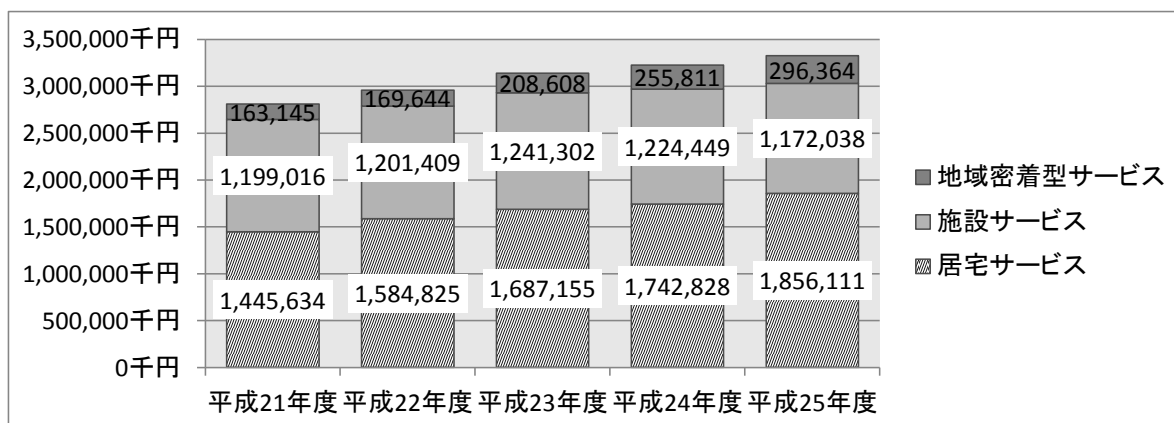


表 サービス区別給付費の推移及び第5期計画に対する進捗率 (単位：千円)

区分	給付実績						21→25 年度 増減率	第5期計画	第5期計画 に対する 進捗率
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成25年度 (見込み)			
居宅サービス	1,445,634	1,584,825	1,687,155	1,742,828	1,856,111	28.4%	1,908,722	97.2%	
施設サービス	1,199,016	1,201,409	1,241,302	1,224,449	1,172,038	-2.3%	1,371,953	85.4%	
地域密着型サービス	163,145	169,644	208,608	255,811	296,364	81.7%	241,309	122.8%	

資料：国民健康保険連合会 介護保険給付実績データ

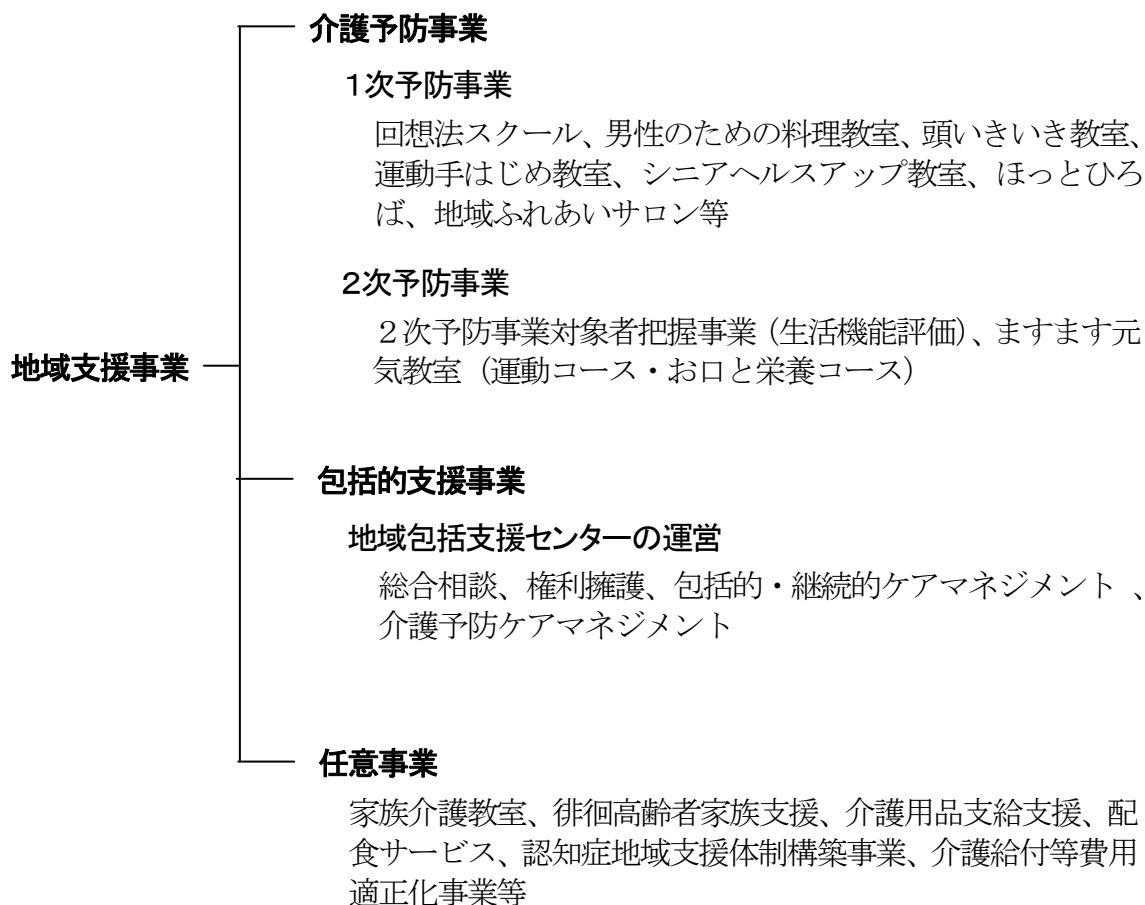
## 2-5 地域支援事業（介護予防事業等）の状況

地域支援事業は、国、都道府県、市町村、介護保険料からの財源をもとに、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業からなる事業で、地域における介護予防を推進するための事業です。

介護予防事業は、健常の高齢者を対象にした1次予防事業と、生活機能が低下している方を対象にした2次予防事業に分類され、包括的支援事業は、地域包括支援センターが行う総合相談、権利擁護、介護予防を必要とする高齢者への介護予防ケアマネジメント等の事業運営をいいます。

また、任意事業は、市町村が行う家族介護者支援等のサービス事業で、本市ではそれぞれの対象者に合ったサービスメニューを用意し、地域支援事業に取り組んでいます。

### 北名古屋市の地域支援事業の取組(平成 25 年度)



## (1) 地域包括支援センター

本市では、市内の高齢者の方を対象に、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から支える拠点として、平成 18 年度に地域包括支援センターを設置し、高齢者やその家族の多様な相談に応じ、サービスの紹介や利用申請手続きを行っており、相談件数は平成 22 年度の 445 件から平成 25 年度は 975 件と、大幅に増加しています。

また、地域のひとり暮らし高齢者などの実態把握とともに、高齢者の虐待に関して、関係機関の連携による支援を行うほか、介護サービスの質の向上を図るため、居宅介護支援事業所や介護サービス提供事業所と連携し、研修会や事例検討会などを開催しています。

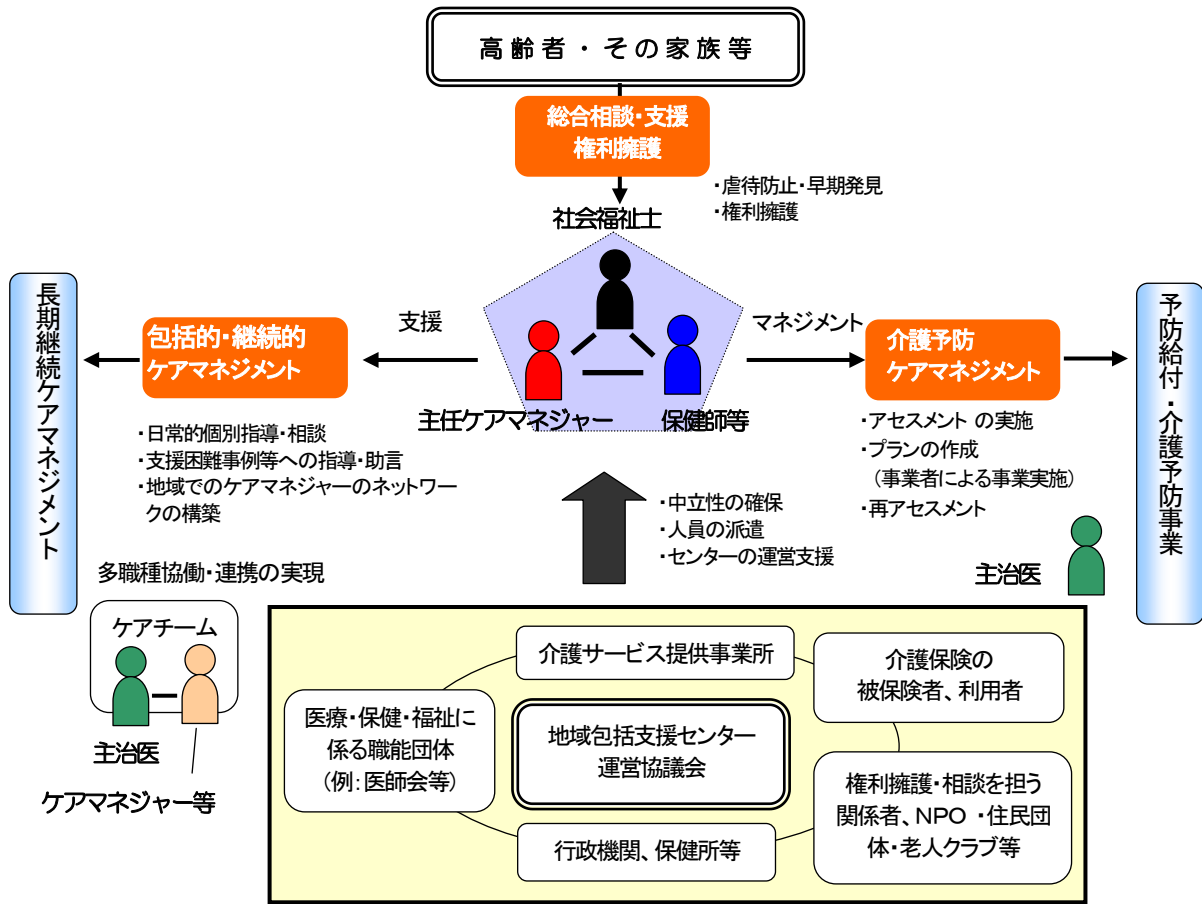
さらに、要支援 1・2 の方や介護予防が必要と判断された方（2 次予防事業対象者）への介護予防支援計画の作成、介護予防事業の実施、実施後の効果の評価まで、介護予防に関するケアマネジメントも実施しています。

図表 12 北名古屋市地域包括支援センターの業務

業務		内容
1 総合相談 支援業務	(1) 相談窓口	高齢者の多様な要望や相談に応じ、支援の必要な方へ保健福祉制度や介護保険制度に基づく各種サービスの紹介・利用申請手続きを行っています。
	(2) 高齢者状況調査	民生委員の訪問活動により把握されたひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の状況に応じて、必要なサービスの利用支援を行っています。
2 権利擁護 業務	(1) 高齢者の虐待への対応と支援	虐待通報があった場合に、情報収集・実態把握を行い、必要に応じて虐待サポートチームを招集し、支援を行っています。
	(2) 高齢者の虐待防止ネットワークの構築	虐待の早期発見を図るため、地域の団体との協力や市民への広報活動を行っています。
3 包括的・ 継続的ケアマ ネジメント業 務	(1) 地域ケア会議の開催	居宅介護支援事業所及び介護サービス提供事業所の連携強化を図るために、研修会等を開催しています。
	(2) 居宅介護支援事業所連絡会議の開催	居宅介護支援事業所のケアマネジャーを対象に、事例検討会を開催しています。
4 介護予防 ケアマネジメ ント業務	(1) 要支援 1・2 の方のケアマネジメント	要支援 1・2 の方に、介護予防支援計画の作成、サービス利用状況の把握、サービス利用効果の判定等、介護予防のケアマネジメントを行っています。
	(2) 2 次予防事業対象者のケアマネジメント	健診等で介護予防が必要と判断された方（2 次予防事業対象者）に、介護予防支援計画の作成、介護予防事業の実施、事業の利用効果の判定等、介護予防のケアマネジメントを行っています。



図表 13 北名古屋市地域包括支援センターの業務のイメージ



図表 14 総合相談支援業務の実績 [平成 22 年度・平成 25 年度]

【相談件数】

年度	来所	電話	訪問	その他	合計
平成 22 年度	(件) 202	173	47	23	445
平成 25 年度	(件) 330	538	99	8	975

【相談者】

年度	本人	家族・親族	近隣者	民生委員	その他	合計
平成 22 年度	(人) 83	147	13	96	106	445
平成 25 年度	(人) 264	282	35	141	253	975

## (2) 1次予防事業

本市では、基本チェックリスト等で介護予防が必要と判断された方（2次予防事業対象者）を含む、すべての高齢者を対象として、心身の健康保持や社会的孤立の解消、社会参加の推進を図り、生きがいを持った活動的な生活を支援することを目的に、各種介護予防事業を実施しています。

図表 15 1次予防事業 [平成25年度]

事業名		内容	平成25年度実績		
			実施回数(回)	参加延人数(人)	
介護予防普及啓発事業	運動指導事業	運動手始め	5回×4クール	311	
		シニアヘルスアップ	12回×8クール	424	
	食生活改善事業	男性のための料理教室	3回×3クール	123	
		ふれあい昼食会	64	3,265	
	介護予防教室事業	ほっとひろば	267	2,253	
	認知症予防事業	頭いきいき教室	料理や旅行の計画を立て、頭を使うことの大切さを教室の中で実践し、教室終了後も継続していただけるように支援しています。	10回×2クール	247
			音読と計算の教材を使った学習と脳活性プログラムでの交流による脳の健康教室終了後の継続を支援しています。	16回×1クール	199
	啓発物の配布等		福祉ガイドブック、介護予防日程表を配布しています。	作成部数 ガイド・日程表 15,000部	-

事業名		内容	平成 25 年度実績	
			実施回数(回)	参加延人数(人)
介護予防普及啓発事業	回想法スクール	地域の会場で回想法スクールの開催をしています。男性専科を開催し、男性にも回想法事業に参加していただけるように勧奨しています。	8回×5クール	319
	回想法事業 いきいき隊活動	回想法スクール卒業生の会(いきいき隊)のグループ活動や合同会活動や世代間交流を支援しています。	合同会2回 世代間交流会 34回	合同会 278 世代間交流会 1636
	お話ひろば	東西各1か所で自由に来館できるお話回想法を実施しています。	99	1,272
	オープン教室	手芸や思い出の歌、体操、勉強会、習字等を実施し、介護予防を図っています。	73	1,025
地域介護予防活動支援事業	健康づくりリーダー養成講座	介護予防推進のため、指導者の資質向上のための研修を支援しています。	研修会2回 現場実習58回	研修会12人 現場実習61人
	高齢者ふれあいサロンボランティア養成講座	高齢者ふれあいサロンボランティアを養成し、地域で活動していただけるよう支援しています。	3回×1クール	102
	高齢者ふれあいサロン	ボランティアによる地域ふれあいサロンを開催し、手芸、絵画等の制作活動や体操、交流会等を行っています。	373	5,077
	笑楽健康セミナー	65歳の方に個別通知し、健康づくり、生きがいのために講座を開催し、教室終了後も継続した活動ができるように支援しています。	5	306
	傾聴ボランティア養成・派遣	傾聴ボランティアを養成し、派遣することで、うつ病や自殺予防を図っています。	スキルアップ講座2回 派遣回数 施設218 個人370	スキルアップ講座163人 派遣人数 施設479 個人370

### (3) 2次予防事業

本市では、介護予防を必要とする方やそのほかの虚弱高齢者を的確に把握するとともに、介護予防を必要とする方を対象として、要支援・要介護状態とならないよう、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的に、介護予防支援計画の作成及び介護予防事業を実施しています。

図表 16 2次予防事業 [平成 25 年度]

事業名	内容	平成 25 年度実績		
		実施回数 (回)	参加実人数 (人)	
2次予防事業対象者 把握事業	介護予防を必要とする方(2次予防事業対象者)やその候補者を的確に把握するために、各種教室の参加者や健診の受診者を対象に生活機能評価を実施するとともに、関係機関を通じた情報収集を行っています。	A 地区 4 月 B 地区 8 月 C 地区 12 月	通知 15, 330 返信 8, 500	
通所型介護 予防教室	ますます元気 教室 (運動コース)	2次予防事業対象者やそのほかの虚弱高齢者を対象に、運動器の機能向上に関する個別計画を作成し、講話や有酸素運動、ストレッチ等を行う事業を実施しています。	8回×3クール	376
	ますます元気 教室 (お口と栄養 コース)	2次予防事業対象者やそのほかの虚弱高齢者を対象に、栄養状態の改善や口腔機能の向上のための個別計画を作成し、栄養相談や栄養教育、摂食・嚥下機能訓練、口腔清掃等を実施する教室を開催しています。	8回×3クール	244

#### (4) 自立生活を支援するそのほかの事業

本市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していけるよう、在宅での自立生活を支援するための事業を実施しているほか、高齢者の介護をしている家族の身体的、精神的及び経済的負担を軽減するための事業を実施しています。

図表 17 自立生活を支援するそのほかの事業 [平成 25 年度]

事業名	内容	平成 25 年度実績	
		利用実人数 (人)	利用延人数 (人)
家族介護教室事業	家族介護者及び一般市民を対象に、介護や老化が及ぼす心身への影響などを学習する介護教室を開催しています。	43	49
徘徊高齢者家族支援事業	徘徊する高齢者及びその家族介護者などを対象に、居場所を捕捉する発信機を貸与しています。	8	69
介護用品支給支援事業	要介護 4 又は 5 の方を在宅で介護している方を対象に、経済的負担の軽減と在宅介護の継続を支援するため、介護用品の支給を行っています。	23	81
配食サービス事業	調理が困難なひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯などを対象に、安否確認や生活支援を目的に弁当の宅配を行っています。	218	1,959
住宅改修支援事業	要支援・要介護認定者のうち、居宅介護支援又は介護予防支援を利用していない方が住宅改修を行う際に、住宅改修の理由書作成の手数料を助成しています。	5	5
認知症地域支援構築事業	認知症サポーターを養成し、認知症への偏見をなくし、地域で見守っていけるように支援しています。	14	848
	自治会の協力を得て、地域の社会資源を活用し、認知症徘徊 SOS ネットを構築しています。	2	59

## 3 アンケート調査の結果

本計画の策定に当たり、計画対象者である 65 歳以上一般高齢者 3,600 人とともに、ケアマネジャーを対象としたアンケート調査を実施しました。

調査の概要は、次のとおりです。

図表 18 アンケート調査の概要

対象	目的	配布数	回収数	回収率
65 歳以上一般高齢者	地域の高齢者の生活実態とさまざまなリスク（転倒リスク、認知症リスク、閉じこもりリスク等）などを把握し、必要な介護予防や生活支援のサービスを検討する上での基礎資料とする目的に、国から示された「日常生活圏域ニーズ調査」の内容を基礎として実施しました。	3,600	2,246	62.4%
ケアマネジャー	今後のサービスの需要予測や地域包括支援センターとの連携に関して期待することなどを把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。	31	31	100.0%

### 3-1 65 歳以上一般高齢者調査の結果概要

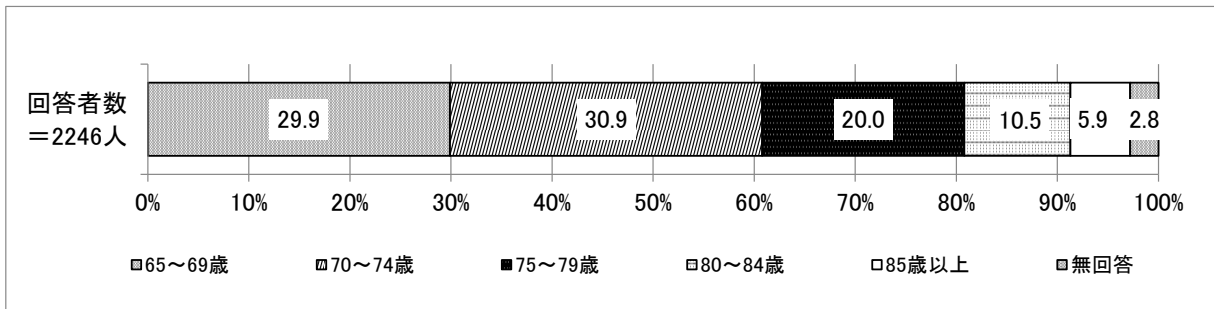
#### (1) 調査対象者の属性

回答者の年齢は、「65～69 歳」が 29.9%、「70～74 歳」が 30.9%と、前期高齢者が約 6 割を占めており、性別は若干女性の割合が高い状況です。

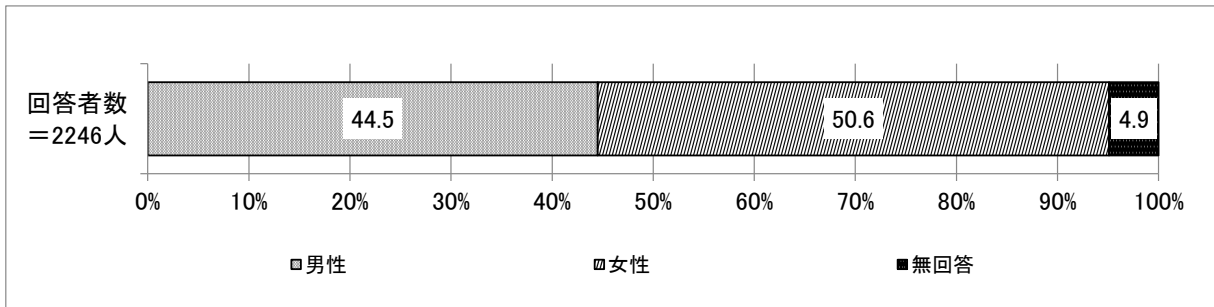
家族構成は、「家族など同居」が 76.0%、「ひとり暮らし」が 12.9%となっています。

現在治療中、又は後遺症のある病気は、「高血圧」が 42.4%と最も高く、次いで「目の病気」が 17.5%、「糖尿病」が 13.0%などと続いています。

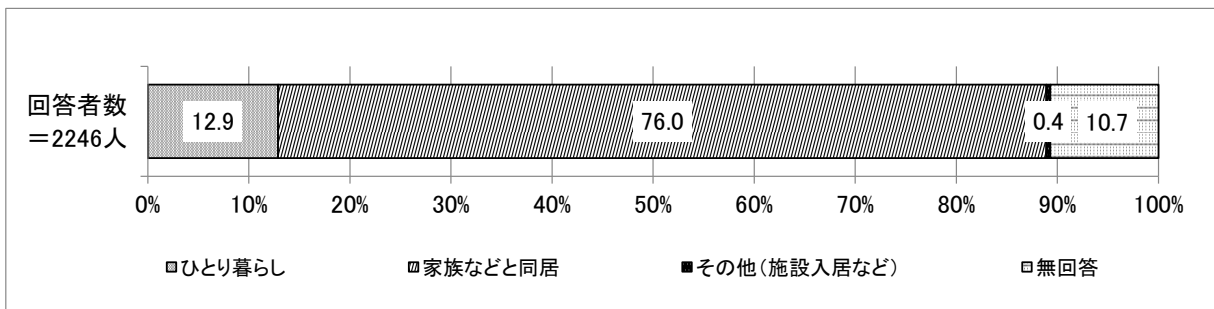
図表 19 年齢



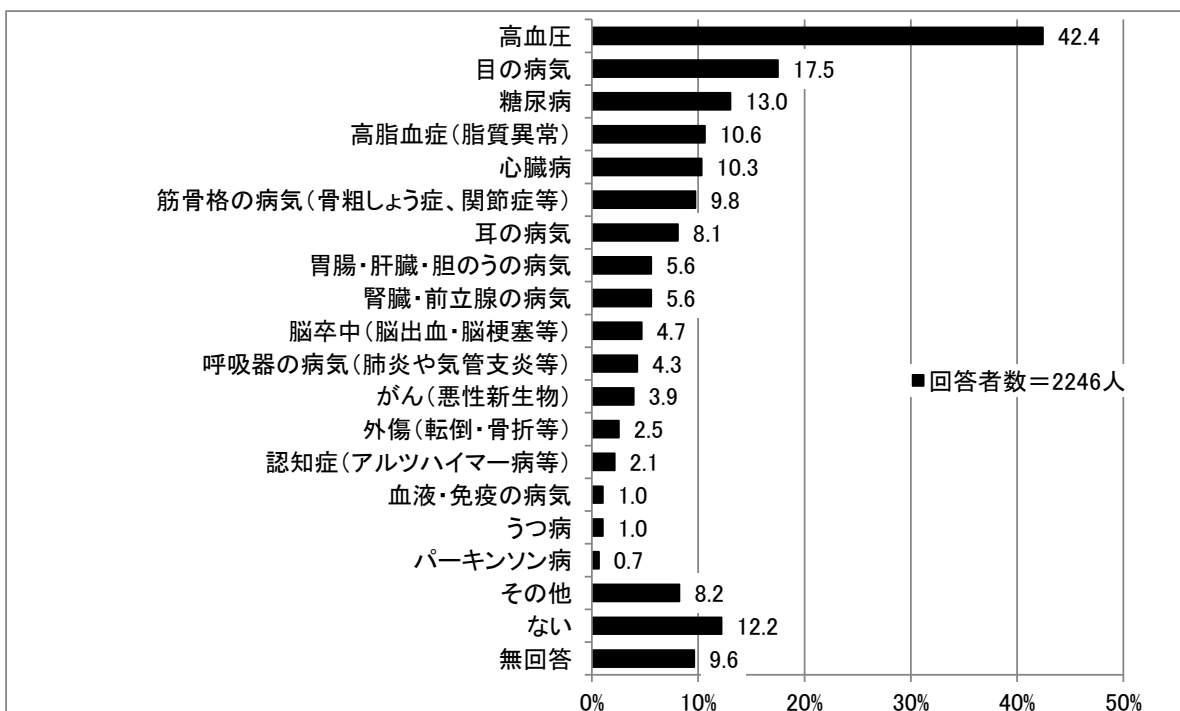
図表 20 性別



図表 21 家族構成



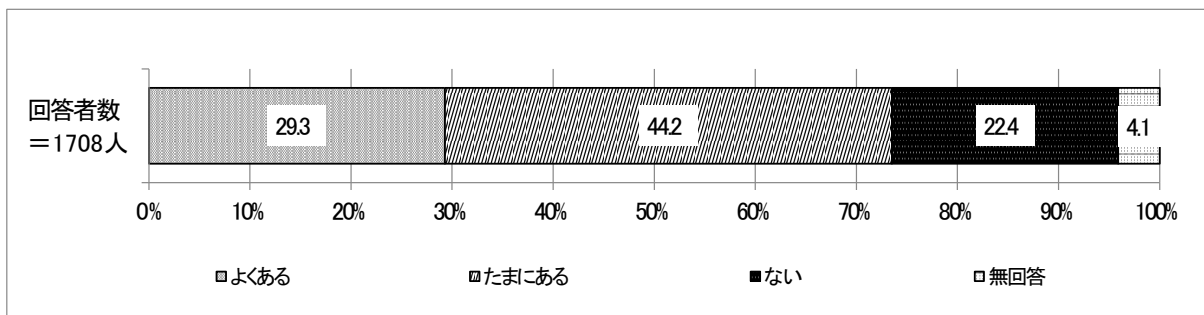
図表 22 現在治療中、又は後遺症のある病気



## (2) 日中独居の状況

日中独居の状況は、「よくある」が29.3%、「たまにある」が44.2%となっています。

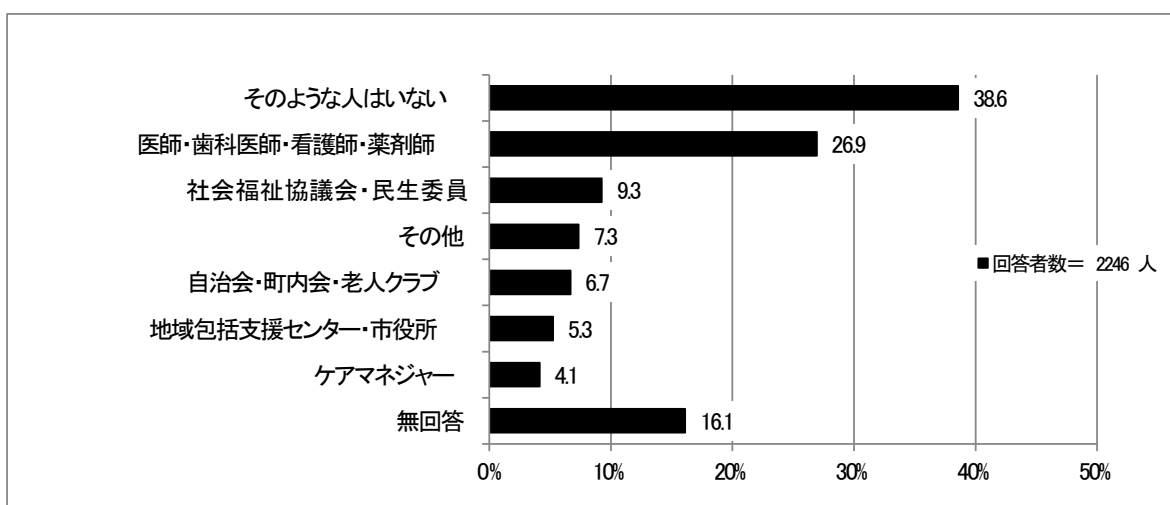
図表 23 (家族などと同居されている方のみ) 日中、1人になることがありますか



## (3) 家族や友人・知人以外の相談相手

家族や友人・知人以外の相談相手は、「そのような人はいない」が38.6%と最も高く、次いで「医師・歯科医師・看護師・薬剤師」が26.9%などとなっています。

図表 24 家族や友人・知人以外の相談相手



## (4) 地域活動等への参加状況と高齢者の社会参加に対する考え方

近所の人と親密な近所づきあいをしていると思うかについて聞いたところ、全体では「そう思う」が19.2%、「まあそう思う」が31.2%と、合わせて約半数の方は親密なつきあいをしている状況です。

また、地域活動等への参加状況は、月1回以上参加している方の割合は「趣味関係」では38.4%、「スポーツ関係」では32.2%となっており、社会参加や仕事への参加状況は、



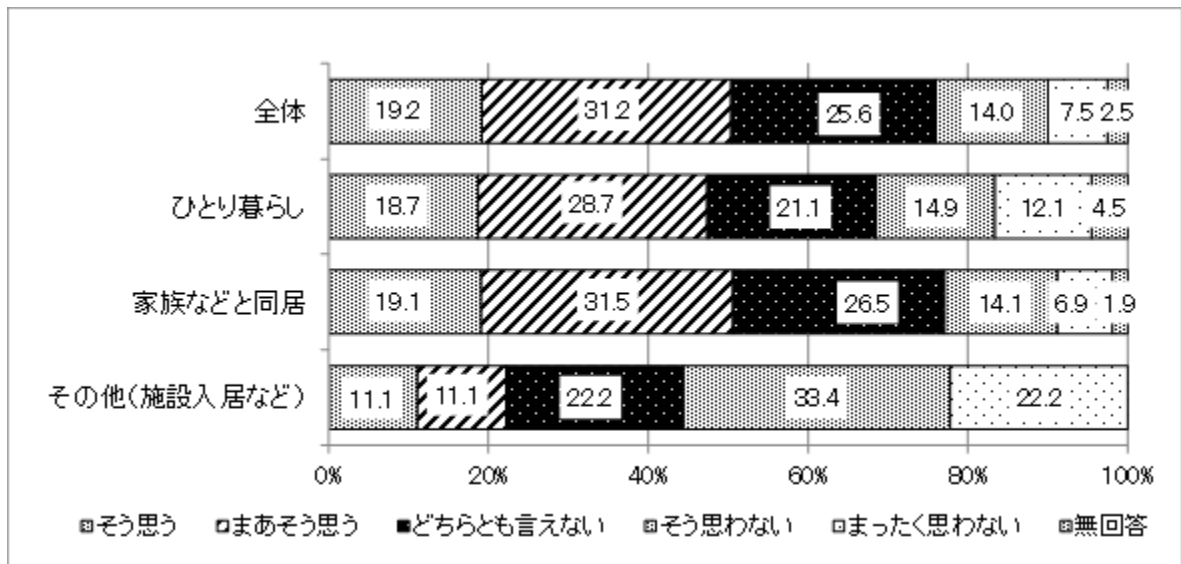
月1回以上参加している方の割合は「収入のある仕事」では29.0%で、そのほかの活動はいずれも5%前後となっています。

高齢者が社会参加しやすくなるために必要な地域の取組は、「健康づくりへの支援」が27.3%、「生きがいを見つけられるような地域団体や活動の育成など」が27.2%、「災害時の助け合い体制の充実」が24.4%などと続いています。

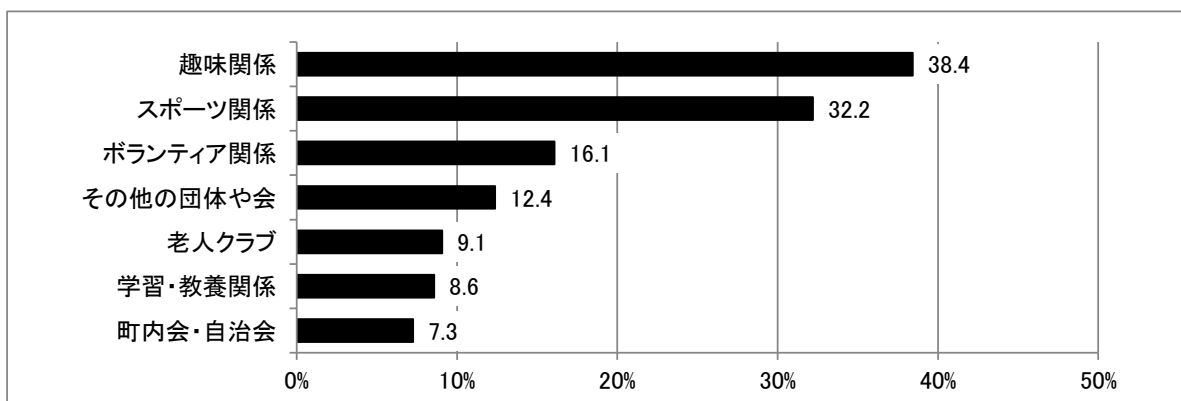
市が行う健康づくりや介護予防の教室への参加意向について聞いたところ、女性の参加意向が比較的高く、33.7%が「はい（参加したい）」と回答しています。

また、回想法について聞いたところ、「知っている」は37.4%と、認識度は4割程度という状況です。

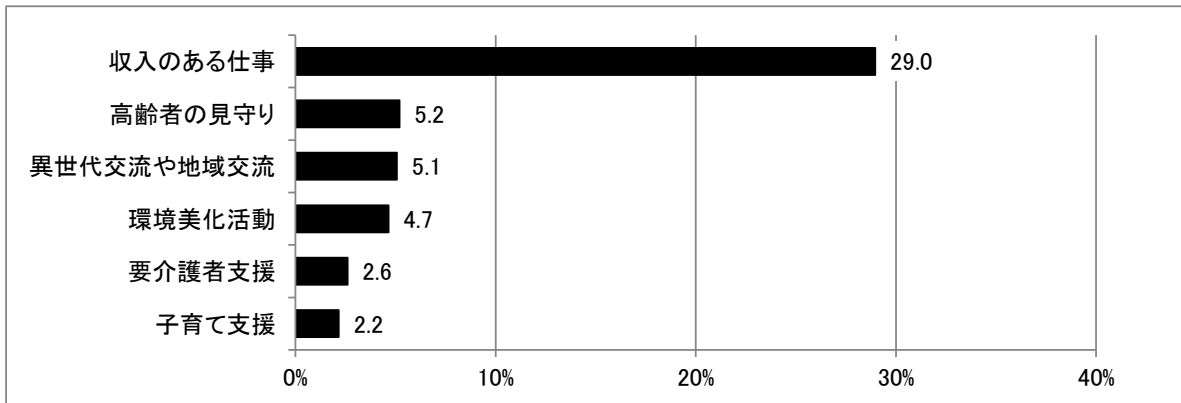
図表 25 近所の人と親密な近所づきあいをしていると思いますか



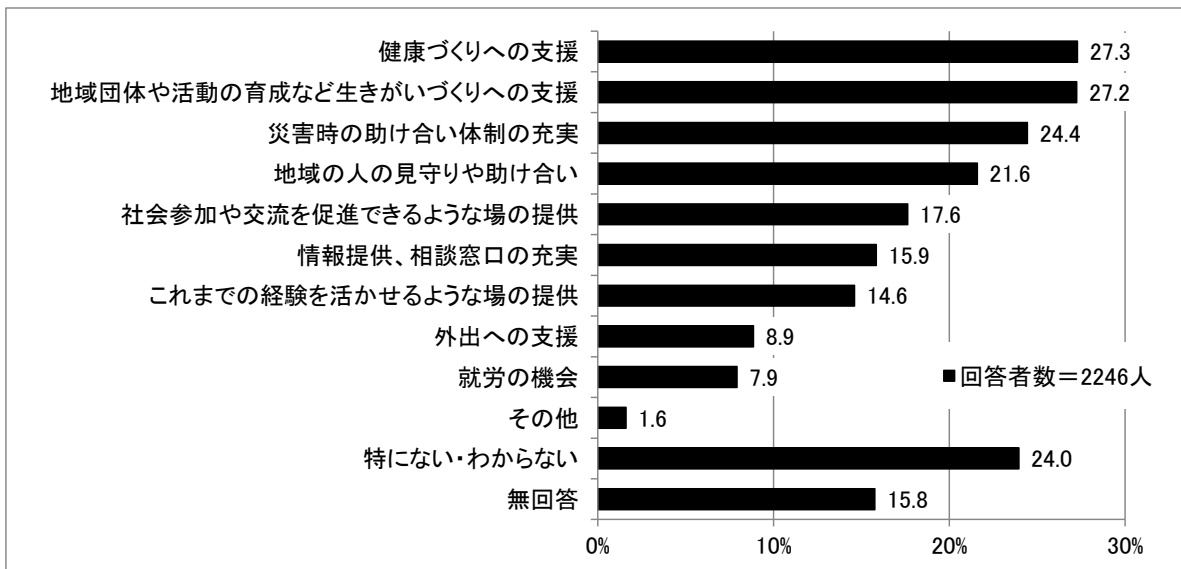
図表 26 地域活動等への参加状況（月1回以上参加している）



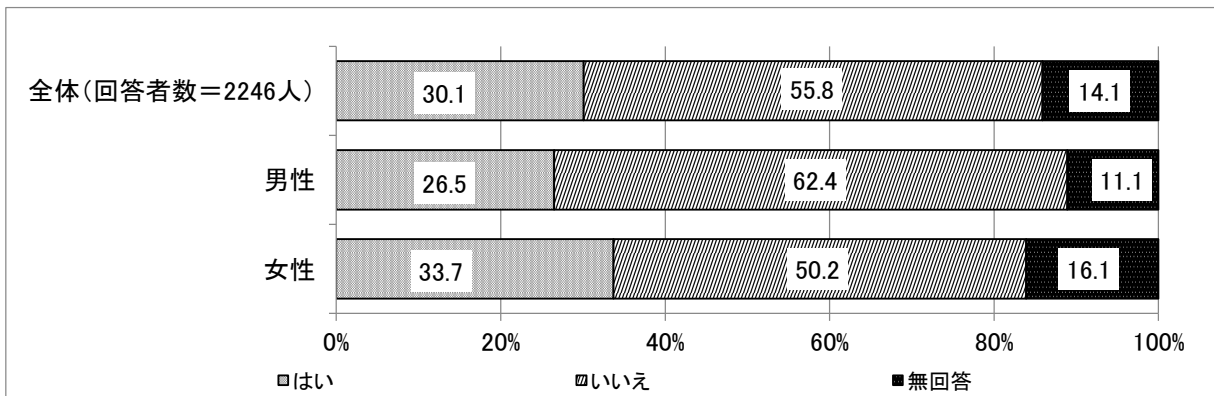
図表 27 社会参加や仕事への参加状況（月1回以上参加している）



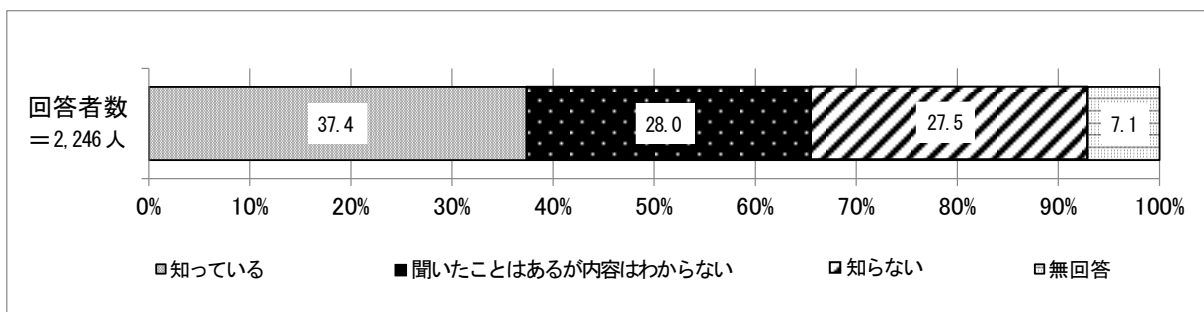
図表 28 高齢者が社会参加しやすくなるために必要な地域の取組



図表 29 市が行う健康づくりや介護予防の教室への参加意向



図表 30 「回想法」を知っていますか



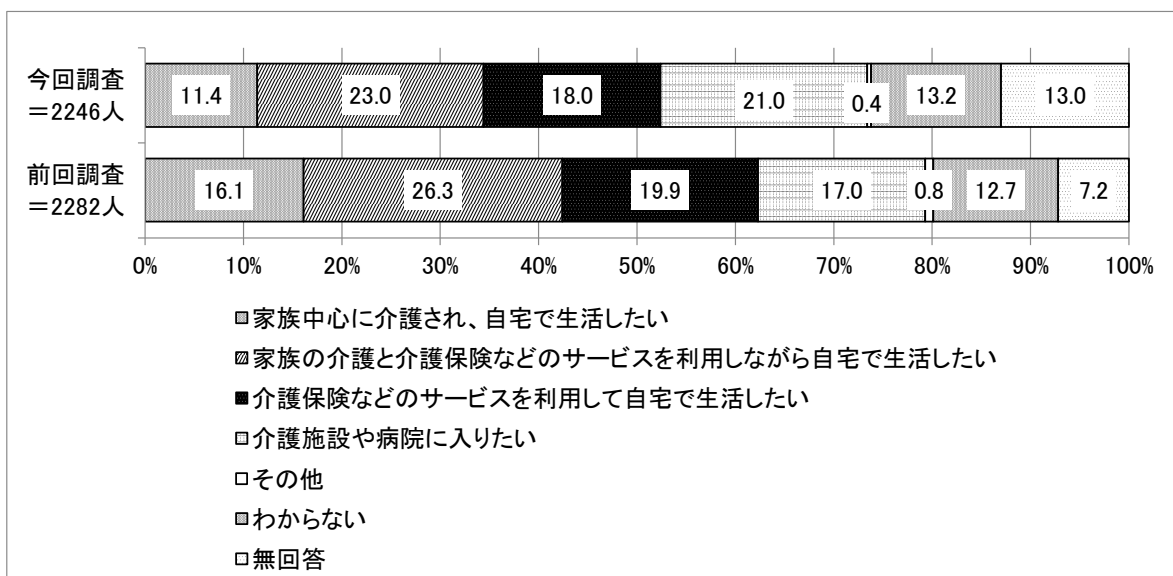
### (5) 介護が必要になった場合の希望等

介護が必要になった場合の希望は、「家族の介護と介護保険などのサービスを利用しながら自宅で生活したい」が23.0%と最も高く、次いで「介護保険などのサービスを利用して自宅で生活したい」が18.0%と続いており、「家族中心に介護され、自宅で生活したい」を含め、自宅での介護を希望する方が52.4%と、前回調査（62.3%）から約10ポイント低下しています。

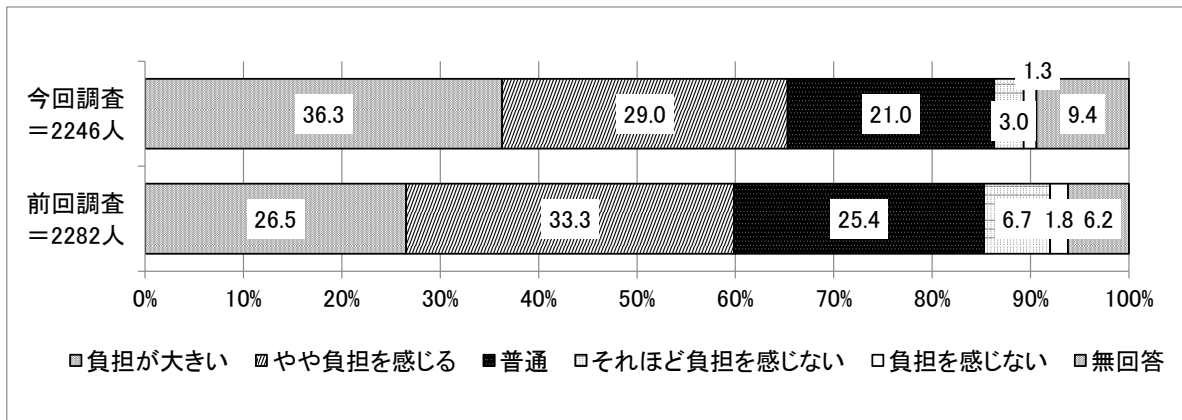
また、現在の介護保険料については、「負担が大きい」が36.3%と最も高く、前回調査（26.5%）と比べて負担を感じている割合が上昇しています。

さらに、介護保険料と介護保険サービスとの関係については、「全国平均並みの保険料がよい」が56.2%と最も高い状況です。

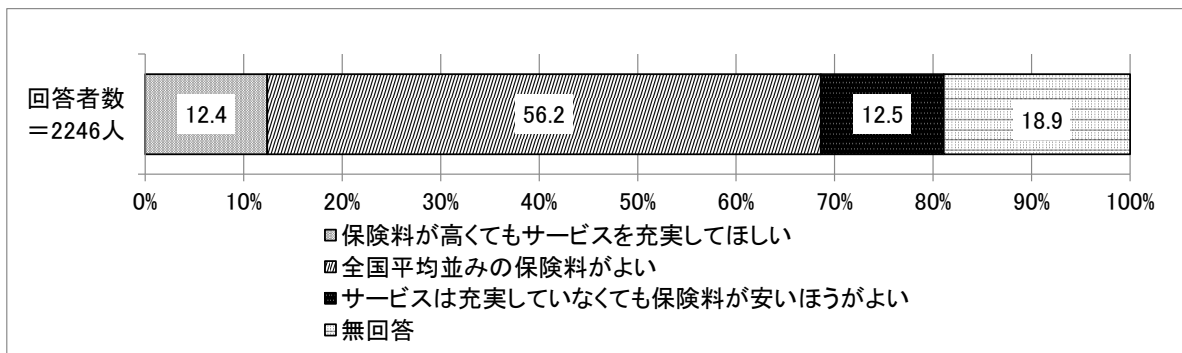
図表 31 介護が必要な状態になった場合の希望



図表 32 現在の介護保険料の負担感



図表 33 介護保険料と介護保険サービスとの関係について



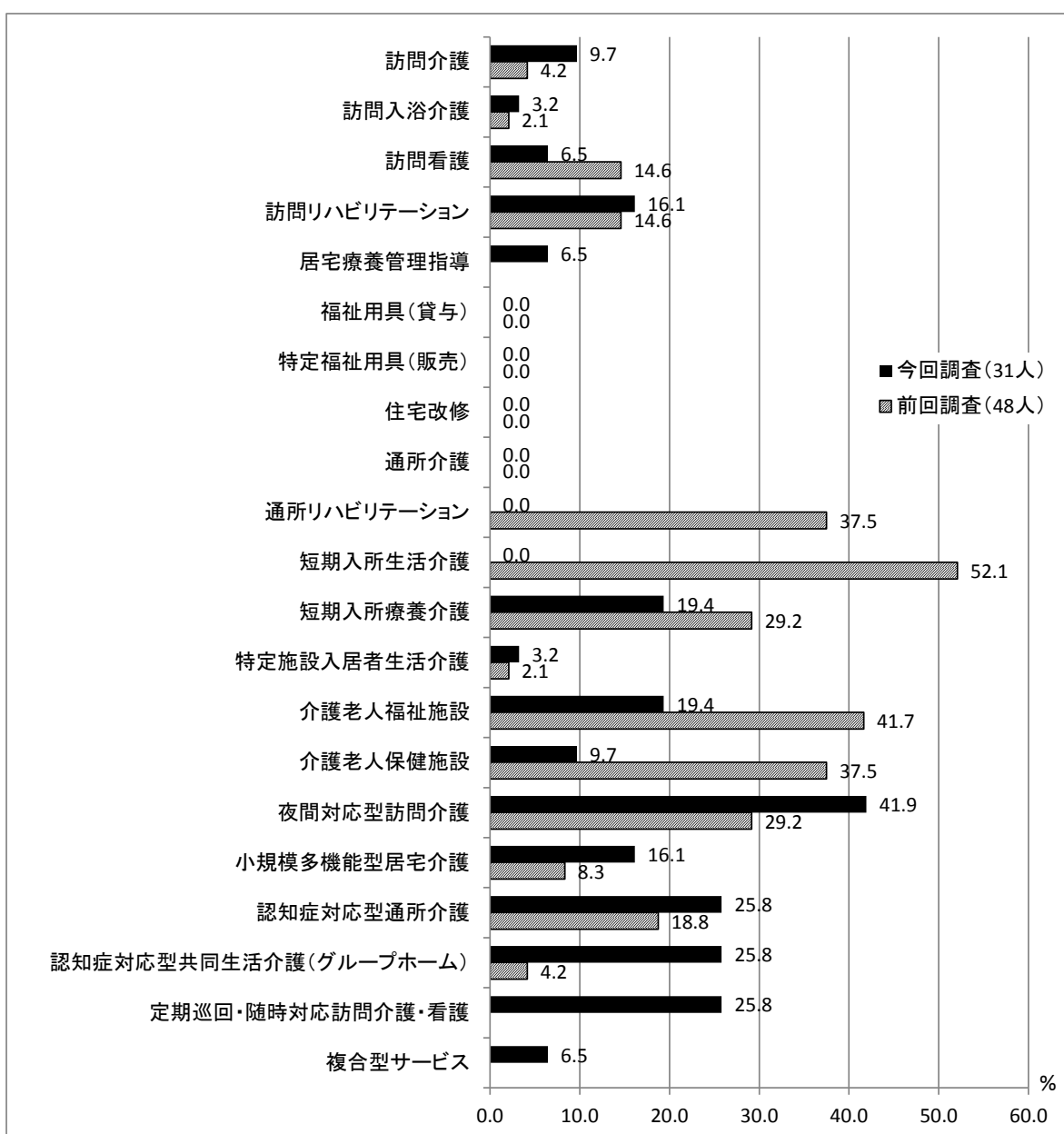
### 3-2 ケアマネジャー調査の結果概要

#### (1) 要望に対する適正なサービス提供ができていないサービス等

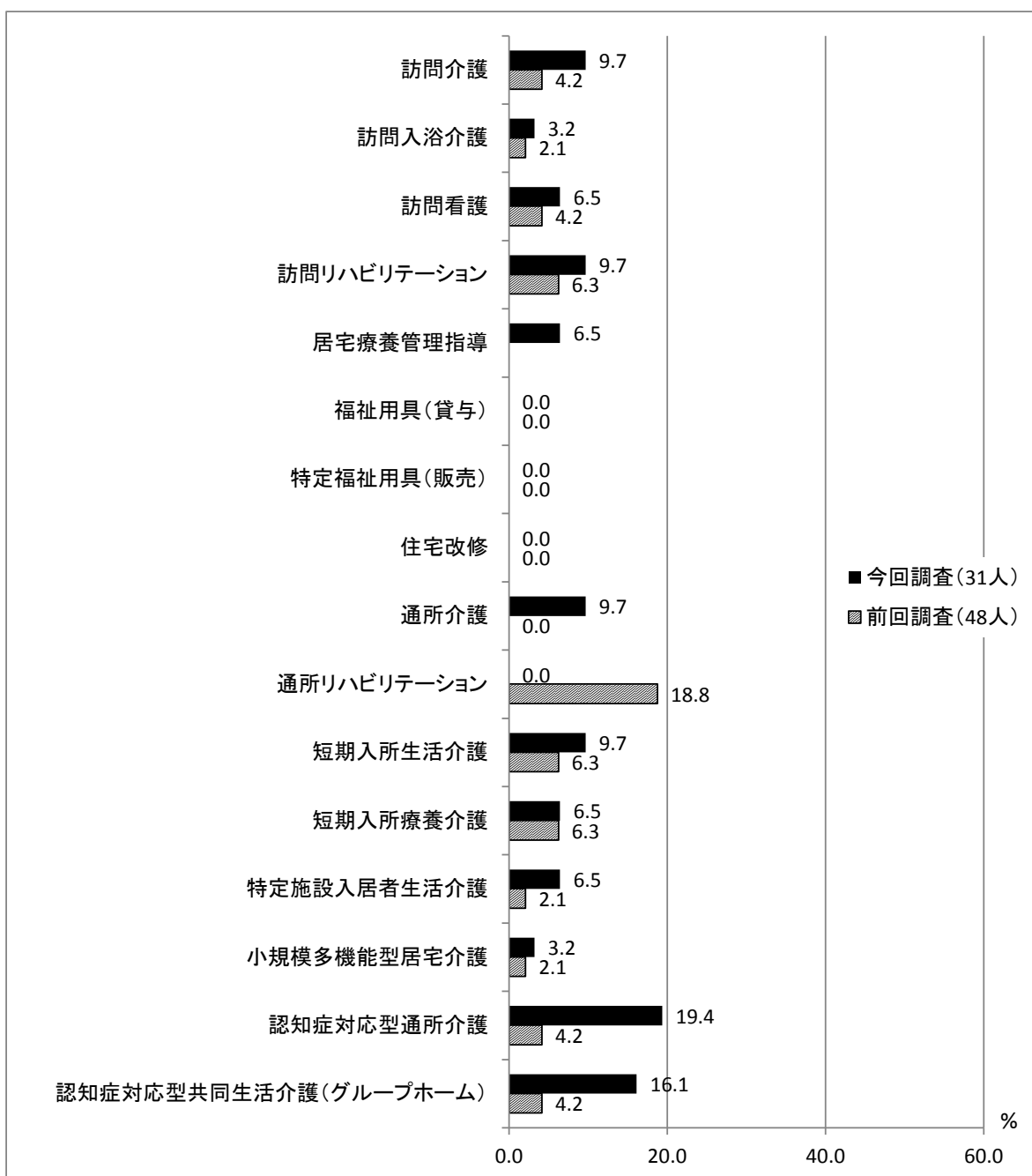
介護給付については、夜間対応型訪問介護をはじめ地域密着型サービスについては、いずれも前回は上回る回答率となっており、必要度や要望の大きさがうかがえます。

予防給付については、認知症対応型通所介護をはじめとする地域密着型サービスだけでなく、訪問介護をはじめとする居宅サービスについても、前回は上回る回答率となっています。

図表 34 要望に対する適正なサービス提供ができていないサービス等（介護給付）



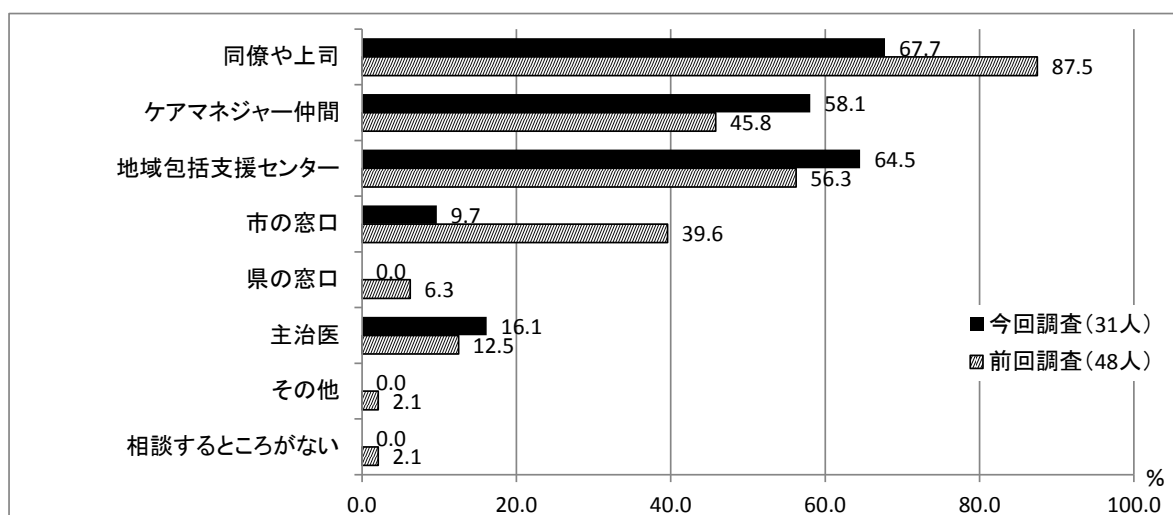
図表 35 要望に対する適正なサービス提供ができていないサービス等（予防給付）



## (2) 困難ケースに当たった場合の相談先

困難ケースに当たった場合の相談先は、「同僚や上司」が前回から低下し、「地域包括支援センター」(64.5%) や「ケアマネジャー仲間」(58.1%) が上昇しており、関係機関同士やケアマネジャー同士のネットワーク化が進んでいる状況がうかがえます。

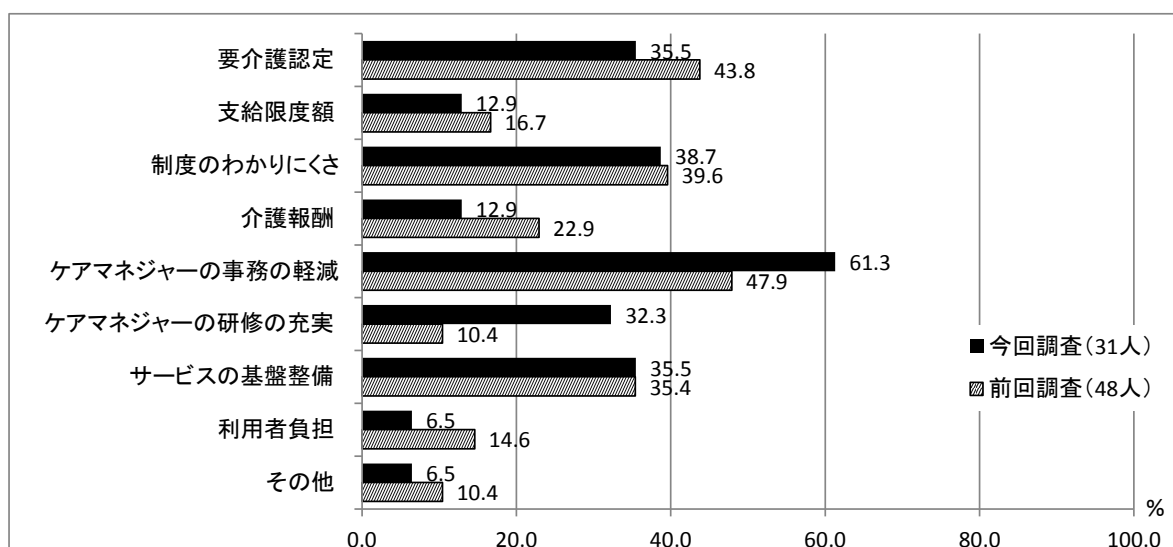
図表 36 困難ケースに当たった場合の相談先



## (3) 利用者本位のケアプラン作成のために改善すべきと思うこと

利用者本位のケアプラン作成のために改善すべきと思うことは、前回調査と同様「ケアマネジャーの事務の軽減」が最も高く、同回答と「ケアマネジャーの研修の充実」は前回から大幅に上昇しています。

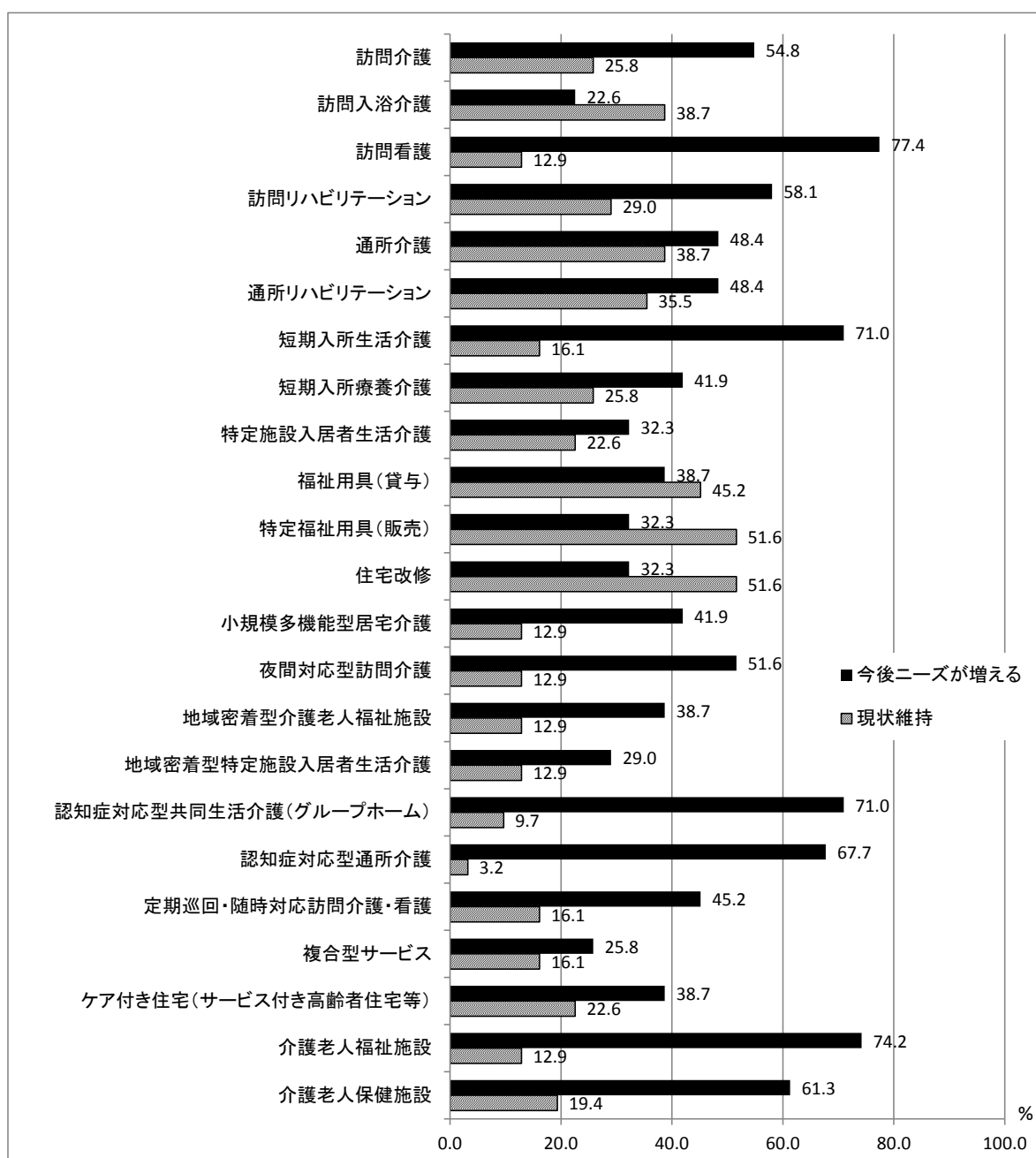
図表 37 利用者本位のケアプラン作成のために改善すべきと思うこと



#### (4) 今後のサービス需要の予測

今後のサービス需要の予測は、「訪問看護」、「短期入所生活介護」、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」、「認知症対応型通所介護」、「介護老人福祉施設」などのサービスが「今後要望が増える」との回答率が最も高く、認知症高齢者に対する地域密着型サービスなどの需要増を見込む方が比較的多い状況です。

図表 38 今後のサービス需要の予測





## (5) 地域包括支援センターとの連携に関して、現状に対する評価や今後希望すること

地域包括支援センターとの連携に関して、現状に対する評価や今後希望することは、前回調査と同様に、連携のとりやすさを肯定的に評価する意見が寄せられた一方、体制の強化を求める意見などが寄せられています。

図表 39 地域包括支援センターとの連携に関して、現状に対する評価や今後希望すること

- ◆ 困難事例に関して包括の方手動で動いてくださり、大変ありがとうございます。今後も今までどおりで良いと思います。
- ◆ 市の相談窓口としてとても良い機能を果たしていると思います。
- ◆ 相談や助言などいつも助けていただいています。今後ともよろしくお願いします。
- ◆ 困難ケースの相談や指導などの確なアドバイス指導をいただき連携が取りやすいと感じています。
- ◆ 助言や指導をいただけることはありがたいと思う。
- ◆ 独居で認知症の利用者様に対する相談・連携・対応を今後ともよろしく願います。
- ◆ 地域ケア会議の開催が増え、ケアマネ支援という役割がこなせるためには、ケアマネ（要介護の）経験がある職員がもっと増えるといいと思う。
- ◆ ボランティア活動の拡大のため働き、声掛け
- ◆ 市がもっと手軽に相談できるように、もう1か所地域包括支援センターができるといいと思います。
- ◆ 予防給付サービスがどうなっていくか、早め目に情報を教えてほしい。
- ◆ 要介護者に限らず要支援者、そうでない方も含め、その方の周辺（経済状況、人間関係など）にも目をむけた支援が必要。一緒に取り組んでほしい。
- ◆ 困難事例に関しては包括が対応していただくが、もう少し積極的にフォローをしていただきたい。
- ◆ 横との連携（行政（保険者））に柔軟性（独立性）があると良い。いかにも「縦割り」的な考えだと感じるが多々あります。

## 4 計画対象者数の予測

### 4-1 計画対象者数等の予測

北名古屋市総合計画の人口推計に基づき、本計画期間の平成27年度から平成29年度における65歳以上人口等を推計しました。

総人口は、総合計画の推計値として平成29年度に85,000人を見込んでおり、そのうち65歳以上人口は、本計画期間中に2万人を超えるまで増加し、その後は減少に転じることが見込まれます。

高齢化率については、本計画期間中に25%に達し、平成29年度には、おおむね人口の4人に1人が高齢者になると見込まれます。

また、65歳以上の中でも75歳以上の後期高齢者の割合が増加し、本計画期間中には総人口に占める割合として12%まで上昇し、長期的には平成37年度に15%を超えるものと推計されます。

図表 40 年齢階層別人口の推計

年齢区分	実績		本計画期間の推計値			中長期の推計値	
	平成25年度	…	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
0～14歳	12,894	…	12,105	11,923	11,628	12,384	11,617
15～64歳	51,807	…	52,123	51,905	51,295	51,202	52,250
65歳以上	18,462	…	19,975	20,776	22,077	20,597	20,127
計	83,163	…	84,203	84,604	85,000	84,183	83,994
40～64歳	26,289	…	27,477	27,787	28,097	28,359	29,861
65～74歳	11,339	…	11,397	11,390	11,383	9,744	7,315
75歳以上	7,123	…	8,578	9,386	10,694	10,853	12,812

(単位:人)

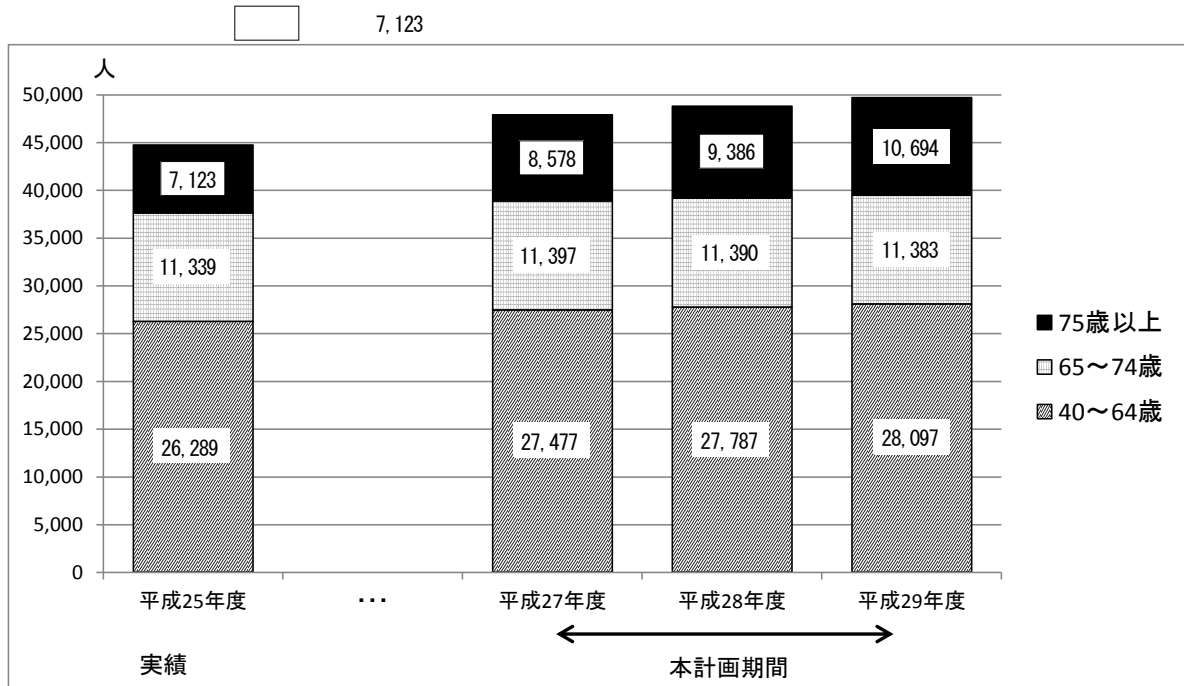
構成比

年齢区分	実績		本計画期間の推計値			中長期の推計値	
	平成25年度	…	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
0～14歳	15.5	…	14.4	14.1	13.7	14.7	13.8
15～64歳	62.3	…	61.9	61.3	60.3	60.8	62.2
65歳以上	22.1	…	23.7	24.6	26.0	24.5	24.0
計	100.0	…	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
40～64歳	31.6	…	32.6	32.8	33.1	33.7	35.6
65～74歳	13.6	…	13.5	13.5	13.4	11.6	8.7
75歳以上	8.6	…	10.2	11.1	12.0	12.9	15.3

(単位:%)【平成25年度は10月1日現在 住民基本台帳人口】

【平成29年度は市総合計画の推計値。平成32年度・37年度は国立社会保障・人口問題研究所の推計値】

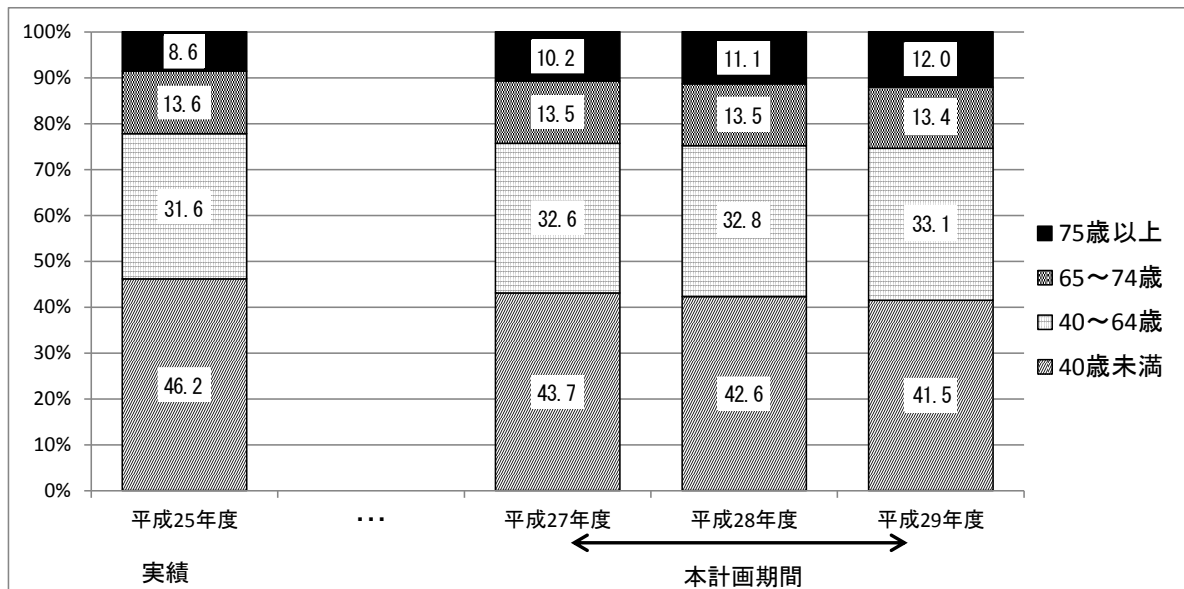
図表 41 40歳以上人口（介護保険被保険者）の推計



【平成25年度は10月1日現在 住民基本台帳人口】

【平成29年度は市総合計画の推計値】

図表 42 年齢階層別人口構成比の推計



【平成25年度は10月1日現在 住民基本台帳人口】

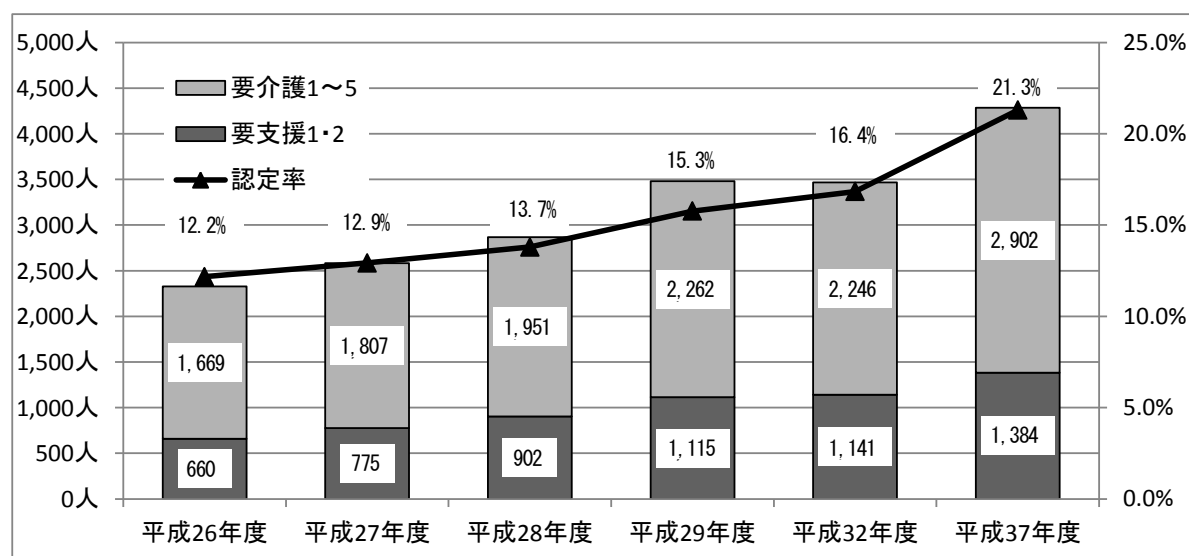
【平成29年度は市総合計画の推計値】

## 4-2 要介護等認定者数の推計

要介護等認定者数は、第5期における伸びと今後の高齢化の進行から、平成29年度には3,000人を超えるものと推計されます。

また、認定率（65歳以上人口に占める要介護等認定者数の割合）は、徐々に増加するものと推計されます。

図表 43 要介護等認定者数の推計



図表 44 要介護等認定者数の推計

区分	実績		推計			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	323	414	513	668	711	874
要支援2	337	361	389	447	430	510
計	660	775	902	1,115	1,141	1,384
要介護1	476	549	627	771	781	964
要介護2	410	440	472	551	555	672
要介護3	264	269	265	288	252	316
要介護4	287	316	352	429	425	562
要介護5	232	233	235	223	233	291
計	1,669	1,807	1,951	2,262	2,246	2,805
認定者数計	2,329	2,582	2,853	3,377	3,387	4,189
第1号被保険者数 (65歳以上人口)	19,138	19,975	20,776	22,077	20,597	20,127
認定率	12.2%	12.9%	13.7%	15.3%	16.4%	20.8%

(単位：人)

## 4-3 サービス利用者数の推計

### (1) 施設・居住系サービス利用者数の推計

施設サービスは、サービス需要や今後の基盤整備の動向を勘案し、介護老人福祉施設、介護老人保健施設はいずれも周辺自治体等での施設整備に伴う自然増を見込みます。

また、居住系サービスは、地域密着型サービスの整備により、認知症高齢者等の住み慣れた地域での生活の継続を支援する図る観点から、認知症対応型共同生活介護などの伸びを見込みます。

この結果、施設・居住系サービス利用者数は、平成 29 年度には 850 人弱の利用者数を見込みます。

図表 45 施設・居住系サービス利用者数の推計

区分	実績	推計				
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護老人福祉施設	194	200	220	232	251	281
介護老人保健施設	148	155	160	175	185	202
介護療養型医療施設	16	16	16	16	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
施設 計	358	371	396	423	436	483
認知症対応型共同生活介護	80	95	110	120	144	156
特定施設入居者生活介護	120	157	198	220	237	282
地域密着型特定施設入居者生活介護	9	12	19	27	27	34
居住系 計	209	263	327	367	408	472
施設・居住系 合計	567	635	723	790	844	955

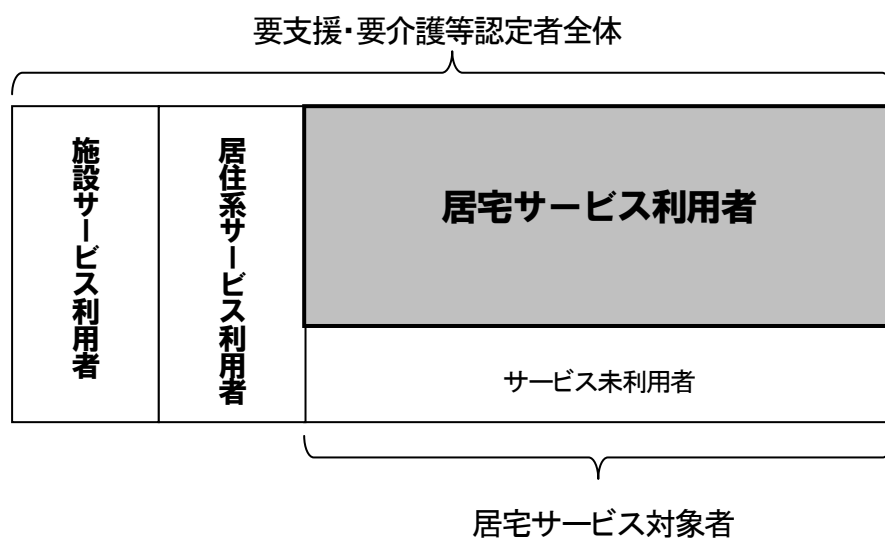
(単位：人)

## (2) 居宅サービス利用者数の推計

居宅サービス利用者数については、第5期の実績を踏まえて、居宅サービス対象者（未利用者を含む。）におけるサービス利用率に基づき、推計を行いました。

サービス利用率は、平成23年度実績の横ばいを見込み、居宅サービス利用者数は、平成26年度において1,400人を超えるものと推測されます。

図表 46 居宅サービス利用者数の推計における基本的な考え方



図表 47 居宅サービス利用者数※の推計

区分	実績		推計			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	178	232	293	390	439	561
要支援2	240	275	315	390	407	484
計	418	507	608	780	846	1,045
要介護1	292	315	344	414	370	467
要介護2	325	343	363	440	476	587
要介護3	163	163	131	140	121	170
要介護4	118	146	167	223	229	336
要介護5	86	90	87	91	61	102
計	985	1,057	1,092	1,330	1,257	1,662
利用者数計	1,403	1,564	1,715	2,107	2,103	2,707

(単位：人)

※介護予防支援及び居宅介護支援の利用者数

## 5 基本的方向

### 5-1 基本理念

# 生涯生き生きプラン・北名古屋

## ～ 明るく活力ある 2025年の創造 ～

本計画は、第5期計画までの成果や課題を引き継ぎつつ、いわゆる“団塊の世代”が75歳以上の後期高齢期を迎える平成37（2025）年度を見据え、生涯心身ともに健康で、生きがいや楽しみのある生活を送り、介護が必要となっても尊厳を持ち続けられるまちづくりを進めていきます。

そして、基本理念は第5期計画の「生涯生き生きプラン・北名古屋～明るく活力ある2015年の創造～」を継承し、市民・事業者等と連携・協働しながら、その実現に努めていきます。

## 5-2 計画課題

本計画では、「明るく活力ある 2025 年の創造」に向けて、次の課題を設定します。

### (1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の導入を見据えた介護予防体制づくり

本市では、地域包括支援センターを市が直営し、総合相談・支援事業及び虐待防止をはじめとする権利擁護事業や包括的・継続的ケアマネジメント事業、介護予防ケアマネジメント事業等を実施しています。

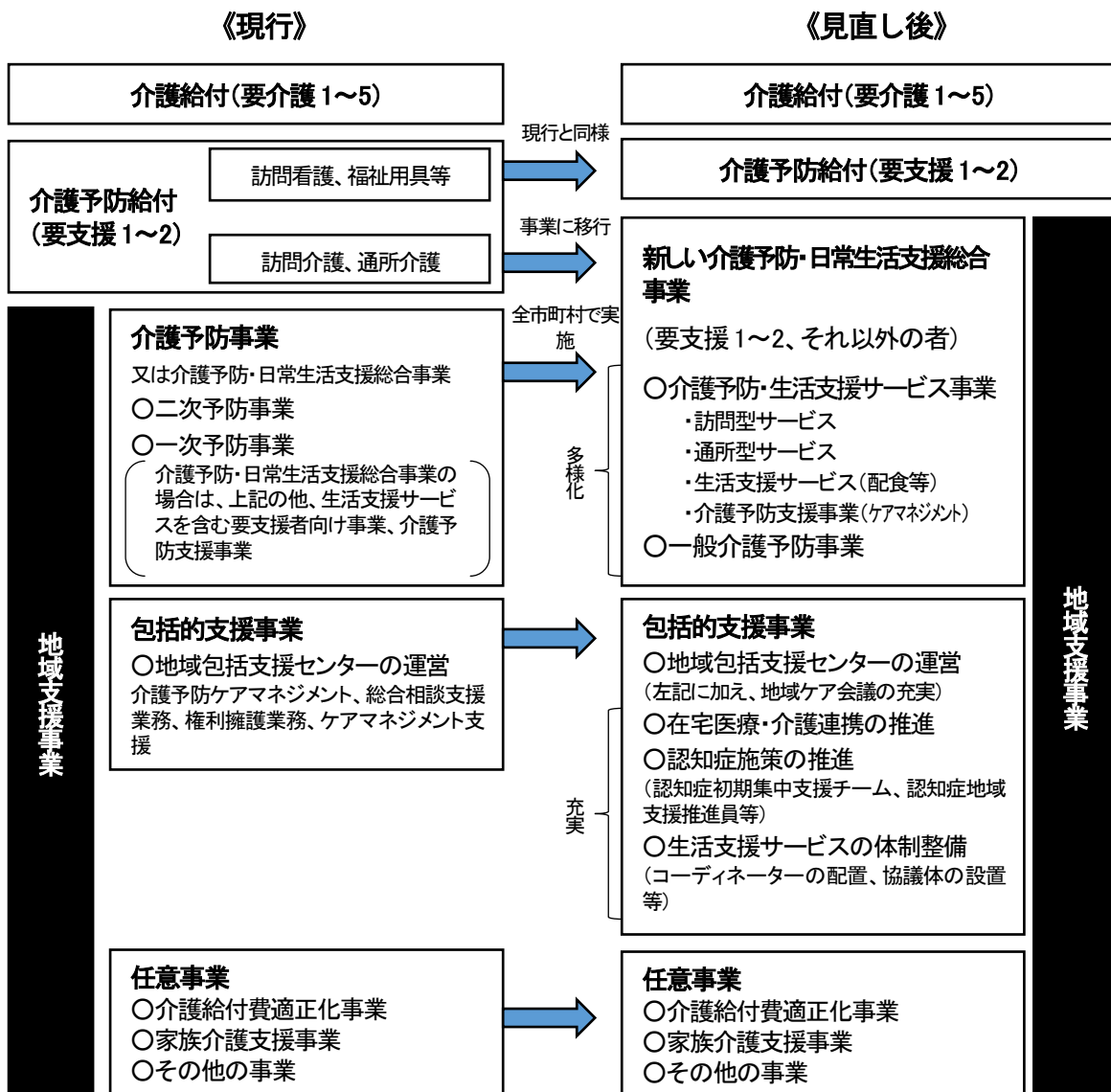
今後は、介護保険制度の改正に基づき、新しい介護予防・日常生活支援総合事業として、本計画期間中に現在の予防給付等対象サービスのうち訪問介護・通所介護が同事業に移行することを見込む必要があります。予防給付のサービスについては、利用が着実に増加しており、ケアマネジャー調査でも、予防給付のサービスは要望に対する適正なサービス提供ができていないサービスとして、3年前の前回調査を上回る状況が見られることから、今後国のガイドラインを参考にしながら、既存の事業者による専門的な予防サービスから住民主体による支援まで、多様なサービス主体による体制づくりが求められています。

また、地域包括支援センターにおける包括的支援事業については、センターの運営、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業のそれぞれについて目標を計画に定める必要があります。目標を見据えて、各事業を推進していく必要があります。

そのほか、アンケート調査で、家族など同居の高齢者の約3割が日中独居という状況を踏まえた見守り支援の強化など、介護予防を必要とする方と必要なサービス（転倒予防教室、ミニデイサービス、地域サロン等）を的確に結びつけていくことが引き続きの課題です。



図表 48 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成



## (2) 地域包括ケアシステムの構築、認知症施策の推進

本市では、認知症高齢者とその家族を支援するネットワークづくりを図っており、認知症の方に対応した介護保険施設等の整備は、現在までに地域密着型サービスである訪問・通所・泊まりを提供する小規模多機能型居宅介護と居住の場を提供する認知症対応型共同生活介護の2サービスが整備されています。

一方、ケアマネジャー調査では、今後のサービス需要の予測として、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」、「認知症対応型通所介護」といった認知症高齢者に対する地域密着型サービスなどの需要増を見込む方が比較的多い状況であり、今後もニーズに応じた地域密着型サービス等の確保を進めていく必要があります。

また、地域包括ケアシステムの構築を進めていく上では、在宅療養の支援や認知症高齢者を地域で支えるために必要な早期診断等を行う医療機関との連携強化とともに、住民等も参画した多彩な見守りサービス（安否確認、緊急時の対応、生活相談、配食サービスなど）の充実が欠かせません。

さらに、高齢者の住まいの安定的な確保の観点から、県とも連携しながら、有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅、低所得高齢者向けの住まい対策等を検討していく必要があります。

なお、認知症施策の推進に当たっては、本計画に「認知症ケアパス（認知症の方への支援の流れ）」を盛り込む必要があることから、本市における既存の連携体制を整理しつつ、認知症コーディネーターの配置をはじめ、盛り込んだ連携体制に基づき、必要な取組を実施していくことが求められます。

## (3) 高齢者自身、市民による自主的な地域活動の促進

本市の特徴は、老人クラブ、認知症サポーター、回想法スクール卒業生の会「いきいき隊」をはじめ、高齢者自身や高齢者を支援する市民による自主的な地域活動が盛んな地域であることです。

この特徴は、本市らしい「介護予防体制づくり」や「地域包括ケアシステムの構築、認知症施策の推進」の大きな力となります。

アンケート調査では、地域活動への参加状況として、趣味やスポーツの関係の活動に参加している方が比較的多く、収入のある仕事を含めて、社会参加活動や生きがい活動をさらに促進していくと同時に、ボランティアや老人クラブ、町内会・自治会の活動など、住民同士の支えあいによる地域福祉の推進をさらに図っていく必要があります。

#### (4) 介護保険制度等における利用者本位の徹底

本市では、地域包括支援センターの包括的・継続的ケアマネジメント事業を通じて、居宅介護支援事業所及び介護サービス提供事業所との連携強化を図り、利用者本位の質の高いサービスの実現に取り組んでいます。

今回のケアマネジャー調査では、困難事例に対する地域包括支援センターの関わりが増している状況やケアマネジャー同士のネットワーク化が進んでいる状況がうかがえ、その取組に対して高く評価する意見なども寄せられています。

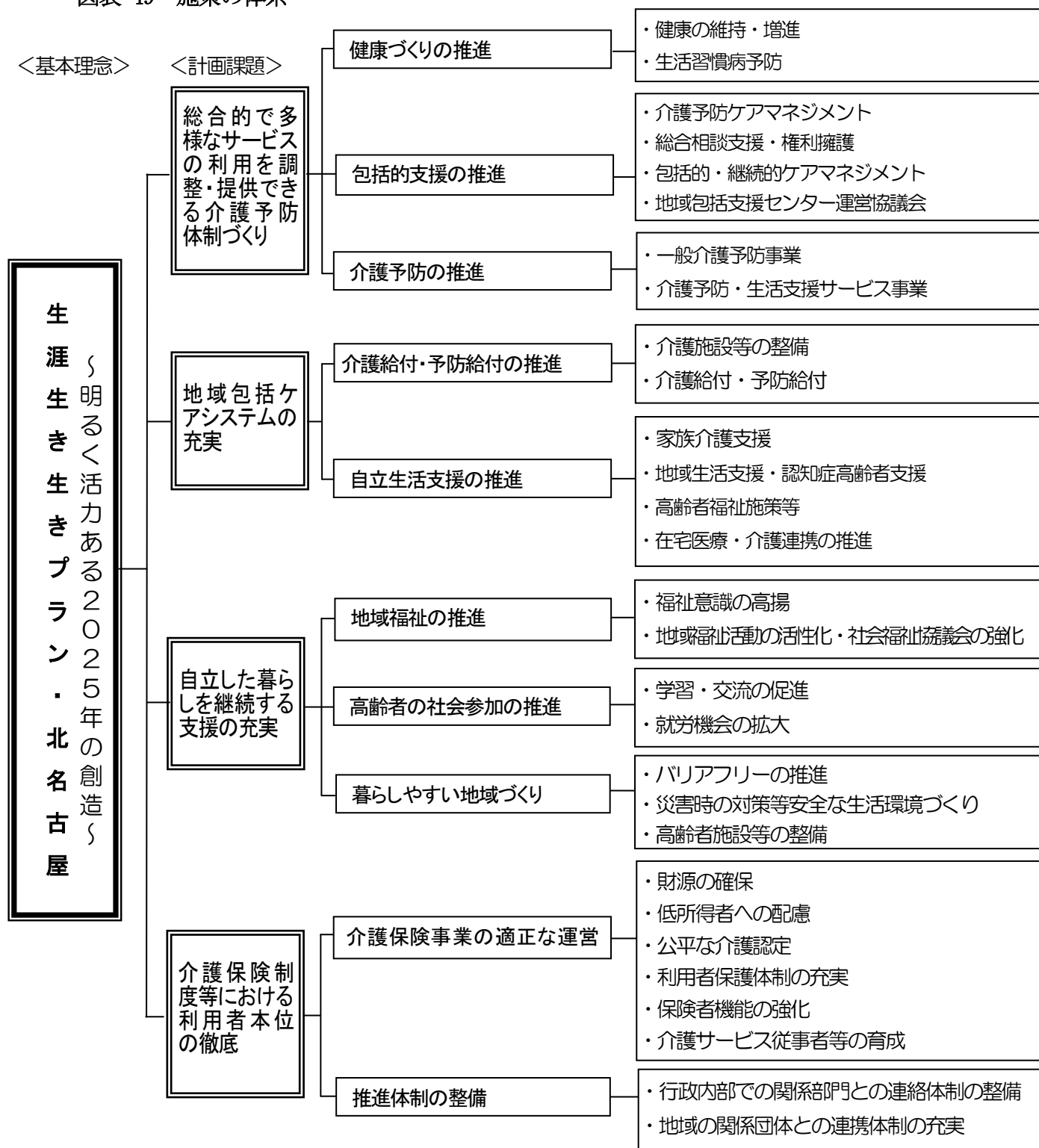
今後とも、地域包括支援センターを中心とするネットワークを維持・強化し、サービスの質の向上に努めていく必要があります。

また、介護保険料については、第5期の月額基準額は4,316円で、全国平均(4,972円)は下回っているものの、アンケート調査でその負担感が増している状況がうかがえ、居宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスの需要増が見込まれる中で、市民の負担感を見据えつつ、また、全国平均並みの保険料が望ましいと考える方が比較的多い状況も踏まえつつ、適正な保険料設定を検討していく必要があります。

### 5-3 基本施策体系

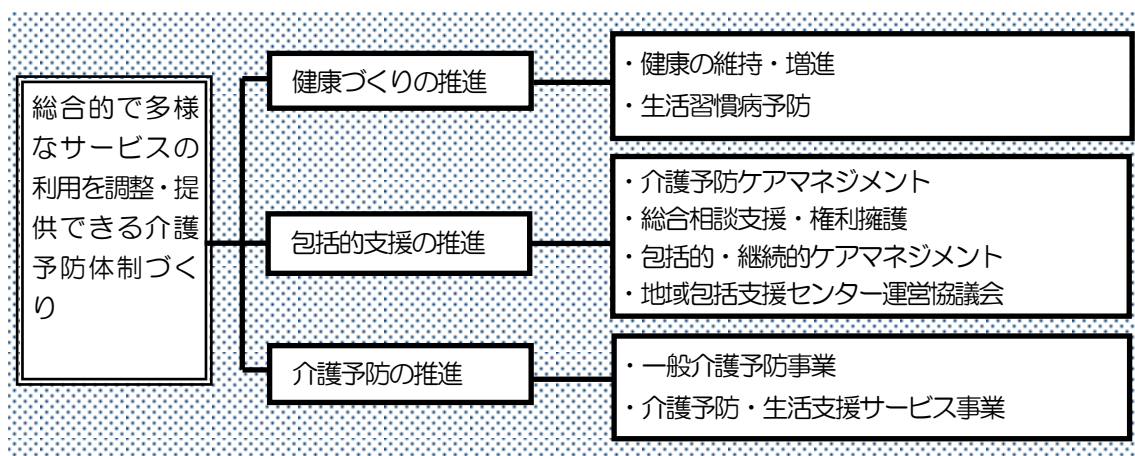
この計画の課題を解決し、基本理念「生涯生き生きプラン・北名古屋～明るく活力ある2025年の創造～」を達成するために、次のような施策を推進します。

図表 49 施策の体系



## II 基本施策

### 1 総合的で多様なサービスの利用を調整・提供できる介護予防体制づくり



#### 1-1 健康づくりの推進

##### 基本的な方向

「北名古屋市けんこうプラン 21 第2期計画」に基づき、市民が主体の健康ライフスタイルの確立を目指して、市民自身が考え、それを行政等の関係機関が応援する協働による健康づくりに取り組みます。

また、要介護の一因となる生活習慣病の予防や早期対応を図るため、「北名古屋市特定健康診査等実施計画」等に基づき、健診受診率の拡大に取り組むとともに、保健指導の徹底に努めます。

##### 主な取組

#### 1 健康の維持・増進

事業・取組	概要と方針	担当
(1) 健康情報の発信	市広報紙や市ホームページ、各種案内用冊子、報道機関での報道に加え、市が主催する各種事業の参加者や関係団体を通じ、さまざまな健康づくりに関わる情報を広く市民に提供し、健康づくり活動の実践へとつなげていきます。	健康課

事業・取組	概要と方針	担当
(2) 市民による自主的な健康づくりの促進	<p>平成 23 年 3 月に策定した「北名古屋市けんこうプラン 21 第 2 期計画」に基づき、市民が主体の健康ライフスタイルの確立を目指して、市民自身が考え、それを行政等の関係機関が応援する協働による健康づくりに取り組んでいきます。</p> <p>健康づくり推進員や健康づくり推進員OB会、食生活改善推進員の活動をはじめ、自主的な健康づくりの取組を促進します。</p>	健康課

## 2 生活習慣病予防

事業・取組	概要と方針	担当
(1) 健康診査	<p>特定健康診査「北名古屋市特定健康診査等実施計画 第 2 期計画」等に基づき、健康診査を受診しやすい方法の見直しや、それに合わせた通知や勧奨方法の見直しを図り、受診率の拡大に取り組み、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の早期発見・早期指導につなげていきます。</p>	健康課 国保医療課
(2) 保健指導の充実	<p>「北名古屋市特定健康診査等実施計画 第 2 期計画」等に基づき、個別に生活習慣を改善する特定保健指導を実施するとともに、特定保健指導の対象外の方を対象に、病態別（高血圧、糖尿病、脂質異常）の教室を開催し、改善の方法についての知識の普及を図ります。</p>	健康課 国保医療課

## 1-2 包括的支援の推進

### 基本的な方向

地域包括支援センターでは、いつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していけるように、介護予防ケアマネジメント、民生委員・児童委員による地域の高齢者の状況調査、介護以外の生活支援サービスとの調整等により、新たな介護予防・日常生活支援総合事業の導入を見据えた総合的な介護予防体制づくりを進めます。

また、認知症高齢者等、権利擁護を必要とする方の増加に対応するため、関係機関との連携強化による権利擁護に関する相談支援の強化とともに、高齢者虐待の早期把握・迅速な支援の実施を図ります。

さらに、引き続き支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言等、包括的地域支援ネットワークの強化に努めます。

### 主な取組

#### 1 介護予防ケアマネジメント

事業・取組	概要と方針	担当
(1) 介護予防ケアマネジメント業務	地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成します。 なお、要支援者等で、予防給付によるサービスの利用がないケースについては、本介護予防ケアマネジメントが行われます。	高齢福祉課
(2) 要支援者に対する介護予防ケアマネジメント（介護予防支援）	要支援1・2の方を対象として、介護予防支援計画を作成し、介護予防サービスの利用状況を把握するとともに、定期的に点検を行い、計画の達成状況を把握し、自立支援・重度化防止につなげていきます。	高齢福祉課

事業・取組	概要と方針	担当
(3) 介護予防・日常生活支援総合事業	<p>平成 27 年度から施行される改正介護保険法に位置づけられた事業で、これまで予防給付として提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護について、市が実施する地域支援事業に移行し、事業者による専門的なサービスとボランティア等による多様なサービスを総合的に提供する仕組みとなるものです。</p> <p>なお、多様なサービスの整備や新たな仕組みへの対応には一定の時間がかかることから、平成 27 年 4 月施行とされている新しい総合事業の実施について、平成 29 年 4 月まで猶予することができるものとされており、本市においては、平成 28 年 4 月からの実施に向けて、必要な体制づくりを進めます。</p>	高齡福祉課

## 2 総合相談支援・権利擁護

事業・取組	概要と方針	担当
(1) 高齡者状況把握	<p>相談窓口に来られない方を含め、支援を必要とする方に必要なサービスを提供できるよう、民生委員・児童委員による訪問活動を通じて、ひとり暮らし高齡者や高齡者世帯の状況を的確に把握するとともに、必要に応じて居宅を訪問します。</p>	高齡福祉課
(2) 総合相談支援業務	<p>本人、家族、近隣住民、各種団体等を通じて寄せられるさまざまな相談を受け、的確な状況把握等を行います。</p> <p>支援が必要な場合については、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行います。</p> <p>市広報紙等の媒体や各種事業を通じて、広く市民に対して、地域包括支援センターの周知徹底を図ります。</p>	高齡福祉課



事業・取組	概要と方針	担当
(3) 権利擁護業務	<p>地域包括支援センターと関係機関の連携強化を図り、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用に関する相談支援の充実に努めます。</p> <p>また、高齢者虐待の早期把握、迅速な支援を実施するために、高齢者の虐待サポートチームでの事例情報の共有や支援体制の強化に努めます。</p> <p>さらに、地域住民や関係団体を対象に、成年後見制度等の権利擁護事業や高齢者虐待防止に関する普及啓発活動を行っていくとともに、介護サービス提供事業所の職員を対象とする講座を開催する等、権利擁護を広く普及していきます。</p>	高齡福祉課
(4) 地域におけるネットワーク構築業務	<p><b>①民生委員・児童委員とのネットワーク</b></p> <p>民生委員・児童委員の訪問活動との連携をはじめ、支援を必要とする高齢者を見い出し、総合相談につなげるためのネットワークを構築するとともに、地域におけるさまざまな関係者のネットワークの構築を図ります。</p> <p><b>②認知症介護支援ネットワーク</b></p> <p>医療、福祉、保健の関係団体をはじめ、民生委員・児童委員、警察、自治会、介護サービス提供事業所、認知症コーディネーターの協力を得て、地域で認知症高齢者及びその家族介護者を支援するネットワークづくりを推進します。市民に分かりやすい「認知症介護支援マップ」を活用し、啓発に努めます。</p> <p><b>③おたがいさまねっと</b></p> <p>認知症サポーター養成講座を受講した方々に、認知症高齢者及びその家族介護者や、要援護高齢者を温かく見守る地域づくりを推進するための「おたがいさまねっと」に加入していただき、ネットワークの拡充に努めます。</p> <p><b>④在宅医療・介護連携</b></p> <p>かかりつけ医機能を担う医師会等の協力を得つつ、在宅医療と介護の連携を推進します。</p>	高齡福祉課

### 3 包括的・継続的ケアマネジメント

事業・取組	概要と方針	担当
(1) 日常的個別指導・相談業務	地域のケアマネジャーからの個別相談に応じ、ケアプランの作成等に関する個別指導・相談業務を実施します。 また、地域のケアマネジャーの資質向上を図る観点から、今後とも定期的に地域ケア会議を開催し、事例検討会や研修会、制度や施策等に関する情報提供をはじめ、地域医師会との連携強化を図っていきます。	高齢福祉課
(2) 支援困難事例等への指導・助言業務	地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例について、居宅介護支援事業所連絡会議を定期的で開催し、地域の関係者、関係機関との連携のもとで、具体的な事例検討を通じて支援方針を検討し、指導助言等を行います。	高齢福祉課
(3) 包括的・継続的なケア体制の構築業務	施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、地域ケア会議に加え居宅介護支援事業所連絡会議、通所事業所連絡会議を定期的で開催します。	高齢福祉課
(4) 地域におけるケアマネジャーのネットワークの形成業務	地域ケア会議や居宅介護支援事業所連絡会議等を通じて、ケアマネジャー相互や関係機関との情報共有を促すことで、ケアマネジャーのネットワーク構築を支援していきます。	高齢福祉課

### 4 地域包括支援センター運営協議会

事業・取組	概要と方針	担当
(1) 地域包括支援センターの適切な運営	地域包括支援センターの適切な運営を図るために地域包括支援センター運営協議会を設置し、センターが所管する事業内容が適切に行われているかを確認するとともに、センターの公正・中立性の確保、地域密着型サービスの適正な運営が行われているか等を点検し、在宅福祉の向上を図ります。	高齢福祉課

## 1-3 介護予防の推進

### 基本的な方向

本市は、平成 28 年 4 月から新しい介護予防・日常生活支援総合事業を導入し、高齢者全般を対象とする一般介護予防事業とともに、要支援者や従来の 2 次予防の対象者等に対する介護予防・生活支援サービス事業を実施します。

介護予防を必要とする高齢者の的確な把握に努める一方、高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直します。

また、比較的元気な高齢者と介護予防事業の対象者を分け隔てなく、多様な予防の場を充実し、住民同士のつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

### 主な取組

#### 1 一般介護予防事業

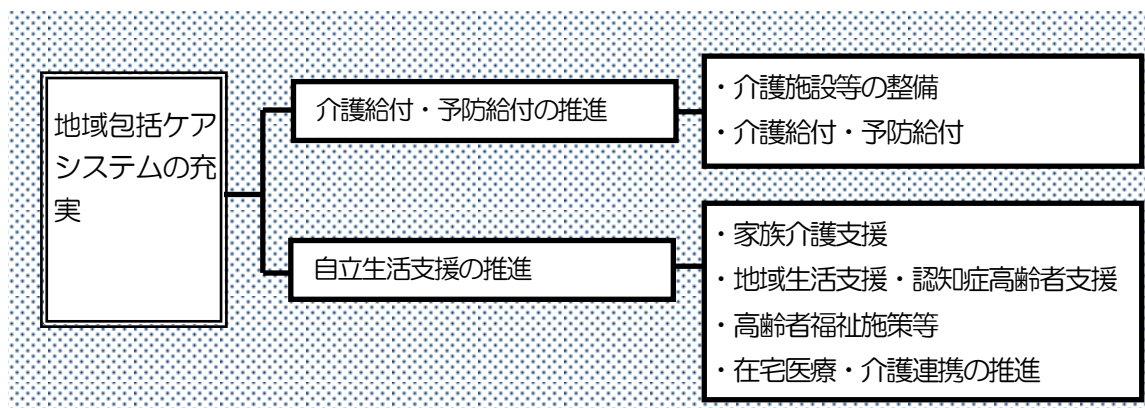
事業・取組	概要と方針	担当
(1) 運動指導事業	運動習慣の獲得や筋力向上を図るための「運動手はじめ教室」や「シニアヘルスアップ教室」等を開催します。	高齢福祉課
(2) 食生活改善事業	高齢者の低栄養状態は、生活機能の低下をもたらすことから、介護予防にとって重要な課題であることから、偏りやすい食生活の改善指導や介護予防のための栄養講座や相談を行います。また、男性が 1 人になっても食の自立が図られるよう「男性のための料理教室」や手づくりの温かい食事をふれあいながらいただく「ふれあい食事会」を開催します。	高齢福祉課
(3) 運動型介護予防教室事業	運動を中心とし、手作業、脳トレ等も取り入れた「運動ひろば」を開催します。	高齢福祉課

事業・取組	概要と方針	担当
(4) 認知症予防事業	認知症になることを防ぐため、脳の機能を高めることを目的として、運動や旅行、料理の計画等の指導、音読と計算の教材学習や脳活プログラムを行い、継続的な取組ができるよう支援します。	高齢福祉課
(5) 介護予防普及啓発事業	介護予防教室やそのほかの教室等の実施、介護予防に資する基礎的な知識を普及・啓発する講習会を開催し、市広報紙、各種印刷物等さまざまな媒体を活用した広報等、普及啓発に努めます。	高齢福祉課
(6) 回想法（思い出ふれあい）事業	回想法スクールの開催やいきいき隊（回想法スクール卒業生の会）の活動を支援します。また、回想法キット（懐かしい生活用品等を詰めた箱）を全国の施設・団体・機関への貸し出すほか、回想法の実践と普及啓発のための回想法センターを通じた情報発信、そして、各種研修を開催します。	高齢福祉課
(7) 健康づくりリーダー養成・スキルアップ事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、健康面から支援するため、介護予防等に関する研修を実施する等、健康づくりリーダーの養成と資質向上を図ります。	高齢福祉課
(8) 地域ふれあいサロンボランティア養成事業	地域ふれあいサロンボランティアを養成し、身近な各地域の公民館や集会所等において、閉じこもり予防のための軽い運動、各種制作活動、体操、交流等を行う地域ふれあいサロンを開催します。 なお、地域ふれあいサロンについては、要支援者等を対象とする介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスとして位置づけ、充実を図ります。	高齢福祉課
(9) 傾聴ボランティア養成・派遣事業	傾聴ボランティアを養成し、在宅や施設へボランティアを派遣します。	高齢福祉課
(10) 高齢者の生きがいづくり	高齢者が社会的役割を持ち、生きがいを抱けるようなセミナーを開催し、地域の方たちとの交流・仲間づくりを図るとともに、その後の継続した活動を支援します。	高齢福祉課

## 2 介護予防・生活支援サービス事業

事業・取組	概要と方針	担当
(1) 訪問型サービス	<p>要支援者等に対し、掃除洗濯等の日常生活上の支援を提供するもので、①訪問介護（従来の予防給付の介護予防訪問介護に相当するもの）と、それ以外の多様なサービスからなり、多様なサービスについては、②訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）と、③訪問型サービスB（住民主体による支援）、④訪問型サービスC（保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス）、⑤訪問型サービスD（移動支援）が想定されています。</p> <p>本市では、①訪問介護は市内の民間事業所、②訪問型サービスAはシルバー人材センター、訪問型サービスDは社会福祉協議会の移送サービスがそれぞれ担い、事業を実施します。</p>	高齡福祉課
(2) 通所型サービス	<p>要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供するもので、①通所介護（従来の予防給付の介護予防通所介護に相当するもの）と、それ以外の多様なサービスからなり、多様なサービスについては、②通所型サービスA（雇用労働者が行う緩和した基準によるサービス）と、③通所型サービスB（住民主体による支援）、④通所型サービスC（保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス）が想定されています。</p> <p>本市では、①通所介護は市内の民間事業所が担い、③通所型サービスBは市が身近な公民館や公会堂で実施している「地域ふれあいサロン」、④通所型サービスCは「ますます元気教室・運動コース」及び「ますます元気教室・お口と栄養コース」においてそれぞれ実施します。</p>	高齡福祉課
(3) その他の生活支援サービス	<p>①栄養改善を目的とした配食等、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等）からなるものです。</p> <p>本市では、①については市が配食サービスを実施し、②については民生委員や見守り協力員、金融機関による見守りを想定します。</p> <p>また、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置を通じて、生活支援の提供主体の多様化とニーズに応じたサービスの充実に努めます。</p>	高齡福祉課

## 2 地域包括ケアシステムの充実



### 2-1 介護給付・予防給付の推進

#### 基本的な方向

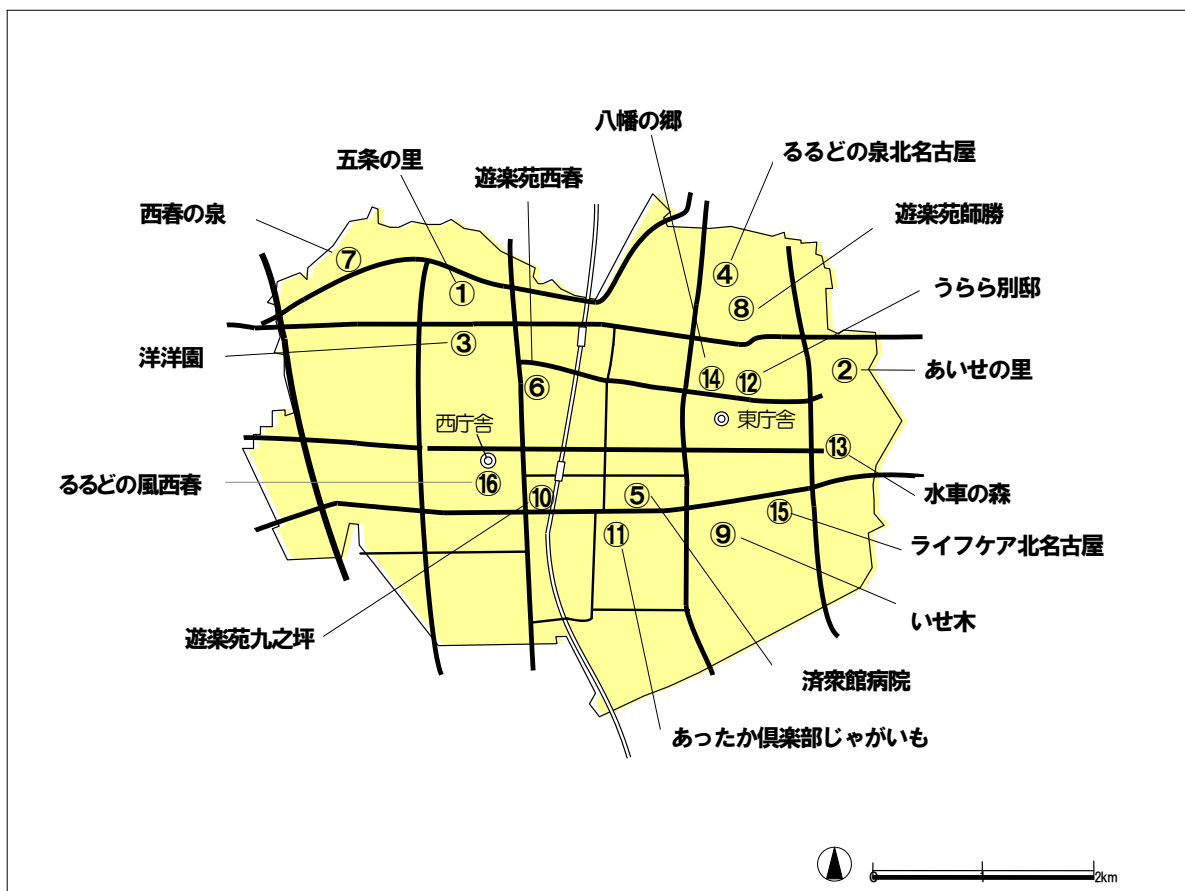
介護給付・予防給付は、給付の実績やニーズを踏まえつつ、第6期（平成27年度～29年度）における供給基盤の整備に努めるとともに、地域密着型サービスについては、認知症高齢者を対象とする事業の需要増を見据えつつ、身近な地域で介護サービスが受けられる体制づくりに努めます。

#### 主な取組

#### 1 介護施設等の整備

事業・取組	概要と方針	担当
(1) 介護施設等の整備	市内の介護施設等の配置状況等を勘案しつつ、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支援するため、地域密着型サービスの充実を図ります。	高齢福祉課
(2) 地域密着型サービスの適正な運営の確保	地域包括支援センター運営協議会を定期的開催し、地域密着型サービスを適正に整備するとともに、適正な運営を確保します。	高齢福祉課

図表 50 市内の介護保険施設等の整備状況



施設種別	名称
介護老人福祉施設	①特別養護老人ホーム 五条の里 ②特別養護老人ホーム あいせの里
介護老人保健施設	③医療法人知邑舎 老人保健施設洋洋園 ④介護老人保健施設 るどこの泉北名古屋
介護療養型医療施設	⑤済衆館病院
認知症対応型共同生活介護	⑥グループホーム 遊楽苑西春 ⑦グループホーム 西春の泉 ⑧グループホーム 遊楽苑師勝 ⑨グループホーム いせ木
小規模多機能型居宅介護	⑩小規模多機能型居宅介護 遊楽苑九之坪 ⑪あったか倶楽部じゃがいも
地域密着型特定施設入居者生活介護	⑫うらら別邸
有料老人ホーム	⑬水車の森 ⑭八幡の郷 ⑮ライフケア北名古屋
サービス付き高齢者住宅	⑯るどこの風西春

## 2 介護給付・予防給付

### (1) 居宅サービス

居宅サービスの見込量については、第5期における給付の実績や今後の要介護等認定者数の伸びとともに、基盤整備の動向を勘案し、介護給付、予防給付それぞれについて設定します。

図表 51 居宅サービス（介護給付）の内容

サービス種別	内容
訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー。以下「ホームヘルパー」という。）等が要介護者の居宅を訪問し、本人の機能の維持を図りつつ、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話の介助を行うサービスです。
訪問入浴介護	要介護者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。
訪問看護	病状が安定期にあり主治医が必要と認めた要介護者に対し、保健師、看護師、准看護師、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）が居宅を訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。
訪問リハビリテーション	病状が安定期にあり主治医が必要と認めた要介護者に対し、理学療法士や作業療法士が居宅を訪問し、心身機能の維持回復と日常生活の自立援助を図るために、必要なリハビリテーションを行うサービスです。
居宅療養管理指導	病院・診療所・薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が要介護者の居宅を訪問し、療養上の管理と指導を行うサービスです。
通所介護	要介護者がデイサービスセンター等へ通い、食事の提供、入浴その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けることができるサービスです。 なお、小規模な通所介護事業所（利用定員：18人以下）は、平成27年度より市が指定・監督する地域密着型サービスに位置づけられます。
通所リハビリテーション	病状が安定期にあり主治医が必要と認めた要介護者が介護老人保健施設、病院等へ通い、心身機能の維持回復と日常生活の自立援助を図るために、理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーションを受けることができるサービスです。
短期入所生活介護	要介護者が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けることができるサービスです。



サービス種別	内容
短期入所療養介護	病状が安定期にある要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話を受けることができるサービスです。
福祉用具貸与	要介護者の日常生活の自立を助けるための車いすや特殊寝台等の福祉用具を貸与するサービスです。
特定福祉用具販売	貸与になじまない入浴や排せつ等のための特定福祉用具（腰掛便座、特殊尿器、入浴用いす等）を要介護者が購入したとき、年間10万円までの用具購入に対し9割支給するサービスです。10万円を超えた分は自己負担となります。
住宅改修	要介護者が小規模な住宅改修を行ったとき、改修費（支給限度基準額20万円）の9割を上限として給付するサービスです。
居宅介護支援	要介護者が、居宅サービス等を適切に利用できるように、ケアマネジャーが利用者の依頼を受けて、その心身の状況や置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用するサービスの種類、内容、担当者等を定めた居宅介護支援計画を作成します。また、そのサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整やその他の便宜の提供を行います。

図表 52 居宅サービス（介護給付）の見込量

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
訪問介護	回/年	7,793	8,820	11,373	13,235	24,595
	人/年	302	322	395	420	515
訪問入浴介護	回/年	259	304	420	485	931
	人/年	40	42	51	56	64
訪問看護	回/年	1,694	2,037	2,728	2,403	4,270
	人/年	144	168	222	248	289
訪問リハビリテーション	回/年	262	303	409	343	687
	人/年	22	24	29	30	30
居宅療養管理指導	人/年	305	363	479	517	617
通所介護	回/年	6,923	3,365	4,201	4,270	5,515
	人/年	661	316	410	422	542
通所リハビリテーション	回/年	2,581	2,821	3,636	3,657	4,413
	人/年	273	300	389	399	494
短期入所生活介護	日/年	2,410	2,779	3,643	3,822	5,289
	人/年	239	280	371	390	470
短期入所療養介護	日/年	173	265	403	426	886
	人/年	7	8	10	7	10
福祉用具貸与	人/年	642	698	862	949	1,071
特定福祉用具販売	人/年	18	21	28	30	34
住宅改修	人/年	13	16	21	21	26
居宅介護支援	人/年	1,057	1,107	1,318	1,247	1,588

※人/年は、月当たりの実利用人/年を12（か月）で乗じた延人/年

図表 53 居宅サービス（予防給付）の内容

サービス種別	内容
介護予防訪問介護	<p>ホームヘルパー等が要支援者の居宅を訪問し、状態の軽減又は悪化の防止を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話の介助を行うサービスです。</p> <p>なお、介護予防訪問介護は、平成 28 年 4 月より介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）として実施する予定です。</p>
介護予防訪問入浴介護	<p>要支援者の居宅を訪問し、状態の軽減又は悪化の防止を目的として、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。</p>
介護予防訪問看護	<p>病状が安定期にあり主治医が必要と認めた要支援者に対し、状態の軽減又は悪化の防止を目的として、保健師、看護師、准看護師、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）が居宅を訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。</p>
介護予防訪問リハビリテーション	<p>病状が安定期にあり主治医が必要と認めた要支援者に対し、状態の軽減又は悪化の防止を目的として、理学療法士や作業療法士が居宅を訪問し、必要なリハビリテーションを行うサービスです。</p>
介護予防居宅療養管理指導	<p>病院・診療所・薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が要支援者の居宅を訪問し、状態の軽減又は悪化の防止を目的として、療養上の管理と指導を行うサービスです。</p>
介護予防通所介護	<p>要支援者がデイサービスセンター等へ通い、状態の軽減又は悪化の防止を目的として、食事の提供、入浴その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けることができるサービスです。</p> <p>介護度の悪化を防ぐためのサービス（運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上、アクティビティ）を希望に応じて受けられます。</p> <p>なお、介護予防通所介護は、平成 28 年 4 月より介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）として実施する予定です。</p>
介護予防通所リハビリテーション	<p>病状が安定期にあり主治医が必要と認めた要支援者が介護老人保健施設、病院等へ通い、状態の軽減又は悪化の防止を目的として、理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーションを受けることができるサービスです。</p> <p>介護度の悪化を防ぐためのサービス（運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上）を希望に応じて受けられます。</p>
介護予防短期入所生活介護	<p>要支援者が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所し、状態の軽減又は悪化の防止を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けることができるサービスです。</p>
介護予防短期入所療養介護	<p>病状が安定期にある要支援者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、状態の軽減又は悪化の防止を目的として、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話を受けることができるサービスです。</p>

サービス種別	内容
介護予防福祉用具貸与	要支援者の日常生活の自立を助けるための歩行器や歩行補助杖等の福祉用具を貸与するサービスです。
特定介護予防福祉用具販売	貸与になじまない入浴や排せつ等のための特定福祉用具（腰掛便座、特殊尿器、入浴用いす等）を要支援者が購入したとき、年間10万円までの用具購入に対し9割支給するサービスです。10万円を超えた分は自己負担となります。
介護予防住宅改修	要支援者が小規模な住宅改修を行ったとき、改修費（支給限度基準額20万円）の9割を上限として給付するサービスです。
介護予防支援	要支援者が、居宅サービス等を適切に利用できるように、ケアマネジャーが利用者の依頼を受けて、その心身の状況や置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用するサービスの種類、内容、担当者等を定めた介護予防支援計画を作成します。また、そのサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整やその他の便宜の提供を行います。

図表 54 居宅サービス（予防給付）の見込量

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防訪問介護	人/年	158	0	0	0	0
介護予防訪問入浴介護	回/年	7	15	24	138	177
	人/年	1	2	3	16	18
介護予防訪問看護	回/年	93	49	50	37	24
	人/年	26	27	30	30	34
介護予防訪問リハビリテーション	回/年	42	39	41	50	63
	人/年	4	3	3	3	3
介護予防居宅療養管理指導	人/年	34	48	71	77	93
介護予防通所介護	人/年	206	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	人/年	114	159	231	255	310
介護予防短期入所生活介護	日/年	24	24	22	12	0
	人/年	6	7	7	7	8
介護予防短期入所療養介護	日/年	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人/年	208	251	325	356	431
特定介護予防福祉用具販売	人/年	13	21	32	37	45
介護予防住宅改修	人/年	5	6	7	8	9
介護予防支援	人/年	508	389	500	524	648

※人/年は、月当たりの実利用人/年を12（か月）で乗じた延人/年

## (2) 居宅系地域密着型サービス

居宅系地域密着型サービスの見込量については、基盤整備の動向を勘案し、介護給付、予防給付それぞれについて設定します。

図表 55 居宅系地域密着型サービス（介護給付）の内容

サービス種別	内容
夜間対応型訪問介護	要介護者に対し、夜間において定期的な巡回又は通報によりホームヘルパー等が訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護を行うサービスです。
認知症対応型通所介護	要介護者で認知症である方がデイサービスセンター等へ通い、食事の提供、入浴その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けることができるサービスです。
小規模多機能型居宅介護	定員 25 名以下で、要介護者が心身の環境に応じて居宅で訪問を受け、又はサービスの拠点へ通い、若しくは短期間宿泊することで、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を受けることができるサービスです。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。
複合型サービス	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせ、介護と看護の一体的な提供を図るサービスです。
小規模通所介護	要介護認定者がデイサービスセンター（利用定員：18 人以下）に通い、入浴、食事の提供、その他の日常生活上の世話、日常生活動作訓練を行うサービスです。

図表 56 居宅系地域密着型サービス（介護給付）の見込量

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
夜間対応型訪問介護	人/年	0	0	0	0	0
	回/年	65	130	174	276	252
認知症対応型通所介護	人/年	6	12	16	36	42
	人/年	36	46	61	70	75
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	人/年	8	11	15	17	21
	人/年	0	0	0	0	0
複合型サービス	人/年	0	0	0	0	0
	回/年		4,897	6,301	6,405	8,273
小規模通所介護	人/年		474	614	633	813

※人/年は、月当たりの実利用人/年を 12（か月）で乗じた延人/年

図表 57 居宅系地域密着型サービス（予防給付）の内容

サービス種別	内容
介護予防認知症対応型通所介護	要支援者で認知症である方がデイサービスセンター等へ通い、状態の軽減又は悪化の防止を目的として、食事の提供、入浴その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けることができるサービスです。
介護予防小規模多機能型居宅介護	定員 25 名以下で、要支援者が心身の環境に応じて居宅で訪問を受け、又はサービスの拠点へ通い、若しくは短期間宿泊することで、状態の軽減又は悪化の防止を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を受けることができるサービスです。
介護予防小規模通所介護	要支援認定者がデイサービスセンター（利用定員：18 人以下）に通い、入浴、食事の提供、その他の日常生活上の世話、日常生活動作訓練を行うサービスです。

図表 58 居宅系地域密着型サービス（予防給付）の見込量

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防認知症対応型通所介護	回/年	0	62	94	372	434
	人/年	0	6	9	36	42
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/年	14	30	46	45	51
	人/年	0	0	0	0	0
介護予防小規模通所介護	回/年	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0

※人/年は、月当たりの実利用人/年を 12（か月）で乗じた延人/年

### (3) 施設・居住系サービス

施設・居住系サービスの見込量については、基盤整備の動向を勘案し、介護給付、予防給付それぞれについて設定します。

図表 59 施設・居住系サービス（介護給付）の内容

サービス種別	内容
介護老人福祉施設	施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスを提供する施設です。 なお、平成27年4月からは、新規入所者は原則、要介護3以上に重点化されます。(要介護1・2でも一定の場合には入所可能)
介護老人保健施設	病状が安定期にある要介護者の入所に対して、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うサービスを提供する施設です。
介護療養型医療施設	病状が安定期にある要介護者の入所に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うサービスを提供する施設です。 当サービスについては、平成29年度末で廃止される予定で、新設は認められません。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入所する要介護者が当該施設のサービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けることができるサービスです。

図表 60 施設・居住系サービス（介護給付）の見込量

サービス種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度	
介護老人福祉施設	人/年	200	220	232	251	281
介護老人保健施設	人/年	155	160	175	179	202
介護療養型医療施設	人/年	16	16	16	0	0
特定施設入居者生活介護	人/年	103	135	148	158	192

※人/年は、月当たりの実利用人/年を12(か月)で乗じた延人/年



図表 61 施設・居住系サービス（予防給付）の内容

サービス種別	内容
介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入所する要支援者が当該施設のサービス計画に基づいて、状態の軽減又は悪化の防止を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けることができるサービスです。

図表 62 施設・居住系サービス（予防給付）の見込量

サービス種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防特定施設入居者生活介護						
	人/年	53	63	72	79	90

※人/年は、月当たりの実利用人/年を 12（か月）で乗じた延人/年

#### （4）居住系地域密着型サービス

施設・居住系サービスの見込量については、基盤整備の動向を勘案し、介護給付、予防給付それぞれについて設定します。

図表 63 居住系地域密着型サービス（介護給付）の内容

サービス種別	内容
認知症対応型共同生活介護	要介護者で認知症である方が共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けることができるサービスです。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が 29 名以下である介護専用型特定施設に入居している要介護者に対し、当該施設のサービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けることができるサービスです。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が 29 名以下である介護老人福祉施設に入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。

図表 64 居住系地域密着型サービス（介護給付）の見込量

サービス種別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度	
認知症対応型共同生活介護	人/年	95	110	120	144	156
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/年	12	19	27	27	34
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/年	0	0	0	0	0

※人/年は、月当たりの実利用人/年を 12（か月）で乗じた延人/年

図表 65 居住系地域密着型サービス（予防給付）の内容

サービス種別	内容
介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援者で認知症である方が共同生活を営むべき住居において、状態の軽減又は悪化の防止を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けることができるサービスです。

図表 66 居住系地域密着型サービス（予防給付）の見込量

サービス種別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/年	0	0	0	0

※人/年は、月当たりの実利用人/年を 12（か月）で乗じた延人/年

## 2-2 自立生活支援の推進

### 基本的な方向

認知症高齢者をはじめ、介護を必要とする高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護家族支援の充実とともに、地域で高齢者とその介護者家族を支援していく体制整備を推進します。

また、配食サービスや寝具乾燥等サービスをはじめ、日々の自立生活を支えるサービスの継続とともに、成年後見制度など権利擁護事業を活用しやすい環境づくりに努めます。

さらに、在宅での医療的なケアを必要とする方を支援するために、かかりつけ医等と連携した支援や福祉サービスと医療サービスとの連携強化などに努めます。

### 主な取組

#### 1 家族介護支援

事業・取組	概要と方針	担当
(1) 介護者リフレッシュ事業	要介護者を在宅で介護している介護者を対象に、介護者の元気を回復するため、交流会を開催します。	高齢福祉課
(2) 介護教室事業	高齢者を介護する家族等を対象に、在宅での介護や介護予防の方法、介護負担の解消法等介護知識や技術を習得するための教室を開催します。	高齢福祉課
(3) 認知症高齢者家族支援事業	認知症の方を在宅で介護している介護者を対象に、介護の負担を軽減するため、交流会を開催します。	高齢福祉課
(4) 徘徊高齢者家族支援事業	認知症等により徘徊のおそれがある高齢者の見守りとその家族の不安及び負担軽減のために、居場所を捕捉できる発信機を貸与します。	高齢福祉課
(5) 介護用品支給支援事業	要介護4・5の高齢者を在宅で介護している家族等に対し、介護による経済的な負担を軽減し介護の継続・改善を図るため、紙おむつ等の介護用品の支給を行います。	高齢福祉課

事業・取組	概要と方針	担当
(6) 介護者支援金支給事業	介護者の介護に係る負担を軽減するため、要介護4・5の方を在宅で介護している介護者に、介護者支援金を支給します。	高齢福祉課
(7) 外出支援サービス事業	介護サービスを利用している要介護者で、利用している施設からの送迎が行われないうきに、移動車両の手配等を行います。	高齢福祉課
(8) ねたきり高齢者紙おむつ支給事業	要介護5の方を在宅で介護している方に対し、定期的に紙おむつを支給することにより、介護に係る負担の軽減を図ります。(市が実施している介護用品支給を受けている方は除きます。)	社会福祉協議会

## 2 地域生活支援・認知症高齢者支援

事業・取組	概要と方針	担当
(1) 認知症地域支援体制構築事業・認知症総合支援事業	<p>認知症の高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、キャラバンメイト、認知症サポーター・おたがいさまねっと（高齢者支援サポーター）を中心に、関係団体、地元自治会・町内会等の協力の下、地域で認知症高齢者及びその家族介護者を支援する体制を整備・推進します。</p> <p>また、今後は従来の取組に加えて、認知症初期集中支援チームの設置、若年性認知症施策の充実などにも取り組みます。</p>	高齢福祉課
(2) 認知症ケアパスの作成・周知	<p>認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）に基づき、生活機能障害の進行に合わせて、受けられる医療・介護サービス等について、認知症高齢者とその家族等に提示します。</p> <p>また、広報等を通じて、認知症ケアパスの周知を図るとともに、認知症に対応できる社会資源のさらなる充実と適切なケアマネジメントに努めます。</p>	高齢福祉課

事業・取組	概要と方針	担当
(3) 認知症サポーター養成講座	<p>地域における認知症の方や家族介護者を支援する認知症サポーター養成講座を、多くの職域、団体、自治会等で開催します。</p> <p>また、学校や市内企業においても養成講座を開催し、子どもから大人まで、認知症への理解を促します。</p>	高齡福祉課
(4) 緊急通報システム事業	<p>家庭内の事故等、緊急時の通報に、夜間を含めた 365 日・24 時間の随時対応ができる緊急通報システムの整備を推進します。</p> <p>また、民生委員・児童委員等と連携して、サービスの周知と対象者を把握するとともに、利用者の拡大を図ります。</p>	高齡福祉課
(5) 配食サービス事業	<p>調理が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等に対し、利用者の食のアセスメントを実施し、安否確認を行いながら、弁当を配食します。</p> <p>なお、配食サービス事業は今後、新しい介護予防・日常生活支援総合事業のメニューとして実施予定です。</p>	高齡福祉課
(6) 成年後見制度利用支援事業	<p>判断能力が不十分な認知症高齢者等において、成年後見制度の利用を支援するために、市長が申立てを行う場合に要する経費や成年後見人等の報酬に対し助成を行います。</p>	高齡福祉課
(7) 人にやさしい住宅リフォーム事業	<p>高齢者や障害者が住み慣れた自宅で暮らし続けられるように、住宅の改修に要する経費の一部を給付します。</p>	高齡福祉課
(8) 住宅改修支援事業	<p>要介護等認定者のうち、居宅介護支援又は介護予防支援を利用していない方が住宅改修を行う際に、住宅改修の理由書作成の手数料を助成しています。</p>	高齡福祉課
(9) ひとり暮らし高齢者牛乳無料配達事業	<p>ひとり暮らし高齢者（満 70 歳以上）の安否確認の一環として、牛乳等を無料配達します。（市が実施している緊急通報システム・配食サービスを受けている方は除きます。）</p>	社会福祉協議会

### 3 高齢者福祉施策等

事業・取組	概要と方針	担当
(1) 老人日常生活用具 給付事業	高齢者の日常生活の自立支援を目的として、介護保険のサービスにない福祉用具を給付します。	高齢福祉課
(2) 老人福祉車・杖購 入費補助事業	外出時に歩行に支障のある高齢者へ、老人福祉車及び杖の購入費の一部を補助します。	高齢福祉課
(3) 難聴高齢者補聴器 購入費補助事業	難聴により日常生活に不自由をきたしている70歳以上の高齢者（身体障害者福祉法施行規則に規定する6級相当以上）に対し、補聴器購入に要する経費の一部を補助します。	高齢福祉課
(4) 寝具乾燥等サービ ス事業	寝具の衛生管理が困難な65歳以上の援護の必要なひとり暮らし、高齢者世帯の方に対し、布団、毛布等の寝具の乾燥消毒サービス又は貸与サービスを行います。	高齢福祉課
(5) 出張理髪料金補助 事業	在宅の要介護者等の方が、出張理美容サービスを受ける際に、理髪料金を補助します。	高齢福祉課
(6) ホームヘルプサー ビス（軽度生活援助）事業	自立した在宅生活の維持と要支援・要介護状態になることを防止するため、在宅のひとり暮らしや高齢者世帯等で日常生活に軽易な援助を必要とする方に対し、ホームヘルパーを派遣し、軽易な日常生活上の援助を行います。	高齢福祉課
(7) 施設短期入所事業	身体上、精神上又は環境上の理由等により、一時的に家庭で生活することが困難な高齢者に対し、特別養護老人ホームで短期間の入所サービスを提供します。	高齢福祉課
(8) 高齢者タクシー料 金助成事業	在宅で85歳以上の高齢者が通院・買い物等日常生活における移動手段としてタクシーを利用する場合は、タクシー料金の一部を利用券により助成し、さらに利用しやすい制度を目指します。	高齢福祉課
(9) 敬老会開催事業	多年にわたり社会の進展に貢献された75歳以上の高齢者に対し、敬老会を開催するとともに、敬老祝い金等を贈呈し、感謝の意を表し、その長寿を祝います。	高齢福祉課
(10) 金婚祝賀式	多年にわたり社会の発展に貢献された高齢者夫婦の金婚を祝います。	高齢福祉課

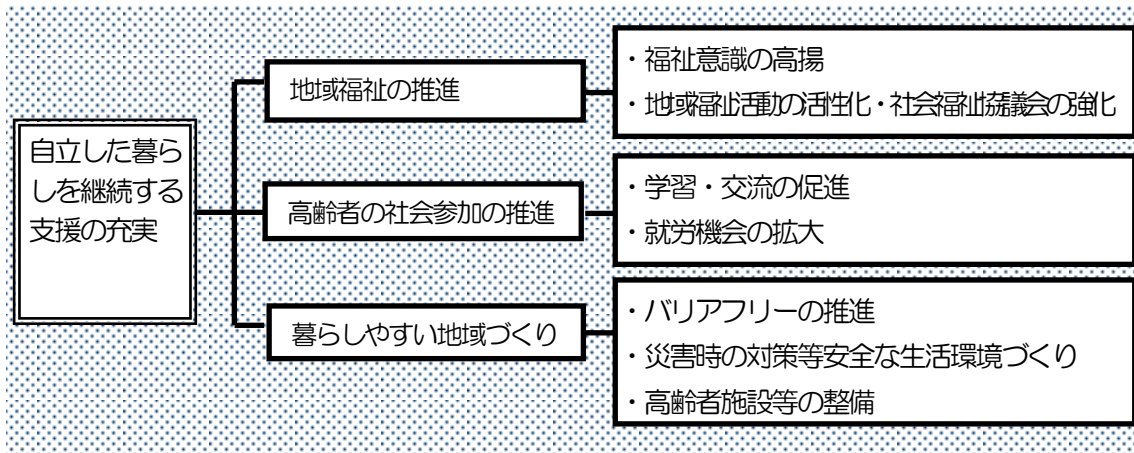
事業・取組	概要と方針	担当
(11) 生活福祉資金貸付制度の周知	低所得世帯や高齢者、障害者の自立・生活の安定を図るため、愛知県社会福祉協議会で実施されている生活福祉資金貸付制度の周知を図ります。	社会福祉協議会
(12) サービス付き高齢者住宅の確保	今後の住み替え需要の高まりに応じて、有料老人ホームやケアハウス、高齢者専用賃貸住宅等、生活支援のためのサービス付き高齢者住宅の確保について検討します。	高齢福祉課
(13) ひとり暮らし高齢者ふれあい昼食会開催事業	北名古屋市西地区の満70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、地域の交流と生きがいを図るため、積極的に社会参加を促します。 (北名古屋市東地区は、ボランティアグループ「麦の会」がふれあい会として実施しています。)	社会福祉協議会
(14) 移送サービス事業	社会福祉協議会会員加入世帯家族等で移送することが困難な高齢者や障害のある方に、車両による移送を行います。 なお、移送サービス事業は今後、新しい介護予防・日常生活支援総合事業のメニューとして実施予定です。	社会福祉協議会

#### 4 在宅医療・介護連携の推進

##### (1) 在宅医療・介護の連携強化

事業・取組	概要と方針	担当
(1) 在宅医療・介護の連携	高齢期の機能低下に対して、適切なリハビリテーションを提供するため、医療機関と介護サービス事業所との連携のもとで、必要な医療と介護サービスが提供されています。 今後は、地域包括ケアシステムの充実を視野に入れ、地域支援事業の「在宅医療・介護連携推進事業」等の実施を通じて、在宅医療・介護連携拠点の整備検討をはじめ、医療機関と介護サービス事業所等の連携強化を図ります。	高齢福祉課

### 3 自立した暮らしを継続する支援の充実



#### 3-1 地域福祉の推進

##### 基本的な方向

「北名古屋市地域福祉計画 第2期計画」に基づき、「出会い ふれあい 支えあい 共に生きるまち」という将来像の実現に向けて、障害の有無に関わらず、市民同士の出会い、支え合いの活動をさらに活発化し、一人ひとりが福祉の担い手となって、市民、各種団体や企業、そして市が協働するような取組を推進します。

##### 主な取組

##### 1 福祉意識の高揚

事業・取組	概要と方針	担当
(1) 福祉活動に関する情報提供の充実	<p>市民が高齢社会に対する理解を深めるとともに、各種福祉活動に自ら参加しようとする意識を持てるように、市の広報紙やホームページ、その他の情報冊子を使った広報の充実に努めます。</p> <p>また、市広報紙の「市民記者制度」をはじめ、市民の視点で情報内容の充実や分かりやすさの追求を図るための取組を進めます。</p>	社会福祉課



事業・取組	概要と方針	担当
(2) 福祉教育の充実	市内小・中学校と連携し、児童・生徒が障害者や高齢者等との交流を通して「ともに生きる」ことを学ぶ福祉実践教室の充実を図ります。	社会福祉協議会
(3) 六十歳のつどい	自分と地域との関わりを見つめ直し、地域での生きがいづくり・仲間づくりを進めることで、地域での福祉活動に広く参加できるまちづくりを目指します。	社会福祉協議会

## 2 地域福祉活動の活性化・社会福祉協議会との連携

事業・取組	概要と方針	担当
(1) 地域福祉計画等の推進	「北名古屋市地域福祉計画・地域福祉活動計画 第2期計画」に基づき、市民同士の出会い・支えあいの活動をさらに活発化し、一人ひとりが福祉の担い手となって、市民、各種団体や企業、そして市が協働する“パートナーシップ型の地域福祉”をより一層推進します。	社会福祉課
(2) 社会福祉協議会との連携	「北名古屋市地域福祉計画・地域福祉活動計画 第2期計画」に基づき、地域福祉活動を推進するために、地域福祉の推進役となる社会福祉協議会と密接な連携を図ります。 また、地域包括ケアシステムの構築と充実に当たっても、介護予防や日常生活支援につながるサービスの充実、生活支援の担うボランティアの育成など社会福祉協議会と連携を図りながら進めていきます。	社会福祉課

<p>(3) 市民活動(ボランティア・NPO法人)等の支援</p>	<p>市の課題に対応するために、市民と協働で取り組むべき課題(保健・福祉・教育・防災等)は多く、今後とも、行政ボランティアの育成・確保に努めます。</p> <p>また、社会福祉協議会ボランティアセンターが中心となって、高齢者の活動のきっかけとなるような行事を開催します。</p> <p>さらに、市民の希望や要望に応じたボランティア養成講座を開催するとともに、ボランティアセンターと関係機関・団体との連携を強化し、切れ目のない活動参加の仕組みを構築します。</p>	<p>社会福祉課 社会福祉協議会</p>
-----------------------------------	---	--------------------------

### 3-2 高齢者の社会参加の推進

#### 基本的な方向

老人クラブの活性化や高齢者雇用機会の確保、ボランティア活動への参加促進など、社会参加や生きがいを促す環境整備に努めます。

#### 主な取組

##### 1 学習・交流の促進

事業・取組	概要と方針	担当
(1) 生涯学習の充実	<p>学習・教養に関する講座をはじめ、生涯学習講座の充実を図るとともに、自主的な学習活動の促進を図ります。</p>	生涯学習課
(2) 老人クラブの活性化	<p>市の広報紙やホームページ等を通じて、老人クラブ活動の情報を積極的に広報するとともに、高齢者同士や他世代との親睦・交流活動や、健康づくり・スポーツ、防犯・防災等、地域の課題に対応し、活動内容の充実を図ることで、加入率の向上を目指します。</p> <p>また、老人クラブが実施するさまざまな催しが円滑に運営できるよう支援するとともに、地域特性に応じた活動を展開するために、先進事例、情報交換等について、役員研修の内容を充実します。</p>	高齢福祉課

<p>(3) 介護支援シルバーボランティア活動の支援</p>	<p>社会福祉協議会と連携しながら、ひとり暮らし高齢者への声かけ、移送ボランティア等、高齢者による介護支援シルバーボランティア活動を育成・支援します。</p>	<p>高齢福祉課 社会福祉協議会</p>
<p>(4) 公共施設の活用</p>	<p>公共施設を積極的に活用し、活動の場を提供することにより、学習・交流活動の拡大と活性化を図ります。</p>	<p>高齢福祉課</p>

## 2 就労機会の拡大

事業・取組	概要と方針	担当
(1) 高齢者雇用機会の確保	働く意欲のある高齢者の就労の機会と場を確保するために、名古屋中公共職業安定所等の関係機関と連携し、65歳までの継続雇用、再就職を促進します。	商工農政課
(2) シルバー人材センターの充実	シルバー人材センターの事務局機能の強化と会員組織活動の強化を図るとともに、まちづくり・地域づくりと連携した新しい職種の開拓とそれに向けての技能講習の充実等、シルバー人材センターのさらなる活性化を促進します。  なお、シルバー人材センターについては、今後、新しい介護予防・日常生活支援総合事業のメニューとして、訪問介護を実施予定です。	高齢福祉課

### 3-3 暮らしやすい地域づくり

#### 基本的な方向

国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」等に基づき、高齢者等の視点に立ったまちづくりを推進します。

災害時要配慮者支援の対策を推進し、身近な地域における避難支援の体制づくりや福祉避難所の確保とともに、災害時要配慮者の避難を想定した訓練の実施について、市内各地区で順次実施します。

また、犯罪被害からの予防や緊急時の通報対策、交通安全対策、さらには悪徳商法など消費者トラブルから守る取組など、障害を有する方の安全・安心のための総合的な対策に努めます。

## 主な取組

### 1 バリアフリーの推進

事業・取組	概要と方針	担当
(1) 公共公益施設の整備	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、道路、公園その他の公共施設について、計画的に歩道の有効幅員の確保や段差の解消に努めます。	高齢福祉課 社会福祉課 都市整備課
(2) 街角ふれあい運動の実施	定期的に福祉のまちづくり点検を実施し、「北名古屋市福祉ガイドマップ」を作成し、すべての市民があらゆる施設を円滑に利用できるように努めます。	高齢福祉課 社会福祉課
(3) 移動手段の確保	福祉施設や医療機関等へ通う交通手段として、路線バス「きたバス」を運行し、生活と福祉に配慮した交通体系を整備します。	防災交通課

### 2 災害時の対策等安全な生活環境づくり

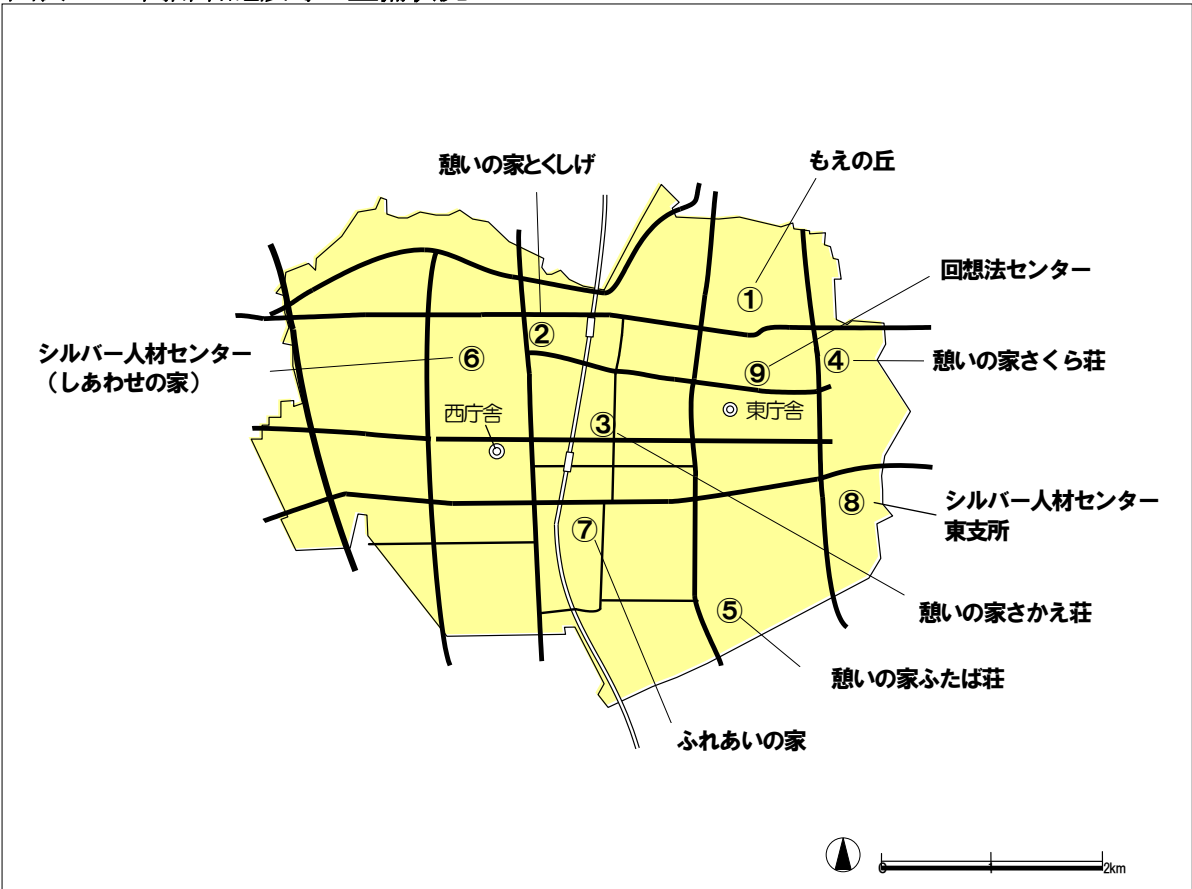
事業・取組	概要と方針	担当
(1) 防火・防災対策の充実	災害時要援護者支援の体制づくりとして、順次、市内各地区をモデル指定し、災害時の避難支援等に関わる民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会役員、高齢者見守り活動協力員、老人クラブ、女性の会等で構成する支援組織の構築とともに、災害時要援護者登録台帳に登録した情報をもとに、災害情報の伝達、安否確認、避難誘導等の訓練を実施します。	社会福祉課
(2) 救急・救命対策の充実	救急業務の高度化等に対応した設備、救急医療体制等の確保・充実を図ります。	防災交通課 健康課

事業・取組	概要と方針	担当
(3) 交通安全対策の充実	<p>高齢者自身による交通危険箇所の把握・点検活動を推進するとともに、交通安全施設の整備を図ります。</p> <p>また、交通事故を未然に防ぐため、街頭指導の強化や高齢者の交通安全教室の充実、反射材と高齢運転者標識（マーク）の普及、高齢運転者講習の周知・徹底等を図ります。</p>	防災交通課
(4) 防犯・消費者被害対策の充実	<p>チラシの配布、地域での「あいさつ運動」、緊急連絡網の整備等により、自主防犯活動を支援します。</p> <p>また、振り込め詐欺をはじめ、高齢者を狙った悪徳商法等による消費者被害を防止するため、情報提供を進めるとともに、消費者相談・消費者教育の強化を促進します。</p>	防災交通課

### 3 高齢者施設等の整備

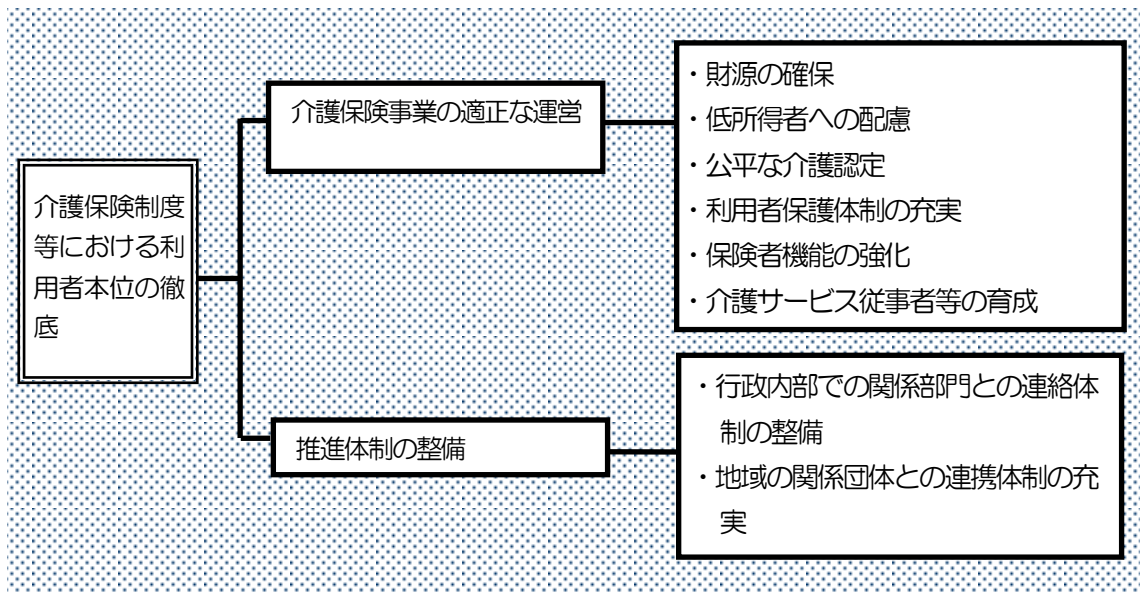
事業・取組	概要と方針	担当
高齢者施設等の活用推進及び整備	<p>教養の向上、レクリエーション、趣味活動及び能力活用の場を提供し、健康の相談や指導による心身の健康増進を図るために、総合福祉センター、高齢者福祉施設及び憩いの家の活用推進を図るとともに、新たな施設整備を検討します。</p>	<p>高齢福祉課</p> <p>社会福祉課</p>

図表 67 高齢者施設等の整備状況



施設種別	名称
総合福祉センター	①もえの丘
高齢者福祉施設	②憩いの家とくしげ ③憩いの家さかえ荘 ④憩いの家さくら荘 ⑤憩いの家ふたば荘
高齢者活動センター	⑥シルバー人材センター(しあわせの家) ⑦ふれあいの家 ⑧シルバー人材センター東支所
回想法センター	⑨回想法センター

## 4 介護保険制度等における利用者本位の徹底



### 4-1 介護保険事業の適正な運営

#### 基本的な方向

介護保険制度のさらなる周知を図るとともに、介護保険料の納付の確保、負担能力の低い方の負担軽減、介護給付の適正化、苦情相談窓口の周知、介護サービス事業者に対する指導・監査、介護従事者の資質向上のための取組を進めます。

また、介護保険事業の充実の基盤となる福祉人材（例えば、ホームヘルパーや看護師、作業療法士等）について、需要に応じたサービスが提供できるよう、その確保に努めます。

#### 主な取組

##### 1 財源の確保

事業・取組	概要と方針	担当
介護保険事業の円滑な運営	介護保険事業を円滑に運営するために、保険者の責任として保険料の納付の確保に努めます。 市の広報紙やホームページ等への掲載、介護保険案内用冊子の配布等により、みんなで支える介護保険制度の趣旨を広く市民に周知し、理解を促します。	高齢福祉課



## 2 低所得者への配慮

事業・取組	概要と方針	担当
介護保険料の低所得者の負担軽減	<p>介護保険料は、低所得の方に負担が少なくなるように、国の標準として所得に応じた9段階の金額に区分されていますが、本計画期間中において適用される保険料基準額の弾力化を実施し、対象となる低所得者の保険料を軽減します。</p> <p>また、平成27年度から新たに公費による保険料軽減措置が盛り込まれます。</p> <p>さらに、生活保護基準に相当する世帯の方には、市単独による保険料の減免を実施し、低所得者の負担軽減を図ります。</p> <p>そのほか、所得等に応じた利用料の軽減制度についても、広報紙、案内用冊子等により周知を図り、制度の利用を促進します。</p>	高齡福祉課

## 3 公平な介護認定

事業・取組	概要と方針	担当
(1) 公平で客観的な訪問調査	<p>高齢者の実情に詳しい訪問調査員の確保に努め、公平で客観的な判断に基づいた訪問調査を迅速に行うとともに、調査の公平性を高めるために、介護保険サービスを受給するための訪問調査は、市の職員が直接行います。</p> <p>また、調査をより正確で偏りのないものとするために、研修を充実します。</p>	高齡福祉課
(2) 介護認定審査会	<p>より適切な認定審査を行えるよう、保健・医療・福祉の各分野で豊富な学識経験のある委員を任命し、多面的な視点による審査を実施するとともに、迅速な認定審査を行うために、週1回程度の頻度で介護認定審査会を開催します。</p> <p>また、介護認定審査会の判定業務に関する資料を保管し、個人情報への公開に対応した体制を整えます。</p>	高齡福祉課

## 4 利用者保護体制の充実

事業・取組	概要と方針	担当
(1) 介護保険制度の周知	介護保険制度についての講習会やまちづくり出前講座の開催により、制度のさらなる周知を図ります。	高齢福祉課
(2) 苦情相談窓口の周知	利用者又はその家族、介護保険サービス事業者等からの介護保険サービスに関する苦情を国民健康保険団体連合会（国保連合会）で受け付けるとともに、利用者の第一的な苦情相談窓口である高齢福祉課を含め、苦情受付体制の周知に努めます。 なお、苦情があった際には、聞き取り調査を行うとともに、市をはじめ、国保連合会や県の担当部局等関連機関と連携しながら迅速な解決に努めます。	高齢福祉課
(3) 成年後見制度の普及と活用	認知症高齢者等の判断力が不十分な成年者が、サービスの選択・利用、苦情申立て等、利用者本位の介護保険サービスを適切に利用できるよう、地域包括支援センターの権利擁護事業等を通じて、成年後見制度の普及に努めます。 本人があらかじめ後見人予定者や職務内容を指定する任意後見制度の活用を促進します。	高齢福祉課
(4) 日常生活自立支援事業の実施・充実	認知症高齢者等の判断力が不十分な方に、各種サービスの利用援助やそれに付随した金銭管理を行う日常生活自立支援事業の周知と活用促進を図ります。	社会福祉協議会

## 5 保険者機能の強化

事業・取組	概要と方針	担当
(1) 介護給付の適正化	国民健康保険団体連合会との連携により、介護給付適正化システムの活用や介護サービスに関する苦情等の情報を得て、介護が必要になった人に適切な介護サービスの確保と制度の信頼感を高めるとともに、不適切な給付や保険料の増大を抑制し、持続可能な制度の構築に努めます。	高齢福祉課

事業・取組	概要と方針	担当
(2) 介護サービス提供事業所に対する指導・監査	<p>利用者本位の制度運営を図るため、必要に応じて、介護サービス提供事業所に対して、市としての指導・監査権限を行使します。</p> <p>また、居宅介護支援事業者の指定については、平成 30 年度から指定権限が県から市へと委譲されることから、監査体制を整えつつ、適切なケアマネジメント支援に努めます。</p>	高齡福祉課

## 6 介護サービス従事者等の育成

事業・取組	概要と方針	担当
介護サービス従事者等の育成支援	<p>周辺自治体や名古屋中公共職業安定所等の関係機関との協力のもと、教育機関・養成施設等との連携による人材確保について検討するとともに、ホームヘルパー資格者等の潜在的有資格者の掘り起こし、各事業者への雇用管理に関する支援等を検討します。</p>	高齡福祉課

## 4-2 推進体制の整備

### 基本的な方向

今後とも高齢者に対する保健・医療・福祉・介護を推進する組織・体制の充実を図り、高齢者施策を総合的・計画的に進めるために、関連各部署の連携を強化するとともに、地域包括支援センターを中心に、包括的地域支援ネットワークが効果的に機能するよう総合的に調整を行います。

### 主な取組

#### 1 行政内部での関係部門との連絡体制の整備

事業・取組	概要と方針	担当
(1) 庁内体制の整備	高齢者に対する保健・福祉・介護保険サービスを推進する中心組織である高齢福祉課や健康課の体制の充実を図ります。 また、高齢者施策を総合的・計画的に進めるために、関連各部・課の連携を強化します。	高齢福祉課 健康課
(2) 総合相談窓口の周知	地域包括支援センターに総合的な相談窓口を設置し、包括的な支援に努めます。	高齢福祉課

#### 2 地域の関係団体との連携体制の充実

事業・取組	概要と方針	担当
(1) 地域包括支援センター運営協議会の運営	地域包括支援センター運営協議会を定期的 に開催し、包括的地域支援ネットワークが効果的に機能するよう総合調整を行います。	高齢福祉課
(2) 社会福祉協議会との連携強化	地域包括ケアシステムの構築と充実に向けて、社会福祉協議会との連携強化によるボランティアの養成や身近な地域での介護予防・日常生活支援の取組の充実に努めます。	高齢福祉課
(3) 情報ネットワーク化の促進	プライバシーの保護に努めながら、市役所や保健センター、地域包括支援センター、介護保険サービス事業者等との情報の共有化を進めます。	高齢福祉課

## 5 介護保険事業の費用見込

### 5-1 給付費の見込額（平成26年11月時点の暫定値）

#### 1 介護給付費見込額

第6期計画期間等における年度ごとの介護給付の見込額は、次のとおりです。

図表 68 介護給付見込額（単位：千円）

サービス種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
<b>(1) 居宅サービス</b>					
①訪問介護	274,632	310,596	399,656	462,135	860,843
②訪問入浴介護	36,061	42,469	58,680	68,213	131,012
③訪問看護	97,903	118,756	159,670	179,806	258,562
④訪問リハビリテーション	9,002	10,394	14,045	11,781	23,611
⑤居宅療養管理指導	41,349	49,070	64,659	61,876	83,118
⑥通所介護	<b>634,525</b>	<b>293,338</b>	<b>374,211</b>	<b>376,200</b>	<b>495,762</b>
⑦通所リハビリテーション	273,026	287,339	371,071	404,824	470,799
⑧短期入所生活介護	233,589	260,158	339,745	352,473	509,812
⑨短期入所療養介護	22,862	33,493	50,144	51,811	128,590
⑩特定施設入居者生活介護	241,031	312,973	344,955	369,609	447,677
⑪福祉用具貸与	101,981	105,641	127,522	133,533	162,134
⑫特定福祉用具販売	6,301	7,321	9,636	10,678	12,153
小計	<b>1,972,262</b>	<b>1,831,548</b>	<b>2,313,994</b>	<b>2,482,939</b>	<b>3,584,073</b>
<b>(2) 地域密着型サービス</b>					
①夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
②認知症対応型通所介護	6,296	12,546	16,696	37,553	43,763
③小規模多機能型居宅介護	66,615	85,487	112,591	118,630	131,922
④認知症対応型共同生活介護	281,908	334,803	365,603	437,750	473,540
⑤地域密着型特定施設入居者生活介護	27,124	39,545	55,596	57,778	70,103
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10,554	16,100	21,660	25,849	31,668
⑧複合型サービス	0	0	0	0	0
⑨小規模通所介護		440,007	561,317	564,300	743,643
小計	392,497	928,488	1,133,463	1,241,860	1,494,639
(3) 住宅改修	14,090	17,529	23,878	23,938	30,718
(4) 居宅介護支援	182,016	187,076	223,778	238,099	280,709
<b>(5) 施設サービス</b>					
①介護老人福祉施設	601,765	661,541	701,176	762,926	852,862
②介護老人保健施設	495,793	508,860	556,860	570,301	645,176
③介護療養型医療施設	71,771	71,771	71,771	0	0
小計	1,169,329	1,242,172	1,329,807	1,333,227	1,498,038
<b>介護給付費 合計</b>	<b>3,730,194</b>	<b>4,206,813</b>	<b>5,024,920</b>	<b>5,320,063</b>	<b>6,888,177</b>

## 2 予防給付見込額

第6期計画期間等における年度ごとの予防給付の見込額は、次のとおりです。

図表 69 予防給付見込額（単位：千円）

サービス種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
<b>(1) 居宅サービス</b>					
①介護予防訪問介護	36,710	0	0	0	0
②介護予防訪問入浴介護	714	1,475	2,283	13,308	17,094
③介護予防訪問看護	3,768	1,860	1,882	1,391	905
④介護予防訪問リハビリテーション	1,440	1,323	1,418	1,703	2,179
⑤介護予防居宅療養管理指導	4,067	5,804	8,489	9,364	11,354
⑥介護予防通所介護	83,333	0	0	0	0
⑦介護予防通所リハビリテーション	53,037	71,746	101,923	110,799	133,621
⑧介護予防短期入所生活介護	1,903	1,838	1,737	937	0
⑨介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	67,805	78,510	86,891	93,521	108,614
⑪介護予防福祉用具貸与	15,650	18,722	24,062	26,095	31,442
⑫特定介護予防福祉用具販売	3,582	5,314	8,155	9,162	11,331
小計	272,009	186,592	236,840	266,280	316,540
<b>(2) 地域密着型サービス</b>					
①介護予防認知症対応型通所介護	0	5,992	9,057	35,953	41,945
②介護予防小規模多機能型居宅介護	11,967	27,632	41,804	41,743	47,614
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
④小規模通所介護		0	0	0	0
小計	11,967	33,624	50,861	77,696	89,559
(3) 介護予防住宅改修	6,405	8,616	10,133	11,033	12,748
(4) 介護予防支援	26,658	20,459	26,241	27,543	34,044
予防給付費 合計	317,039	249,291	324,075	382,552	452,891

## 3 給付費の見込額

第6期計画期間等における年度ごとの給付費の見込額は、次のとおりです。

図表 70 給付費の見込額（単位：千円）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
総給付費(介護給付費＋予防給付費)	4,047,233	4,456,104	5,348,965	5,693,063	7,341,068
特定入所者介護サービス費等給付額	110,000	120,000	130,000	160,000	180,000
高額介護サービス費等給付額	65,000	70,000	80,000	95,000	131,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	9,000	10,000	11,000	15,000	20,000
算定対象審査支払手数料	2,276	2,445	2,619	3,402	3,888
標準給付費見込額	4,233,509	4,658,549	5,572,584	5,966,465	7,675,956

## 5-2 地域支援事業の費用見込額(平成26年11月時点の暫定値)

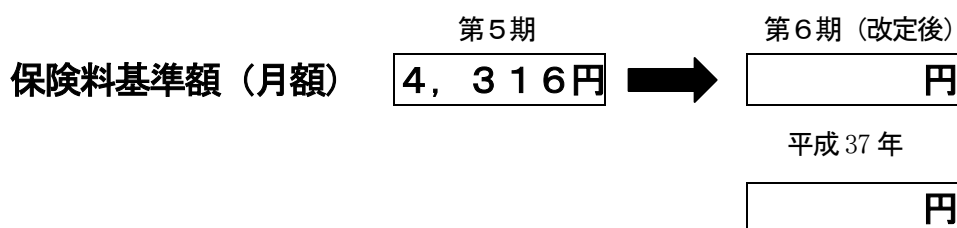
第6期計画期間等における年度ごとの地域支援事業の見込額は、次のとおりです。

図表 71 地域支援事業の見込額 (単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
地域支援事業費	77,319	241,950	292,631	295,316	328,405

## 5-3 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料基準額は、標準給付費及び地域支援事業費を合わせた総事業費から、第1号被保険者負担割合や予定保険料収納率、所得段階別の第1号被保険者数等を踏まえて、次のとおり算定します。



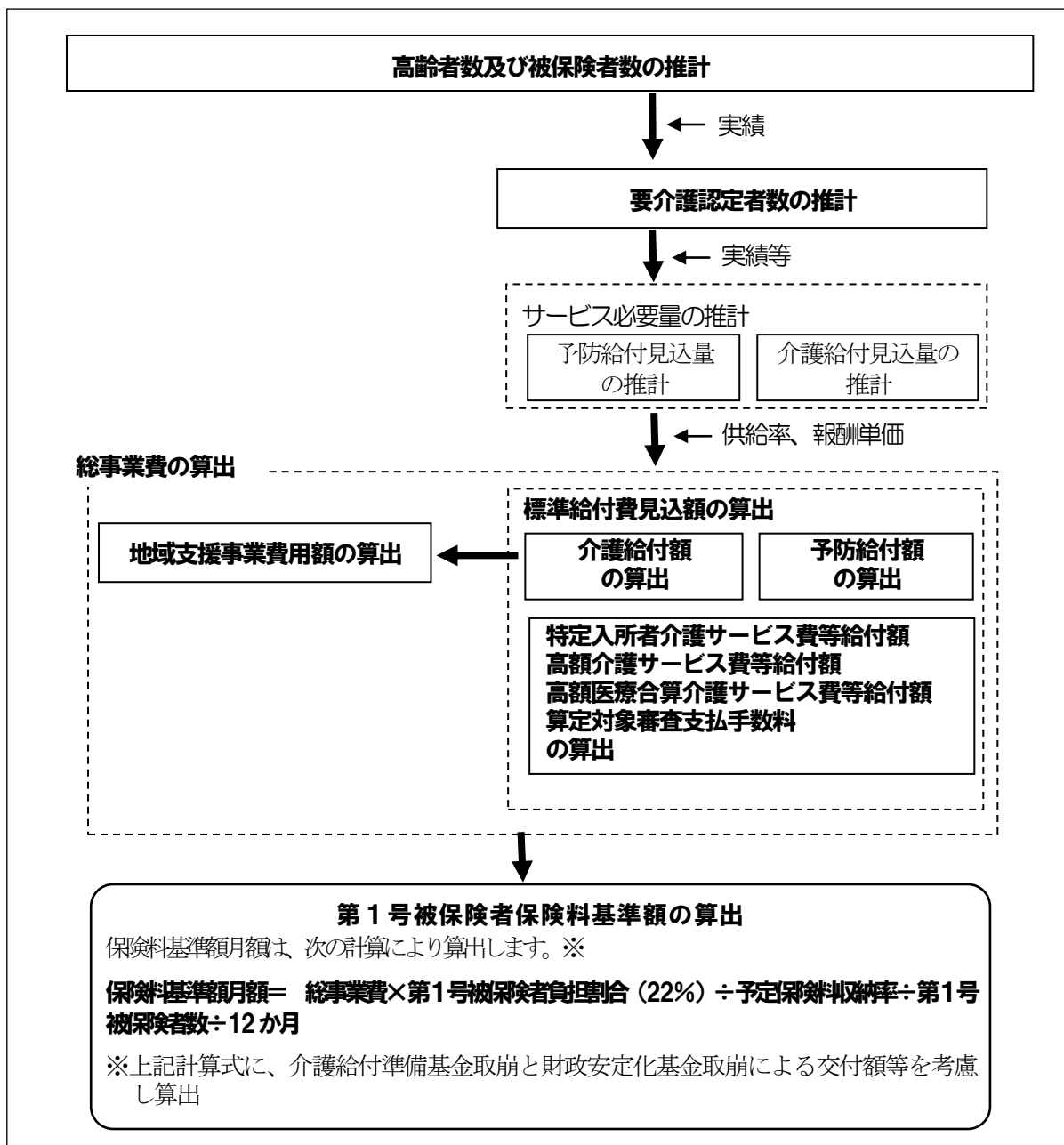
### 1 第6期介護保険料の背景と算出の流れ

第6期介護保険料の設定に当たり、その背景となる状況と算出の流れは次のとおりです。

#### 【第6期介護保険料の主な背景】

- ◇ 高齢化の進行に伴い、介護(予防)を必要とする方の大幅な増加が見込まれます。
- ◇ 65歳以上の方への日常生活圏域ニーズ調査によると、将来的に家族中心の介護を希望する方よりも、介護保険などのサービスを利用しながら暮らしたいと考える方が多くなっており、今後ともサービスの利用拡大が見込まれます。
- ◇ 高齢者数の増加に合わせて、65歳以上の方の財源負担割合が21%から22%に変更されます。(40~64歳の方の財源負担割合が29%から28%に変更されます。)
- ◇ 所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、国の標準の段階設定が6段階から9段階となります。
- ◇ 世帯非課税者(第1段階から第3段階)について保険料を軽減し、軽減した分を公費で負担する制度が盛り込まれます。
- ◇ 介護報酬の引き上げ(引き下げ)【詳細未定】
- ◇ 一定以上の所得者の利用者負担割合が2割になります。【詳細未定】

図表 72 第1号被保険者保険料基準額算出の流れ概要



## 2 介護保険料の上昇を抑制するための方策

介護保険料の上昇を抑制するために、次の対策を講じます。

- ◇ 準備基金（保険財政の「黒字」分を積み立てたもの）を取り崩し、財源に充てます。



### 3 所得段階別介護保険料

所得段階別の介護保険料は、次のとおりです。

なお、所得段階は、低所得者への配慮の観点から、国の標準の9段階をさらに細分化し、それぞれ所得に応じた保険料額を設定します。

図表 73 第5期（平成24年度～平成26年度）の所得段階と保険料額

所得段階		保険料率	保険料 月額
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	基準額×0.50	2,158円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.50	2,158円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	基準額×0.65	2,805円
	世帯全員が住民税非課税で、上記以外の方	基準額×0.75	3,237円
第4段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.83	3,582円
	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、上記以外の方	<b>基準額 ×1.00</b>	<b>4,316円</b>
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円未満の方	基準額×1.25	5,395円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上の方	基準額×1.50	6,474円



図表 74 第6期（平成27年度～平成29年度）の所得段階と保険料額

所得段階		保険料率	保険料 月額
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	基準額×0.50	円
	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	基準額×0.75	円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の方	基準額×0.75	円
第4段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	円
第5段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、第4段階以外の方	<b>基準額 ×1.00</b>	<b>円</b>
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額×1.30	円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額×1.50	円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が290万円以上500万円未満の方	基準額×1.70	円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上の方	基準額×1.85	円